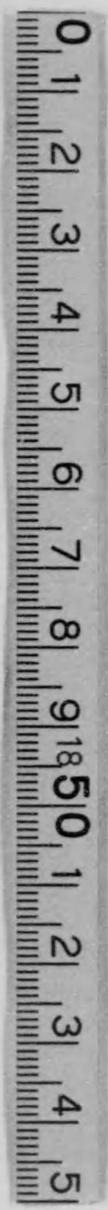
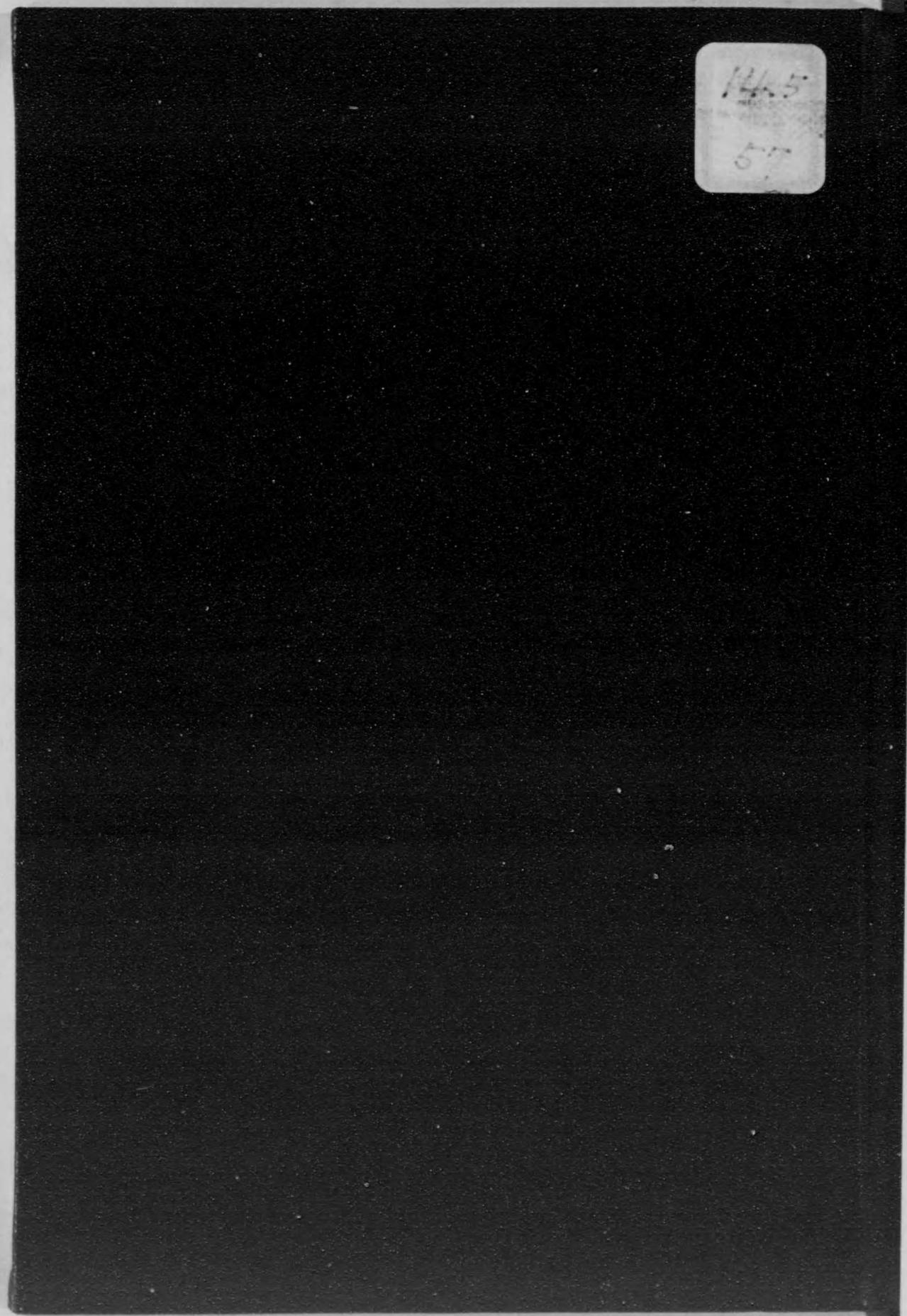
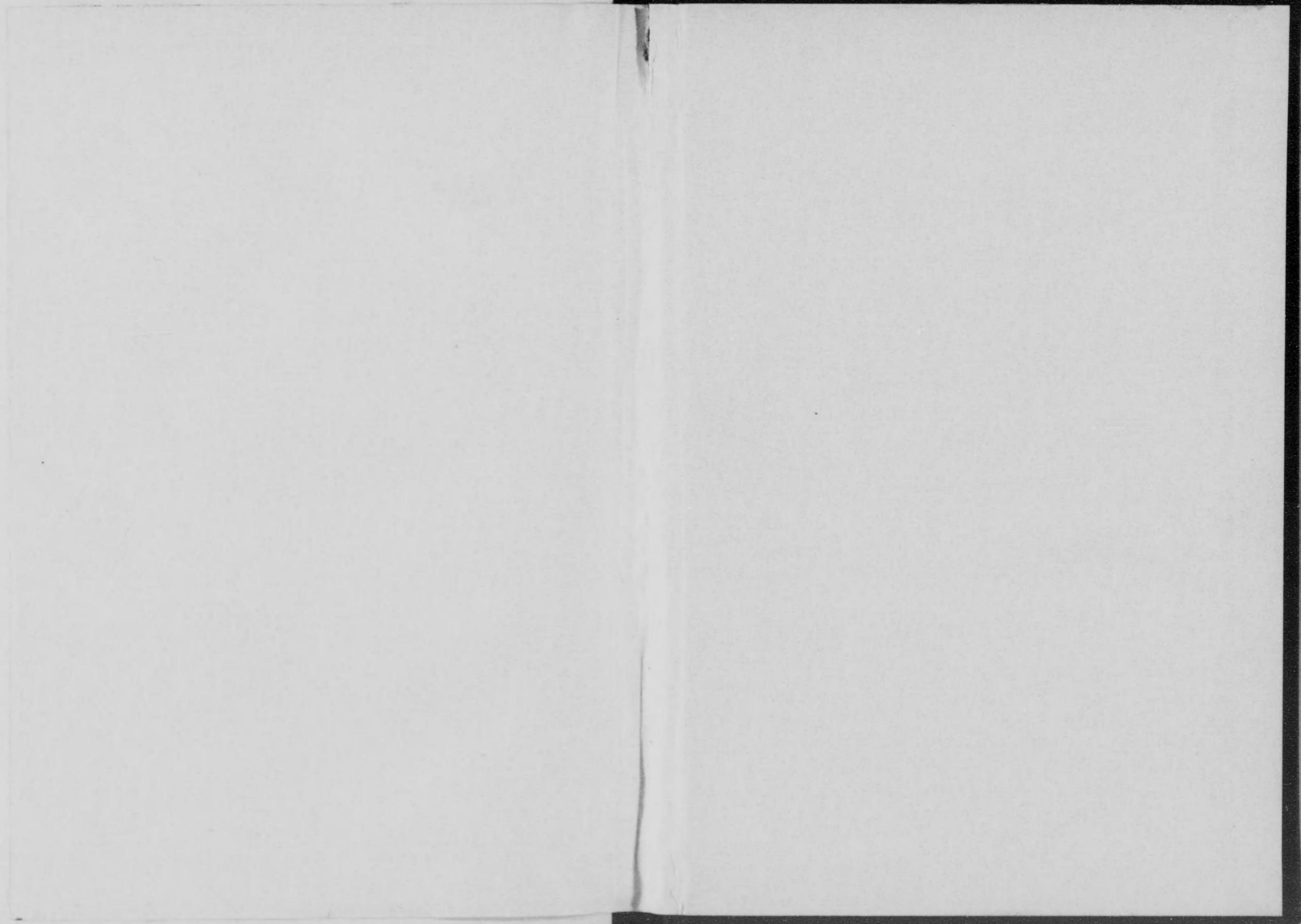


始



1445
5.17





斗 4P 52

史蹟名勝天然紀念物調査報告

第一

香川縣史蹟名勝天然紀念物調査會

序言

香川縣は史蹟名勝天然紀念物の豊富を以て天下に著はる。蓋し氣候
 溫和にして地味肥沃なれば自然物及社會の發展要素の具備せるに
 因る。史蹟に於ては我國の都に近く文明輸入の幹線路に沿へる事と
 て記紀以下の所載歴代天皇の盛業忠良賢哲の事蹟此地に關係を有
 するもの多し。名勝に於ては一方四國脊梁山脈を負ひ他方瀬戸
 面にせることごとく風光明媚にして四季の景觀に富める勝區多し。
 然紀念物としては氣候と地味との關係上多種多様の動植物を有し
 而かも其壽命の長きものあるによる。實に我香川縣は日本の縮圖と
 稱するも可なり。かく貴重なる史蹟名勝天然紀念物の豊富なるは天
 の恩惠なれば是を十分調査して必要なる保護を加ふるは緊要の事
 に屬す。

これが爲本縣は昨年史蹟名勝天然紀念物調査會を作り委員を設け



14.5-57

て調査に従事せしむ。されど設置以來日尙淺き事にて調査の及べるもの十の一に達せず。故に未だ之を整理し研究するの域に達せず。况や之が公表するおや。

されど過去に於ける調査の一端を整理し且公表するは事業の性質の諒解を求むるに於て必要なることなり。信じ今斷片的に其一部を公にす。固より九牛一毛なり。されどこれに依て保護を加ふることの必要なるものの如何なるものかを紹介することを得は幸甚なり。今後假すに年月を以てせば全部の精査を終り體系を具へたる報告書を出すを得んか。

終りに臨んで各郡市町村長及同吏員學校教員其他篤志の各位より實地踏査其他の上に幾多の便宜と援助とを與へられたることを深く感謝す。

大正十一年三月

香川縣史蹟名勝天然紀念物調査會

目次

第一篇 史蹟名勝の部

第一	栗林公園	(高松市)	一
第二	富田村茶臼山古墳	(大川郡)	一〇
第三	神懸山	(小豆郡)	一五
第四	屋島	(木田郡)	一八
第五	今岡古墳	(香川郡)	二七
第六	國分寺及國分尼寺	(綾歌郡)	三〇
第七	王墓山古墳	(仲多度郡)	三六
第八	條里の遺蹟	(三豊郡)	四〇

第二篇 天然紀念物の部

第一	栗林公園根上り櫓	(高松市)	三三
第二	白鳥町ランブロハイア岩脈	(大川郡)	三五
第三	絹島丸龜(神)島	(大川郡)	三七

第一篇 史蹟名勝之部

第四	二本杉附近天然林	(木田郡).....	七九
第五	寶生院の柏楨	(小豆郡) 外一.....	八〇
第六	乳薬師の公孫樹	(三豊郡).....	八六
第七	植田松	(三豊郡) 外三.....	八八

附 録

香川縣石器時代古墳時代遺蹟發見地名表.....	九三
-------------------------	----

第一篇 史蹟名勝之部

第四	二本杉附近天然林	(木田郡).....	七九
第五	寶生院の柏楨	(小豆郡) 外一.....	八〇
第六	乳薬師の公孫樹	(三豊郡).....	八六
第七	植田松	(三豊郡) 外三.....	八八

附 録

香川縣石器時代古墳時代遺蹟發見地名表.....	三
-------------------------	---

史蹟名勝天然紀念物調査報告

第一



栗林公園

一、緒論 我が國は東洋の花彩島として風景の絶美なることは世界の人々の普く嘆稱する所なり。國中到る所風致に富める所多く世界の公園たり。此天然の美に更に優秀なる人工を加へて作りたる名園國內到る所に存す。而して名園を口にするもの先づ第一に指を栗林公園に屈せざるはなし。世人或は呼んで日本三公園を超絶せる一大名園なりと稱し、或は誤つて三公園の一と稱す。かゝる名園を有することは本縣の誇りとする所なれば本縣人たるもの此名園を尊重して其名園たる所以を一層發揮せざる可らず。

二、所在地 栗林公園は高松市の南部に在り。面積十六萬五千五百三十八坪五合なり（現今名勝として内務大臣より指定せられたるはそれ以外の山林六萬四千八百三十坪を含み、總計二十三萬九百三十七坪五合を算す）其約三分の二は全山松樹を以て覆はれたる紫雲山の部分にして残り三分の一が平坦部に長方形の形をなし人工を加へられたる部分なり。此地方の歴史を見るに今日の公園の大部分は倭名類聚鈔の示せる坂田郷に屬し残りの部分は同書の示せる筧原郷に屬す。坂田^多郷は今日の鷺田村の全部及び一

宮村の一部是れなり。笠原郷乃波郷は今日の高松市の全部及び太田村の一部是れなり。此園敷地の大部分は元坂田村(今日の鷺田村の一部)に屬せしを明治七年地籍の編入替をなし上ノ村に編入し、上ノ村は栗林村に併せられ栗林村は大正十年十一月一日高松市に併合せられたるを以つて同園も從つて高松市の一部となれり。

此園以南の早くより開けたりしことは石清尾山麓殊に紫雲山摺鉢谷に存する石塚によりても知らる。石塚は考古學上有名なるものにして此塚の内部より出でたる鏡鑑銅劍等は此石塚の古墳前期の築造物なることを證明して餘りあり。國造時代(神櫛王は讃岐國造の祖須賣保禮命は神櫛王三世の孫)に此地は既に民庶繁殖せしもの如し。香川郡の地方は秦氏の繁殖せし所なれば此地方も秦氏との關係は極めて密接なるものあり。又石清尾八幡宮は延喜十八年の勸請と傳へらる。これも此地方の漸次北方に開け行きし模様を知ることを得べし。源平時代には山麓の地を餘して海岸線は園の附近室より東方に長汀曲浦を作りて屋島の附近に及べるもの如し。建武年間細川律師定禪の據りし坂田の地は此附近即ち室たりしなり。定禪は詫間、香西等の豪族を從へ讃岐國守護たる舟木頼重の軍を屋島に破り是を京師に走らすとは太平記の語る所なり。生駒近規天正十五年八月讃岐國に封せられ黒田如水の繩張に據りて新城を築き高松と名付くるに及び此地方は益繁昌せり。

生駒氏の時今の公園の地は其家臣佐藤道益の居室たり。

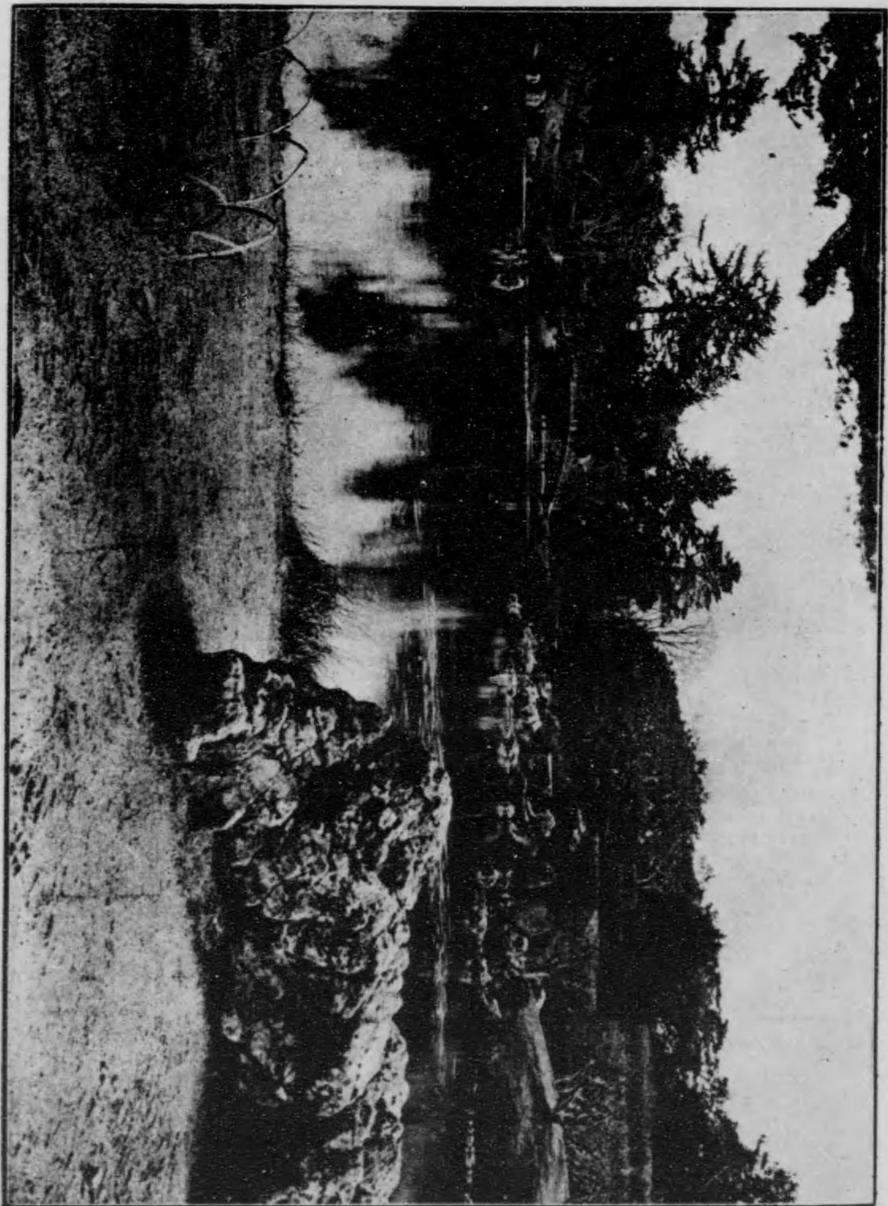


圖 公 林 栗
(▲望ヲ橋月假リヨ近附館斗星湖南)

三、沿革 寛永十七年生駒侯故あつて國を除かるゝや其翌々年即寛永十九年松平頼重常陸下館より移りて高松に封せらる。この頼重始めて此地即紫雲山の東麓湧泉豊富なる位置を相し、幕府の吹上園を模して園を築造し以て別荘と爲す。二代頼常、三代頼豊を経て大に備はり、四代頼桓に至り略完成す。頼桓は文藝に親しみ文人墨客を會して屢此園に詩薈を催せり。今日傳へらるる園内六十餘景の名稱は恐らく此頃附せられたるものなるべし。次で五代頼恭延享年間大に修理を加へ遂に全く完成せり。實に創始してより五代百餘年の經營を致せるものなり。爾來松平氏累代の別荘たり。民稱して御林と云ふ。維新後一時私人の有に歸し庭木は伐られ庭石は運ばれ荒廢に歸せんとせしが、名東縣管轄中權令古賀定雄内務卿に稟議し太政官布告に基きて公園とし明治八年三月縣令を以て規程を定め有志者を勸めて梅桃花木を栽へしむ。其後有志設立の甘棠社又は香川郡役所に託して其維持保護を謀れり。同三十年十二月本縣知事徳久恒範は栗林村外三箇村に跨る石清尾官林の内に就き官有財産管理規則に據り公園區域擴張のこゝを政府に稟請し、山林十一萬六千五百九十二坪使用の許可を得たり。是に於て從來の平地を合して全園の面積十六萬五千五百三十八坪五合となれり。同三十五年關西府縣聯合共進會を高松市に開きしより本園の名聲頗る高きを加へぬ。同三十六年十月 東宮殿下本縣に行啓あり鶴駕を園内星斗館に駐め給ふこと四日 殿下より金一封を賜ふ。仍て縣會の決議を経て下賜金を基本とし維持基金を積立て其管理方法を定め特別經濟として之を處理せり。殿下は又本縣知事小野田元熙の稟請を嘉納あらせられ涵翠池東南の小

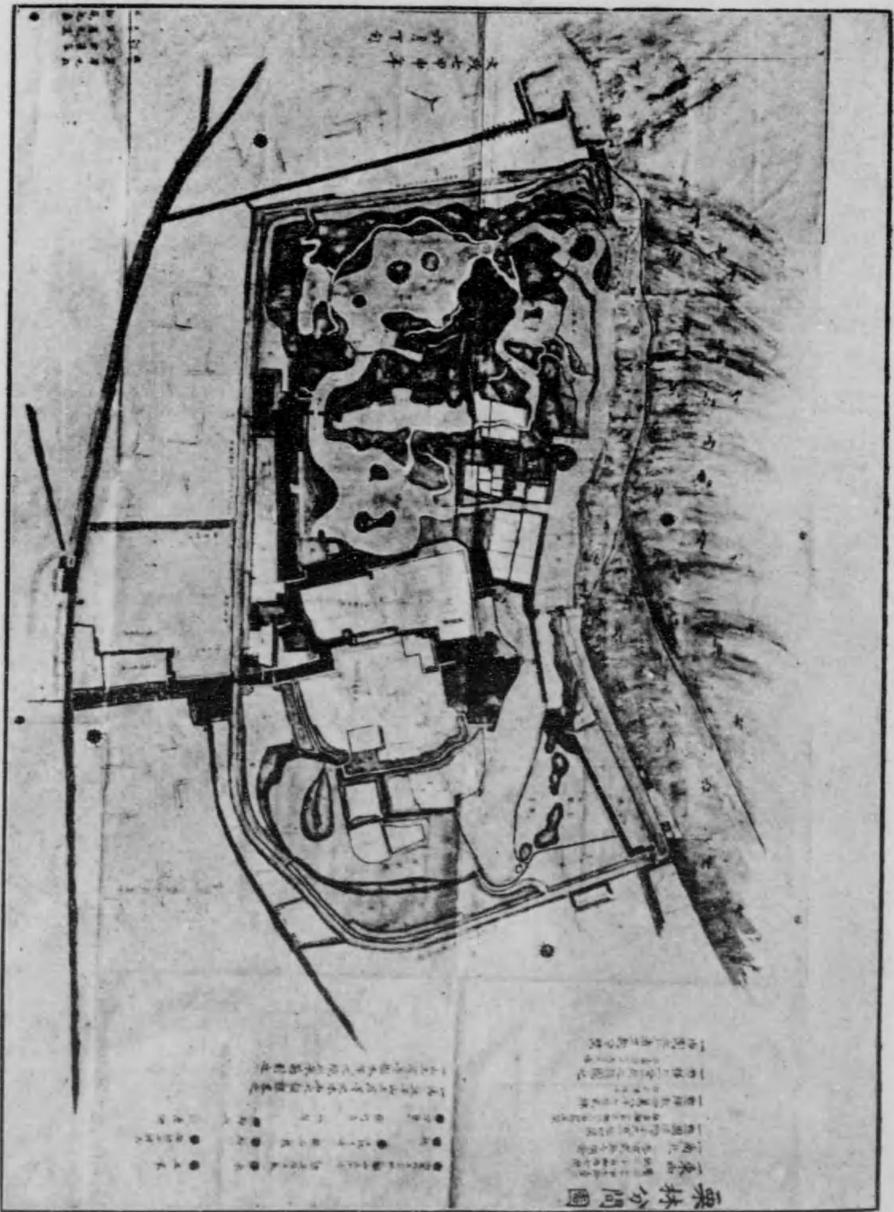
丘に稚松一株を手栽あらせらる。後小碑を其傍に建てて恩榮を記す。同四十年二月栗林公園職務規程を定む。同四十一年六月栗林公園保勝委員規程を設け一園の事に關しては委員に諮詢すること爲せり。北庭は維新後全部毀廢に委せしが改修の期熟し、同四十四年四月工を起し芙蓉、群鴨の二池を浚渫擴張し運動場を設け永代橋を架設し瞰鳴閣、香風亭、枕流亭、紫明亭を建つる等の大改修を爲し之が經費貳萬七千圓を要し大正二年四月に至りて竣工せり。擔當者は宮内省内苑寮技師市川之雄なり。

大正三年三月廿一日 皇太子殿下、淳宮殿下、高松宮殿下の行啓あり。

今や園内中央に商品陳列所、公園事務所等を始めとし運動場、遊戯場、動物園、花壇以下幾多の改築行はれて舊態を改めたる部分あるも、公園中の南半は大なる變化を見ることなく純粹の日本式園趣を保存して築設當時の面影を偲ばしむるに充分なり。世の公園浴々として西洋式の園趣を模するに汲々たる時に當り本園南半の純日本式の固有の特色を有するは本園の價値の倍々大なることを示せるものなれば、縣民たるものは保存と價値發揮に努力する所無かる可らざるなり。

本園を栗林公園と稱する所以に就きては諸種の説あり、或は此地栗樹の林ありしなりと或は此地の舊名なりと或は抑公莊子の字を以て之に流けしものかと。

四、結構及び景觀 今本公園の様式、手法等造園上の技巧を述ぶる所あらんとす。松平藩公時代の状態を窺ふに今公園事務所に藏する園の古繪圖二面を見れば其の大様を知ることを得。それによれば園は中央



(圖 繪 ノ 年 七 栗 政 文)

部に於て辨を以つて南北に區劃せられ自ら南庭、北庭の二大部に分たる。北庭は檜御殿今の商品陳列所の所在地を中心にして群鴨池、芙蓉池、樹林等で覆はれ本園中にも大なる造園的技術の見るべきもの無し。正門は今日の切手門にして別に南庭に入るべき萩御門あり、又北庭の西北隅に北門あり北庭は現今の如き西洋式公園と改造せられたるものなれば頗る著しき變化を見るも、南庭は大なる變化なく當時の面目を大体に於て保存せるは頗る喜ぶべき事と言はざる可らず。

本園意匠上の動因は果して如何なりしか、今日容易に窺知することを得ざれども作品に表現せられたる結果より云へば二大特色の存することを知り得べし。二大特色とは一に曰く鬱蒼たる紫雲山の松林を利用して雄大なる背景を作れること二に曰く豊富なる湧泉を利用せること是れなり。従つて此園が到る所に松林を採用して全景の基調とし背景を巧妙に取り込むと共に景の統一を圖れることは、驚くべきものなり。變化と統一との巧妙なる調和は到る所に發見せらるゝ所にして本園程池沼水流等の布置の複雑を極むるものは他に例を見ざる所なり。京都西芳寺の如き心字を象徴して頗る複雑を極むも雖本園には比すべくもあらず。

本園藏むる所六十餘景、六大水局、十三大山陂を巧に配合して作れるを見る。六大水局とは西湖、南湖、北湖、涵翠池、潺湲池、芙蓉沼にして十三大山陂とは飛來峯、巾子峯、旋丘、回中、浴巖、櫻山、落山、冠松岡、鳳尾塢、會仙巖、小普陀、赤松林、修竹園と云ふ。獨り六大水局十三大山陂のみならず今園中

に存する丘岳、園林、池沼、島嶼、溪川、橋梁、建築等を部門別として名稱を有するものを擧ぐれば大
様次の如し。

丘岳園林 旄丘、渚山、脩然臺、飛猿巖、回中、飛來峰、冠松岡、巾子峰、芙蓉峰、小普陀、鳳尾塢
赤松林、黒松林、竹林、楓岸、鹿鳴原、會仙巖、通山、石壁、斷虹杜、脩竹岡、百花園、橘園、
櫻園、梅林、茶園

池沼 芙蓉沼、群鴨池、西湖、北湖、涵翠池、東隈、西隈、曲隈、南隈、寄星泉、睡龍潭

島嶼 杜鵑嶼、天女嶼、楓嶼、仙磯、慈航嶼、瑤島、前嶼、後嶼

溪川 潺湲池、玉澗、清水流、青溪、棋子澗、翠、澗、大堰川

橋梁 迎春橋、偃月橋、梅林橋、太鼓橋、泌持橋、列岸梁、津筏梁、良則梁、蓮池梁、棧道

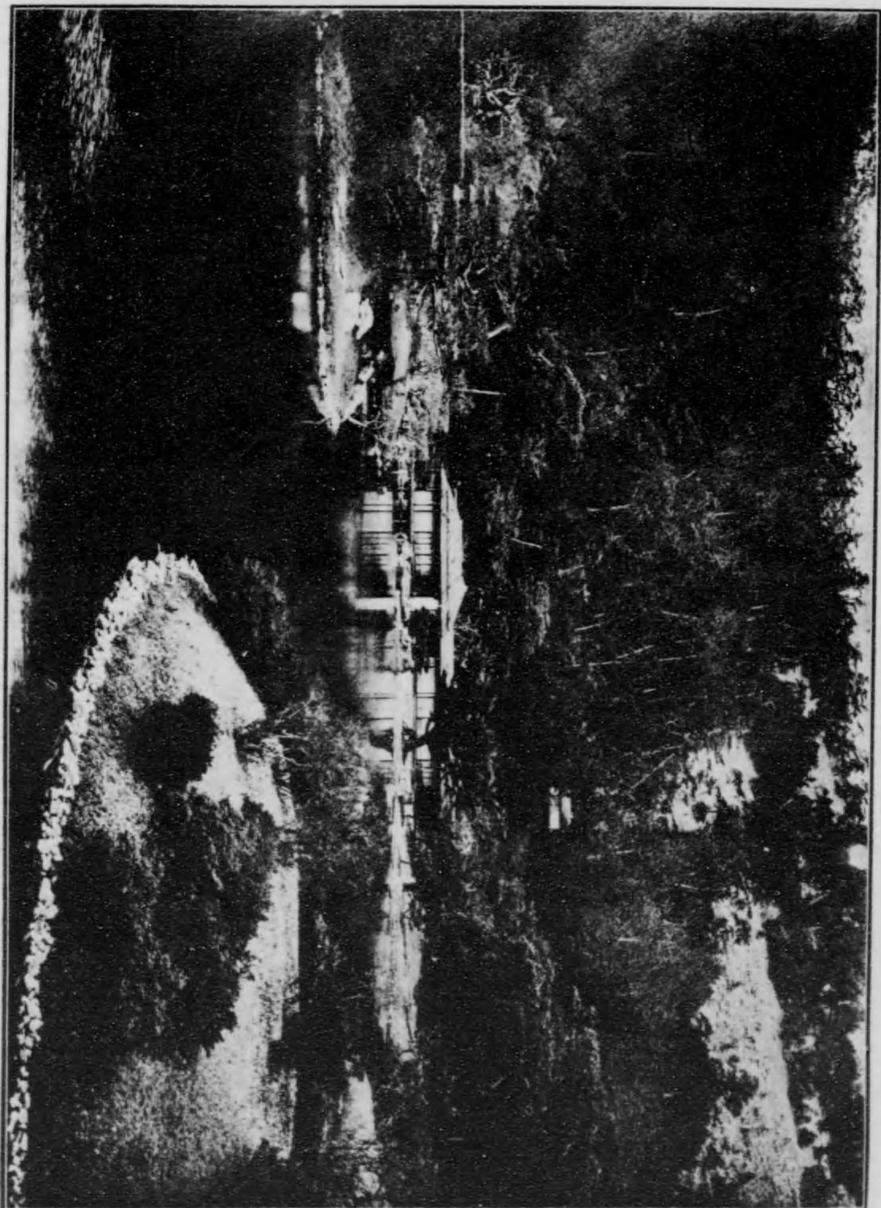
建築 商品陳列所、掬月亭、星斗館、初菴觀、憂玉亭、時雨亭、日暮亭、考槃亭、會仙亭、栖霞亭、

留春閣、大悲閣、講武榭、愛駿榭

(以上の中には現今存せざるものもあり)

此等のものによつて現出せられたる六十餘景は其風致の美妙にして手法の巧妙なる實に驚くべきものあり。

六十餘景を一々列擧するは頗る煩しければ岡長祐の栗林莊詩三十八絶に示されたる名稱を掲ぐるに止め



栗林園公亭月御(湖南) (栗林園公亭月御(湖南))

む。(岡長祐は高松藩儒にして字は子申初名正吉通稱平藏長洲と號す、元文頃の人なり)

嶮口 潺湲池 芙蓉沼 西湖 百花園 會儂巖 憂玉亭 鹿鳴原 石壁 桐柯石屋 脩竹岡 慈航嶼
小普陀 南湖 楓岸 冠松岡 飛來峯 考槃亭 偃月橋 回中 飛猿巖 棧道 玉 迎春橋 留春
閣 講武榭 栖霞亭 渚山 掬月樓 涵翠池 鳳尾塢 北湖 芙蓉峯 楓嶼 杜鵑嶼 天女島 梅林
橋園

かゝる景色を大觀して一定の統一法則により七大部に區劃して聊論究する所あらとす。

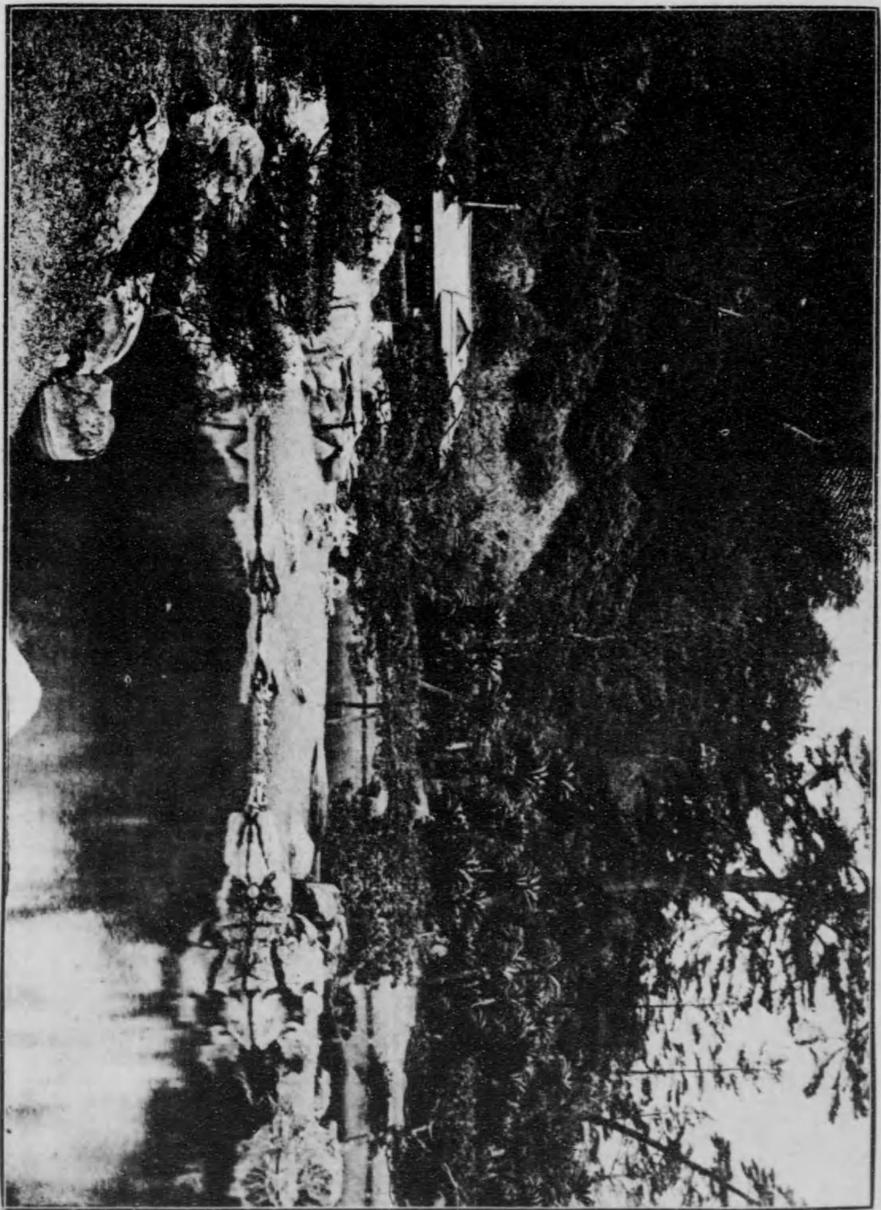
七大部とは (一)商品陳列所を中心とする内廓 (二)群鴨池 (三)芙蓉沼 (四)西湖 (五)北湖 (六)涵翠池 (七)南湖是れなり。内廓は建築を中心としての平地にして芝生と花壇より成る平板式の所にして廣潤と明るさの感を與ふ。群鴨池は鬱蒼たる樹木に圍まれたる靜かなる水を湛へ鴨の群居る等靜中動觀を與へ幽邃にして複雑なる感を興す。芙蓉池は雄大にして淡明なるの感を與ふ。西湖は山麓に接して窮まるが如くにして又開け、幽邃閑雅の情を興す。北湖は松林一點張にして單純なるを示せとも其中雄大なるを感せしむ。涵翠池は背景全山に接續して秀麗の感を與ふ。南湖は島嶼と亭榭と橋梁と岩石と樹木とにて巧妙に點綴せられ頗る變化と統一の至上域を示し優雅の感を與ふ。

徳川時代初期に於ける偉大なる造園家小堀遠州が京都桂離宮に始まれる造園の様式即ち桂式はよく本園に現出せられ、是等の大局部を中心として幾多の小局部を附設し全體として相互に關係聯絡を有し一廓

一境實に鎌倉時代の繪卷物を舒ぶるが如し。南庭中の中心庭園建築は翔月亭、星斗館、初菴觀(今なし)の一構にして此建物は一面翔月亭と星斗館によりて南湖に臨み他面星斗館初菴觀により涵翠池に接す西湖、北湖も此建物と聯關を有するも西湖は紫雲山との調和を取りて幽邃の趣を加へ北は檜御殿(現今の商品陳列所に在り)に對しての調和の爲雄大にして單純の趣を加へたるが如し全園の周圍には水を繞らして防備上の注意を拂へりかくて全園の調子は單純なるが如くにして而かも複雑の妙を極めよく兩者を統一せり本園の細部の手法は寫真的よりも便宜的のもの多し、例へば池畔及び島の周圍の如き亂石積の部分は少く多くは軟かなる曲線を有する汀線を玉石にて圍めり。植込の如きも多くは強き刈込を加へ強調の目的を達せり。南湖の三島中最も近き楓嶼は楓を選んで強く刈込を加へ便宜的手法の最も著しきものなり。然るに天女嶼には松、うばめかし、あらかし等を用ひて稍輕度の刈込を加へ杜鵑嶼に至れば更に變化の度を柔げたり。同様の手法は南湖の兩岸の汀より周圍の自然式の植込に至る間にも施されたり。かく加工度の漸層を周圍に適合せしめて遂には紫雲山の嵐翠と融合せしめたり。石組の如きも涵翠池の瑤島は最も良く江戸時代石組法の古態を存せり。

岩石は花崗岩、安山岩、凝灰岩、青石等を隨所に利用せり。

植物は松を主木としながらも楓、櫻、梅等の花木を加へ竹、蘇鐵、躑躅、茶、蓮等をも配合し、うばめかし、あらかし、ひひらぎ、もち、つばき等をも交へたり。



園 公 林 栗
(八景ヲ島尾嵐リヨ方西館斗星池翠瀾)

動物としては鯉、鴨、鵝鳥等を放養し殊に清澄なる湧水中に鯉の躍動せるは見物なり。

本園の批判を試みるとすれば第一に地割上平板に失して立體的變化に乏しきこと、第二に一體に平明に失して明暗動靜等の劇的變化に乏しきこと、第三に地割上に整然たる秩序なく偶發的結果に過ぎざるが如き點あること、第四に芙蓉峯、飛來峯の如き穉氣に満ちたる局部を展望臺とせること、第五に創作的氣分の乏しきこと、第六近來西洋の様式の加はりて日本固有の様式に損せられたること、第七俗惡なる建築物の増加せること、第八心なき修正増補の加へられつゝある事、第九園の周圍の不潔なる事、第十園の近くに工場が多く設けられたること等なりとす。以上の中第一より第五迄は造園最初の點に關するもの多く第六より第十迄は近來に於ける園の損壞に關するもの多し。

五、結論 本園固有の價値は純日本庭園の面影の儼然として存することに於て徳川時代造園上の技術の遺憾なく發揮せられたる跡を見るを得べし。徳川時代初期に造られたる日本各地の名園の手法は大抵本園に採用せられたるを以つて本園を仔細に點檢すれば各地の名園との共通點を發見するを得べし。而して近來日本各地に設けらるゝ公園は大抵西洋式の模倣にして本園の如き純日本式の部分を有する園は漸次其の數を減少せんとするものの如し。かゝる際に於て本園の保護の極めて緊切なるを感得せずんばあらざるなり。若し本園にして徒らに北庭の様式を擴張して南庭に及ぼす如きことあらんか本園の生命は茲に終りたるものと言はざる可らず。かゝる名園を珍重し保存法に注意するは實に國家の責任なりと同時

に本縣人の責任なり。心ある人それ此點に十分の注意と努力とあらんことを望む。
 内務省指定(官報第二千八百七十七號)
 大正十一年三月八日内務省告示第四十九號を以て史蹟名勝天然記念物保存法第一條に依り第一類名勝として栗林公園は指定せられたり。

名稱	地名	地名	地番	地目	地積	所有者
栗林公園	香川縣高松市中野町			公園地	一一六、五九二、〇〇	國
	同縣香川郡鷺田町大字坂田				四八、九四六、五〇	香川縣
	同縣高松市栗林町		一、五六四、〇二	同		
	同市中野町		四一〇、〇二	同	一一〇、〇〇	同
	同所		四一一、〇二	同	六九、〇〇	同
	同所		四一一、〇三	同	一〇、〇〇	同
	同所		四一一、〇一	同	六三、〇〇	同
	同所		四一〇、〇三	同	六九、〇〇	同
	同所		四一〇、〇一	同	二四八、〇〇	同
	同所及宮脇町		石清尾國有林第三五林(イ、ロ)小延	山林	六四、八三〇、〇〇	國

第二 富田村茶臼山古墳



茶臼山古墳

一、名稱 富田村茶臼山古墳、土地の人は單に茶臼山と稱せり、又千壺山と稱する者もあり是れ埴輪圓筒を多く出でしより名付けられたるものなり、現今頂上に妙見神社を鎮座せるを以て妙見神社の名にて呼ぶ者もあり。

二、所在地 大川郡富田村大字富田中字西岡に在り高松より引田に通ずる國道の南方に在りて道を往來する者には直に望見し得べし。

三、形狀寸法等 偉大なる前方後圓墳にして西方に向つて作られたり

周圍一千三百六十二尺六寸(二百二十七間一合)なり

前方部は基底に於て横徑二百二十八尺頂上に於て四十二尺にして其間を三段に造られたるも現今は開墾して畑となれる關係上各段の長さを測定すること難し。

前方部の基底と頂上との間隔は正面に於ける斜面の長さ八十四尺左右稜角の長さ百三十二尺なり。

前方部中央に於て縦徑百七十六尺四寸横徑三十三尺なり。

其左右の稜角より基底に至る斜面の長さ左方九十六尺右方百二尺なり。

前方部と後圓部との隘れ目は横徑二十七尺にして稜角より基底に至る斜面の長さ左方九十尺右方百二尺なり。

後圓部は妙見神社を鎮座する爲め上部を平面し其の直徑六十六尺にして圓周二百八尺なり。

後圓部の頂上平坦部圓周の稜角より基底部に至る斜面の長さは正後方部百三十三尺二寸にして左方は六十尺乃至六十六尺右方は百二十六尺乃至百三十二尺なり。

高さは前方部の最高四十二尺中央凹部(隘れ目)三十六尺後圓部五十七尺なり。

基底に於ける後圓部の横徑は二百四十尺にして全體の縦徑(前方部の前端より後圓部の後端迄長さ)は四百八十尺なり。

埴輪圓筒は多く存在せしも現今は濫掘せられて影を没し破片のみ出づ又葺石は處々に残れり。

古昔は周濠ありしが現今は東南の一部の周濠が溜池となりて僅かに面影を存し其面積を擴大せられたるものの外は總て水田となり居れり、而して濠の水田となりし部分は他より水平面低くして地形明に濠たりしことの痕跡を存す、濠の水田となりし部分は田地の形狀茶臼山を繞りて環狀をなし茶臼山の基底部の形狀に合せり、今より五六十年前後圓部の頂上より發掘を試みたるものありしが板狀の石を數枚發掘して中止せりと、現今妙見神社の左右兩側方に此板石の散亂せるを見る。この發掘が那邊迄及びたるかは今明かならざれども櫛の一部を破壊したることは明瞭なり其以上破壊せられたるや否やは今日古老に尋ぬるも記憶不確實にして判明せず、陪塚と認むべきもの附近に見當らず。

四、現狀 現今は周濠の大部分は水田となり前方部の頂上及前方左右の側方は共に開墾せられて畑又は水田となり著しく原狀を破壊せり、古墳の區域内に建築せられたる家屋五軒(妙見神社殿を除く)及び其中

古墳の丘陵に據るもの前方部に二軒後圓部に一軒(社殿を除く)なり。

五、由來徵證傳説

富田の地古昔は難波郷と云ひ後富田郷となれり、倭名類聚鈔に難破上同とあり、高山

寺本には注の四字なし、伊豫に難波郷の名あり、上同本音とは難を字の如く讀む意味にて難破と難波との區別を明にせんせしものなるべし、攝津の難波はなにはと讀み、此はなんばと讀ましむ、破と波とは音相通ず。其例には日本書紀の天平九年紀に「田邊史難破」一本に難波に作る、景雲元年紀には皆難破に作れり、東大寺文書天平十七年の官奴司解にも難破と用ひ居れり。

難破が何時頃富田に改まりしかは明ならざれば嘉元御領目録に「富田庄六條中納言小御處年貢五萬正可沙汰之由」と見ゆるを以て其以前に改まりしものならん、それ以後は今日に至る迄富田の名を存せり、建長二年道家關白處分記に「讃岐國富田莊故左大臣領也」とあり、古昔の富田郷は現今の富田西、富田東田面、南川、五名を包含し現今の村は富田西、富田中、南川のみを包含す、此茶臼山につき讃岐史籍の擧ぐる所の一二を示せば

三代物語には

「茶臼山 山の形丸く西の方へ長き尾有賀塙山の廻り二三段の曲輪地を堀は土甕多く埋有り山の石皆黒油石也、裾古廻り堀にて有りし乎今深田と成る。由緒有山に哉傳記なし、神佛も無之天保中妙見宮を祭る曲輪は畑とす山の形を以て名とする乎。

古書に曰日本武尊白鶴と化し玉當國に來給陵也と云是可信所也
全讀史には

「仁德帝陵在寒川郡富田東村

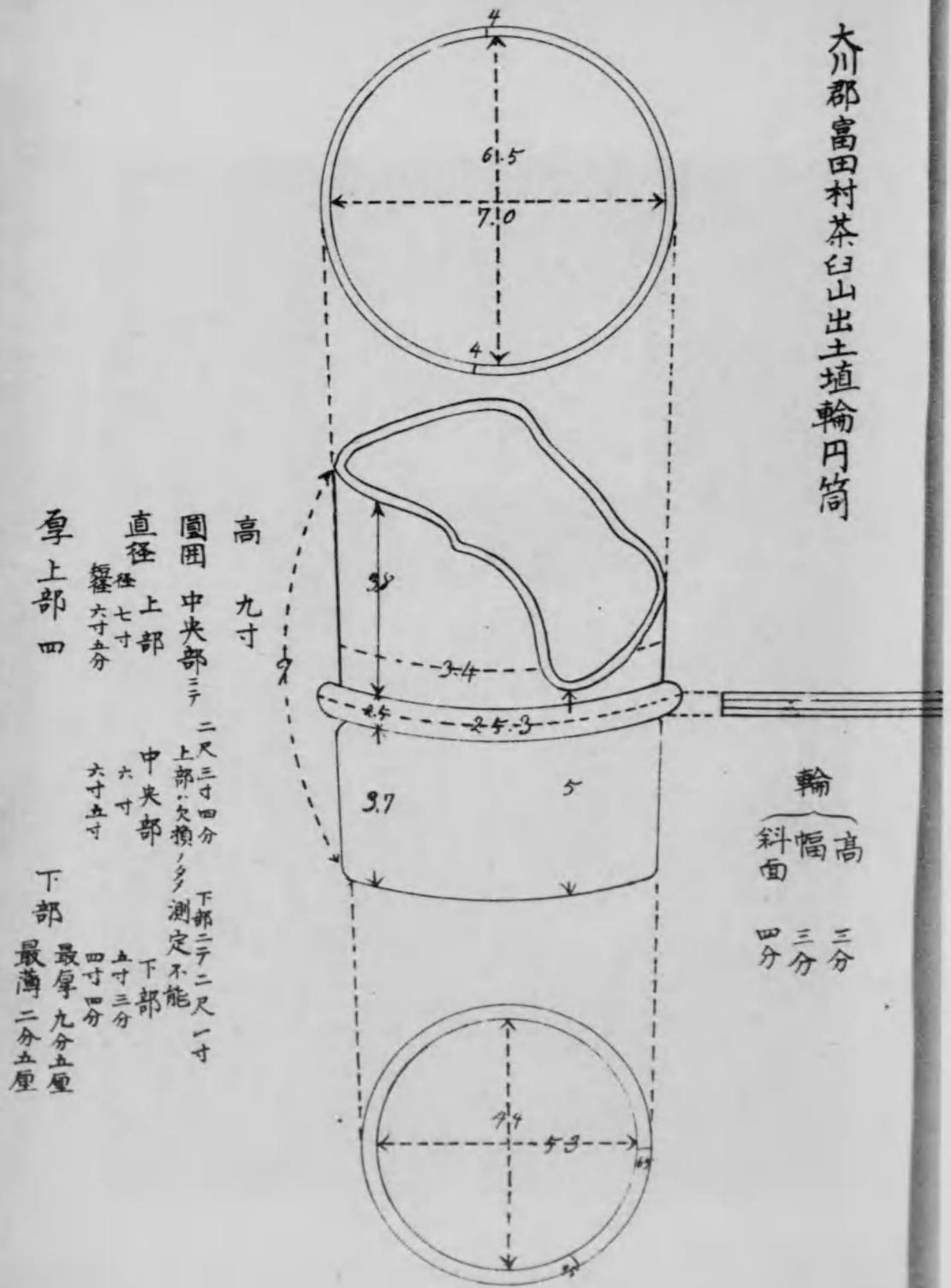
今日茶臼山是也。倭名鈔謂此地曰難波郷蓋以有此陵也。然則當時感帝德而築此陵也。然而近歲失其名無知者予推地理開于彼詢于此而得之可謂幸矣。」

此古墳は一時寒川右馬允此處に城を築きて居れり、此古墳は何人の墳なるかに至りては俗間諸説あり前記の史籍にも見わたるが如く、或は日本武尊の御墓なりと云ひ、或は仁德天皇陵なりと、或は仁德天皇の御子難波皇子の御墓なりと、今俄に信じ難し。

何人の墳墓なるかを知らんとせば上古此地方に如何なる名族の住居せしかを知つて其より推すを以て眞に近しとなす。

上古の讃岐の東部は讃岐氏の繁殖せし所にして五十河彦命神櫛王の子孫の讃岐氏と稱し、後分れて多くの氏を稱するに至れる所なり。難破なる地名を考究するに新撰姓氏録には難波氏は久米臣天足彦國押人命五世孫大難波命之後とあり、又成相の眞人敏達皇子難波王之後とあり、香川郡に成相郷あり伊豫に久米郡難波郷あり、四道將軍大彦命の裔に難波直あり、蓋し上古此地に此等の裔の名族住居し其の一族祖先首領たるものの墳墓ならんか、尙後考を待つ。

大川郡富田村茶臼山出土埴輪円筒





茶山古墳出土土輪圓筒

第四 神懸山

一、神懸山の景觀

山麓より三十町海拔約三七〇メートル東西約二里、南北約半里に亘り文墨社會にて鍵掛鉤楮、浣花溪、寒霞溪と書す。

相傳ふ應神天皇二十二年(紀元九五一年)秋九月朔天皇淡路に狩りし轉して吉備に幸し、小豆島に遊びこゝに登山し給ひ、峻峴巉壁登攀に難く、乃ち鉤を岩角に懸け僅に山頂に達し給ひしより鍵掛の名ありと關西の勝區にして全山の地質花崗岩其基礎を構成し、火山岩類之を被覆し、大氣水蝕の作用により峰巒奇絶、怪巖秀絶、松杉雜樹其間を點綴し澗水其中に流れ、一步進めば一景を呈し實に溪山の勝其妙を極め、天下の絶景豊の耶馬溪を凌ぐと稱せらる。而して此景勝春花夏綠秋葉冬雪何れも佳なりと雖も晩秋満山錦繡遠眺透明の時を以て最壯とす。近時遠近觀客年に月に益々多きを加へ就中十月、十一月の交は日々遊客踵を接し山麓島醬油販路の擴張と共に草壁町附近の民勢大に發展するに至りき。

鍵懸山移文

成島柳北

夫れ天下の名山多し然れども其奇石靈妙なる秀美清幽なるもの爽快活潑なる鍵懸の如き者は余の未だ嘗て見ざる所なり其山質皆石にして峻嶂巉巖相對峙し劍の如く門の如く怪獸翔禽の如く其奇景名狀すへか

らず而して山中雜樹稀にして翠松紅楓相映して深澗飛瀑の間に點綴し一步一景變幻極りなく其頂に至れば回顧皆海にして讚阿の山水播備の城市歴々雙眸に擯る眞に宇内の絶勝なり余の斯山に登るや實に明治二年十月某日なり蕪詩數首あり今其一を録して證とす

絶勝始疑天有私 丹青難寫况文詞 半生憐我煙霞痼 未識溪山若個寄

神懸山 岡本 黄石

愈出愈奇千百峰 一峰一步換形容 神鏡鬼鬘冠天下 耶馬溪山却笨庸

神懸山 しげる(貫名海屋)

きのふけふ花のしらわた葉の錦神山姫のいごまあらすも

同 可 大

吹あたる岩に雲ちる紅葉哉

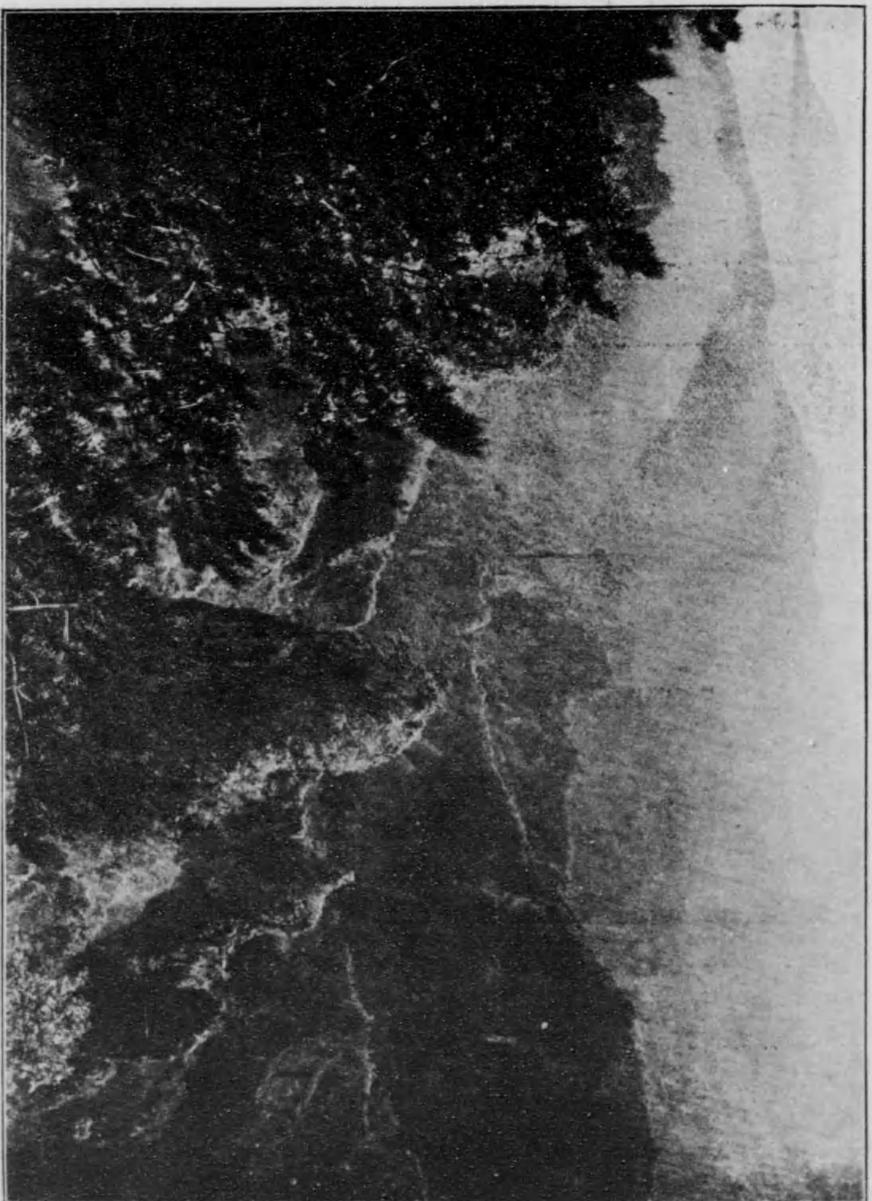
(碑 石)

山腹に神懸山名稱辨の碑あり明治三十年一月三日山麓の碩學中桐儉吉の撰文を刻す

山巔四望頂には猿蓑の碑あり安政三年(紀元二五二六年 孝明天皇家定將軍)山麓の人中桐在水大橋子朔等の首唱により當時來

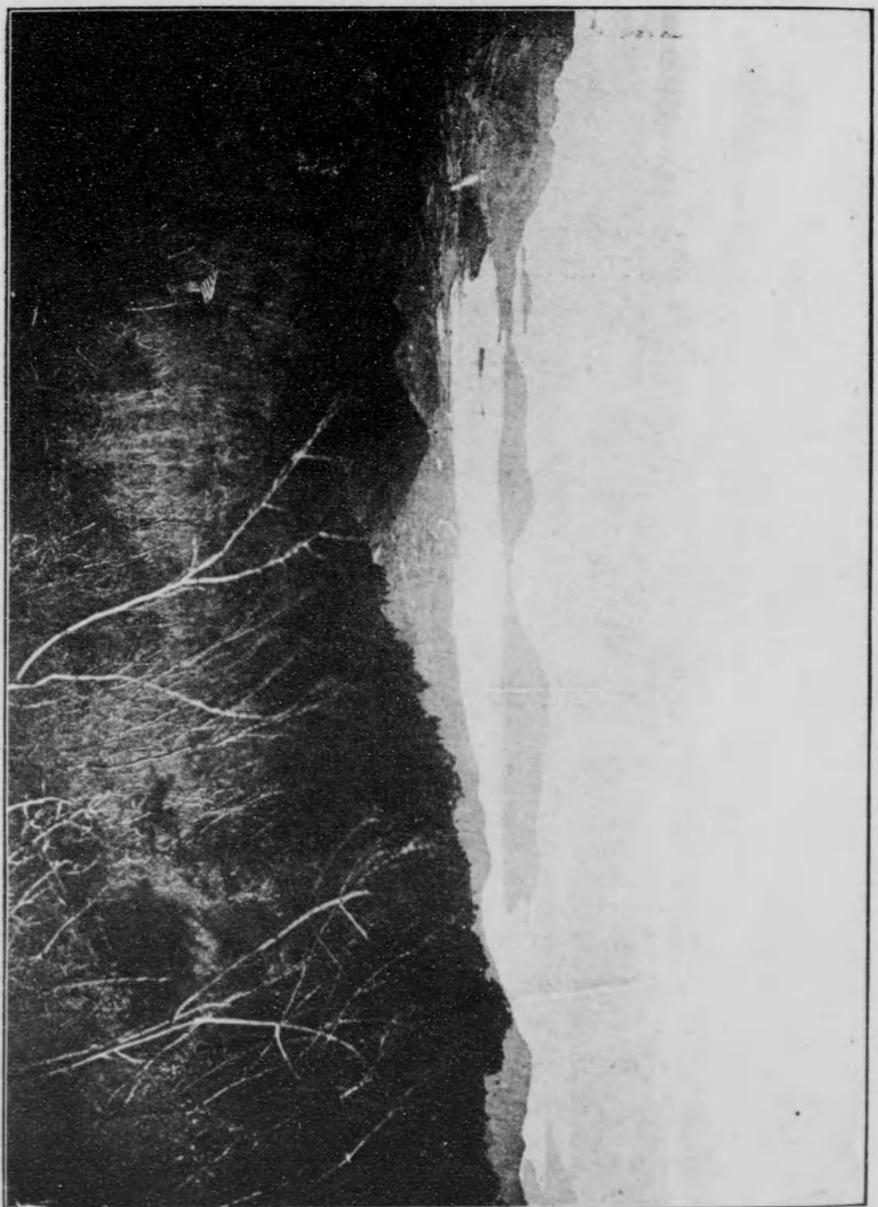
遊中の俳人可大に囑し蕉翁の名吟「初しくれ猿も小蓑をほしけなり」の句を書せしめて刻せしものなり

二、星ヶ城 (神懸山に連り安田村に屬す)



(部) 一 三 懸 之 神 景 本)

（部） 山 懸 の 神 景 （裏）



神懸山の東三十町にあり、嶮岨山と稱し郡中第一の高峰にして海拔八一六メートル其頂に上れば四國中の山水一眸に集り無數の船舶脚下に往來して眺望實に壯絶なり

東峯神社に天御中主神、高御産日神、瓊々杵尊、天兒屋根尊、天太玉尊の五神を祀り西峰神社に大野手姫命を祀る、古記に應神帝蒲生半坂に肇煙せられし五百年の後此に遷座せりといふ。

此山は興國元年(後村上天皇紀元二〇〇〇年尊氏將軍)備前兒島郡飽浦の城主佐々木信胤城を築き地方の士をして守らしめ方士城と名けたりといふ、(又城に登りて攝播備讃の諸城を望めば恰も破軍星の如きを以て星か城と稱せしとも傳ふ)太平記に備前國の住人佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤早馬を打て去月二十三日小豆島に押渡り義兵を擧る處に國中の忠ある輩馳加て逆徒少々打順へ京都運送の舟路を差塞て候云々とあり、然るに官軍利あらず正平二年(後村上天皇紀元二〇〇七年尊氏將軍貞和三年)細川頼之の攻撃を受け遂に城堡諸屋焼失せりといふ。

星城

中桐星城

屹立疊山千仞青 邑連南麓擁江河 佐公當日城於頂 篝火想着耀似星

星城晴雪

山村鷗洲

雪滿星城萬里天 鎖來小社幾多年 英魂雄骨千秋恨 枯木寒鴉不耐燐

星ヶ城

鐸翁

いにしへは光る兜の星が城今はたかやす鋤かたもなし

秋暮る、鐘も届かず星か峰

三、神懸山の保護

明治三十一年郡民相はかり保勝會を創設し、同四十三年更らに財團組織とし縣郡後援のもとに道路を改修し榭亭を建設し楓櫻の植樹をなす等専ら景趣の發揚と探勝の利便を圖りつゝあり。されど嘗て當山數人に分有せられし頃には風致の毀損を防止するの途なく會志の貫徹せざりしこと少からざりしか、偶々山麓の人長西英三郎の義舉に依りて全山會有となりし以來其施設着々見るべきものあるに至れり。因て保勝會はこの義舉に對し永く其功を頌せしか爲大正四年十月四望頂に建碑したり。而して近時は益々山上の保護に努むるのみならず、將來は區域を擴大し道路を改修し探勝に便し、關西の大公園たらしめんとするの計を立つるに至りき。

第三 屋 島

一、屋島の史蹟

我が屋島が瀬戸内海中形勝の位置を占め、古今にわたる史蹟に富み且つ天下の絶景地と嘆賞せらるゝに

至り遂に本縣は之を大公園として經營せんとするに至りしは大に喜ぶべきことなり。而して就中天智時代の城跡と源平合戦の遺跡とは此秀絶なる天然美と結合して遠近遊覽者をして情味の修養に資せしむること頗る多大なるべきを以て之等大小史蹟の保護につとむるは勿論益々之が顯彰に努力せざるべからず左に其梗概を記さん。

二、瀬戸内海に於ける屋島の位置

(イ)上古の兵制

上古の兵は現今の如く隊を編制し科を立て教育せるものに非ず、又江戸時代の如く士庶の別を設け兵農其常職を世襲したるものにも非ず、唯家門に貴賤の別あり勢力に強弱ある所より互に主君となり従臣となりしなり、されば農夫も獵夫も漁夫も皆貴者強者を仰いで之を主とし、其一主に従ふもの一旦武器を取り立てば即ち其部兵となる。

海兵水夫等も特に教育したるものに非ず、海岸に住し舟を操り舟を造り或は舟に居て武器を執る者即ち海部と稱するものを利用したりしものなれば古の海軍は即ち海部の勢力にして海路要衝の地區にある海部は戦時にありて強勢の海軍となり平時には富裕の海兵となる、尙一變すれば猛烈なる海賊となる、此状態は古代より豊臣氏の世まで持續し來りしなり。

(ロ)瀬戸内海の家區と屋島

瀬戸内海は我國唯一の内海にして東は紀伊水道により南は豊後水道によりて太平洋に通じ、西は下の關海峽によりて日本海に通じ、總海面積五百三十方里其間に許多の島嶼大岩淺灘隱險あれども四季ともに安全に航走し得べく、其全海濱は約七百海里に亘り濱上に大市名邑多く、且つ安穩便利の錨地に富めり、其大阪より下の關に至る沿海航業は最も繁盛にして夜間と雖も各所に燈臺の設あるを以て常航路に於ては概して困難なし。

而して此内海は (一)下の關海峽周防灘 (二)安藝灘來島三原兩峽(吳廣島宇品嚴島江田島を含む) (三)備讃海峽(屋

島兒島の水路より水島鹽飽の瀬戸に通ずる海)に分たる。往古鹽飽島以東は海路二分して播磨灘に合す、吉備の兒島小豆島並行して二路の交界たり、其南路は鹽飽瀬戸より屋島の北に連接す(今日の備讃海峽)北路は河川の淤泥年々堆塞し源平合戦の時既に佐々木盛綱が騎渡し得るまでに至り、後遂に兒島灣なる一大淺水を遺し其水島灘よりの西口(藤戸)は後世全く閉ち東口のみ尙狹水道を存せしなり。

屋島は此備讃海峽の南にありて附近の島嶼中高大にして且つ陸に接近せるを以て陸との交通甚だ便に東方灣入の壇の浦は海深く其前面は男木女木の兩島及大島により掩蔽せらるゝを以て、灣内常に平穩上古の如き小型の船舶は最も安全に碇泊することを得たりしなるべく、特に山頂よりは此附近を通過する艦船の動靜を巨細に看取すべく、且つ天成の城郭をなせる險要の地點なれば昔時は此城の擁護の

下に壇の浦を以て水軍の根據地として此海峽を通過せんとする船艦を要撃することを得べし。さればこゝを瀬戸内海東西交通の遮斷地として又四國中國の連絡地として最も適良なる地點となる。こゝを以て内海遊式の軍が東より入れば第一の作戦區となり、西よりすれば播磨灘を経て大阪灣に入り神戸大阪に上陸する最後の作戦區となる。

香西成資曰く(南海通記南海治亂記著者香西の人軍學者)

屋島は分内廣くして數萬人を容るへし、四方峻岨にして守ること固し實に靈山也、然れども水乏しくして早魃の時は千人を飲すべからず云々(天智時代の築城水泉の設備完全なりしこと)壇の浦は地方東面に於て險阻を後にし曲浦を前にし蒼海を左にし平陸を右にし繫船の便を得たる島曲なりと

故に往古より明治維新に至る三千年來西日本の歴史に於て大事の成敗、英雄の興亡にかゝる史的事件の此内海特に屋島の地に生したるもの多く、詩人の俯仰嗟嘆して措かざるも亦宜なり。

三、屋島の沿革と史蹟

一、天智天皇六年(紀元一三二七年)十一月讃吉國山田郡屋島城を築く(日本書紀)

【屋島築城の由來】

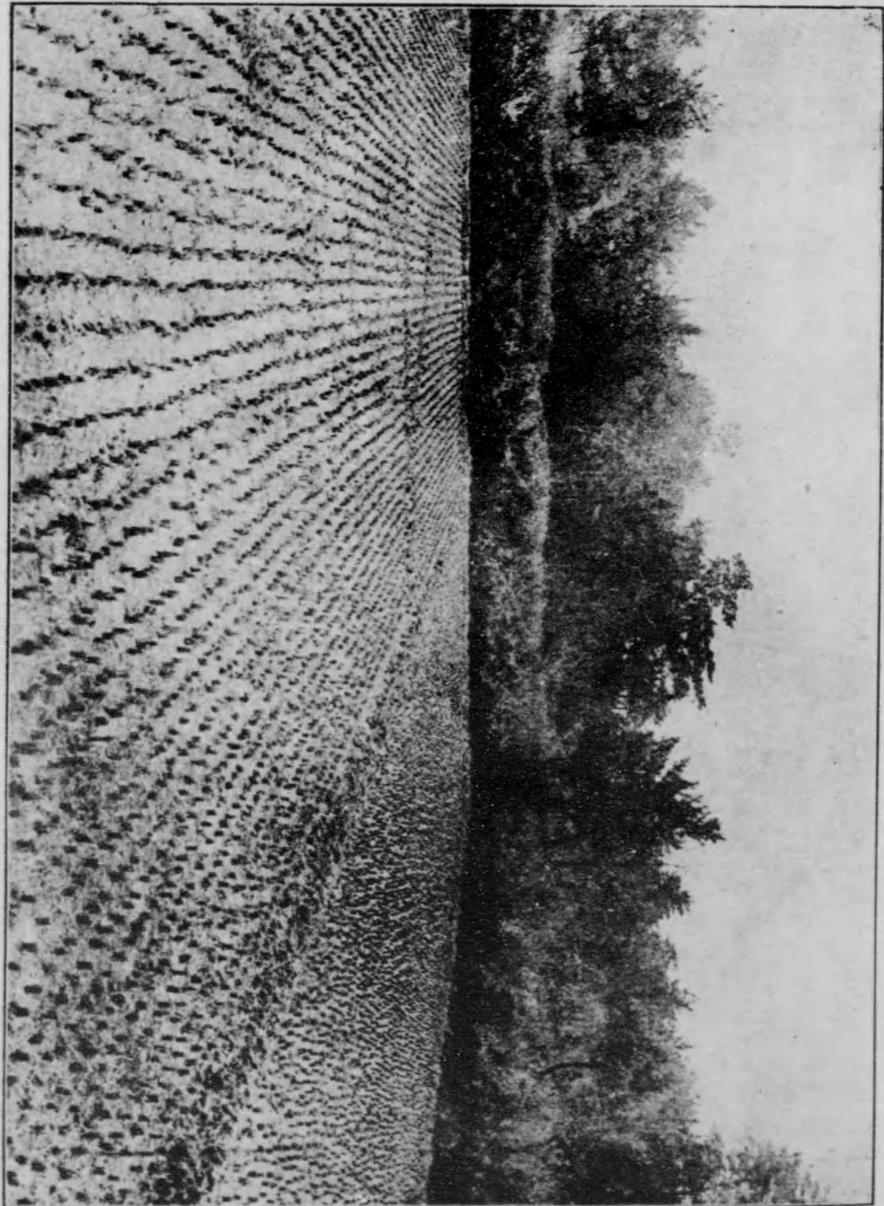
我邦韓土服屬以來彼地より有形無形の文明を傳へ我邦の文化を益せしこと尠からざりき。然れども其地海を距て、遠く西方にあるを以て韓人等向背常なく、特に新羅の如きは最も統御し難かりき。

事ある毎に征討の軍を發し殆んど韓土制御の爲に惱殺せられんばかりにて、爲に國內諸般の整理等は等閑に附するの止むを得ざる有様なりき。

さきに欽明天皇の御代任那の新羅に滅さるゝや爾後歷朝これが恢復をはかられしが、遂に其効あらざりき。然るに支那にては推古天皇の頃隋亡びて唐興り其勢甚だ盛なりければ、新羅はつひに之に通じ齊明天皇の時其兵を導きて百濟王を攻降したり、百濟の遺臣等餘衆をあつめて恢復をはかり援を我國に請ふ。皇太子中大兄(天智天皇) (天皇) (齊明天皇)を奉して九州に下り、親征をはかられしが程なく天皇崩し給ひ我援軍も唐兵と戰ひて利を失ひ、百濟遂に亡び後數年にして高麗も唐に攻め取られぬ。

英明にして世界の大勢に通じ給ひし天智天皇は既往の實蹟に徴して海外服屬地の既に我邦を益することなく之を制御維持するの難きを察し、これを回復せんとし給はず斷然半島より手を引きて専ら我國家の保全と充實とを計らんことを企てられたり。是當時にありては最も賢明の策にして此際我國力を以てしては到底彼と輸贏を争ふこと能はざりしのみならず、場合によりては彼新勝の勢に乗じ我國に寇し來らんもはかり難き情勢にありたればなり。

天皇稱制三年對馬、壹岐、筑紫に防と烽とを置き、又筑紫の都督府を保護せんが爲其前面に水城を築き、其翌年八月更に百濟人達率億禮福留達率四比福夫をして大野及椽の二城を其附近に築かしめ又遠率答怱春をして長門に城を築かしめ、六年十一月には倭國高安城、讃吉國山田郡屋島城、對馬



倭 南 島 屋

國の金田城を築かしめ、九年には更に長門に一城、筑紫に二城を築かしめ給へり。十年春正月には前記億留と答休春に大山下を授けらる、蓋し築城の功を録し給ひしならん。彼等は兵法に達し築城術にも長したりしなり。天皇は斯く處々樞要の地に城を築かしめられし外、武を講し馬を收し銳意防備の策に勉められたり。

思ふに當時に於て若し外難の虞あらば先づ對馬に拒き、對馬陥らば敵直ちに筑紫を侵すへし、故に都督府の所在地たる今の太宰府に大野、椽の二城を置きて犄角の勢をなさしめ、水城を前面に築きて防備の完全を期せられしなり。然も尙ほ都督府陥り九州舉らは敵は水軍を以て舳艦相衝し直ちに瀬戸内海より難波を衝くへし。故に長門に城きて關門を扼せしめ、關門不幸にして破るれば此屋島に於て之を迎撃し敵をして播磨灘に入らざらしめ、更らに敵軍之を突破し難波に上陸せば高安城にて之を阻止せんことを企てられしものゝ如し。

之等の防備は今日の要塞の如く苟くも世界に國を立つる以上は平時と雖も忽にすべからず。況んや當時古來未曾有の領土を四方に開拓し百濟を屠り高麗を擧げ虎視耽々たる大國を旁近に有するの時に於てをや。思ふに彼の終に一指を我に加ふること能はざりしは我が防備の完全して間隙の乘すべきものなかりしによらずんばあらず。我國防のかく大規模にして完備せしことは明治盛代を除きては古來未だ曾てあらざりしなり。

由來我國上古永く島國裏に華胥の夢を貧り、民族的大競争の渦中に投せしことなく、戦争の如きは時々國中に起りし小競合に過ぎず、隨て築城術も發達せざりき。天皇此大規模の防備を企畫せらるゝや百濟人の築城術に精しきものを擧げて、要衝の地點を撰み此に城を築かしめられたり。此等の城が百濟の形式を襲用せしものたるは自明の理なり。

然るに後世邊警の虞なく戦術の相違より別種の築城自ら發達し、此等の城が如何なる性質の城なりしや全く知るものなきに至りき。

【屋島城の構造】

唐の侵寇に備へん爲に設けたる朝鮮(百濟)式の大規模なる山城なり(太宰府附近の大野、椽城ともに大規模なり)

百濟の舊都公州(熊川)の公山城、新羅の舊都度州の明活山城、南山城、任那の咸安(安羅國にて日本府のありし處)城山なる伽耶王宮址昌寧(比自煉)の牧馬山城、高麗の國內城(尉那巖城)及壤平城(大城、山城)等と同一形式なり。

朝鮮古代の山城形式に二種あり

(一)城壁を以て山頂を包圍せしもの……山頂を城させるものは地勢險峻なれども狹隘にして且つ水に乏しく大軍を屯すへからず

(二)城壁を以て山頂より一若くは數所の谷を擁包せしもの……谷を擁包せるものは城内廣濶にして且つ溪流を内にするを以て水の手困難することなし、安んじて大軍を容るゝことを得べし。大規模の城は常に此形式をとる、屋島城亦此形式をとりたり。

【南 峰】

概ね周圍は斷崖絶壁にして天成の城壁たり、此内に營舎、倉庫の如き主要なる建物ありしならん城の中央(屋島寺附近)血の池、水田、血の池南方の池(未だ涸れさるときを含む、寺附近の池、水田等は築城當時に設けたる軍用水の名残りに非るか)海拔二百九十二メートルなる岩山の頂上に在る井泉、水田等の存在せるは奇といふべく、昔時城を此になせしも一はかゝる水泉の存在せしが爲なるべし。

【北 峰】

二百八十二米突山頂右稜の多少勾配をなさる處に稍大なる石帯の如く、或る幅を以て散亂せり、或は昔時城壁の遺石にて石間に填充せられし土砂の洗ひ流されてかく崩潰せしものに非るか

【西面の溪】

石を以て築きたる城壁の一部殘存せり……上には大なる松樹立ち居れり

高 さ

内側 三間一尺五寸

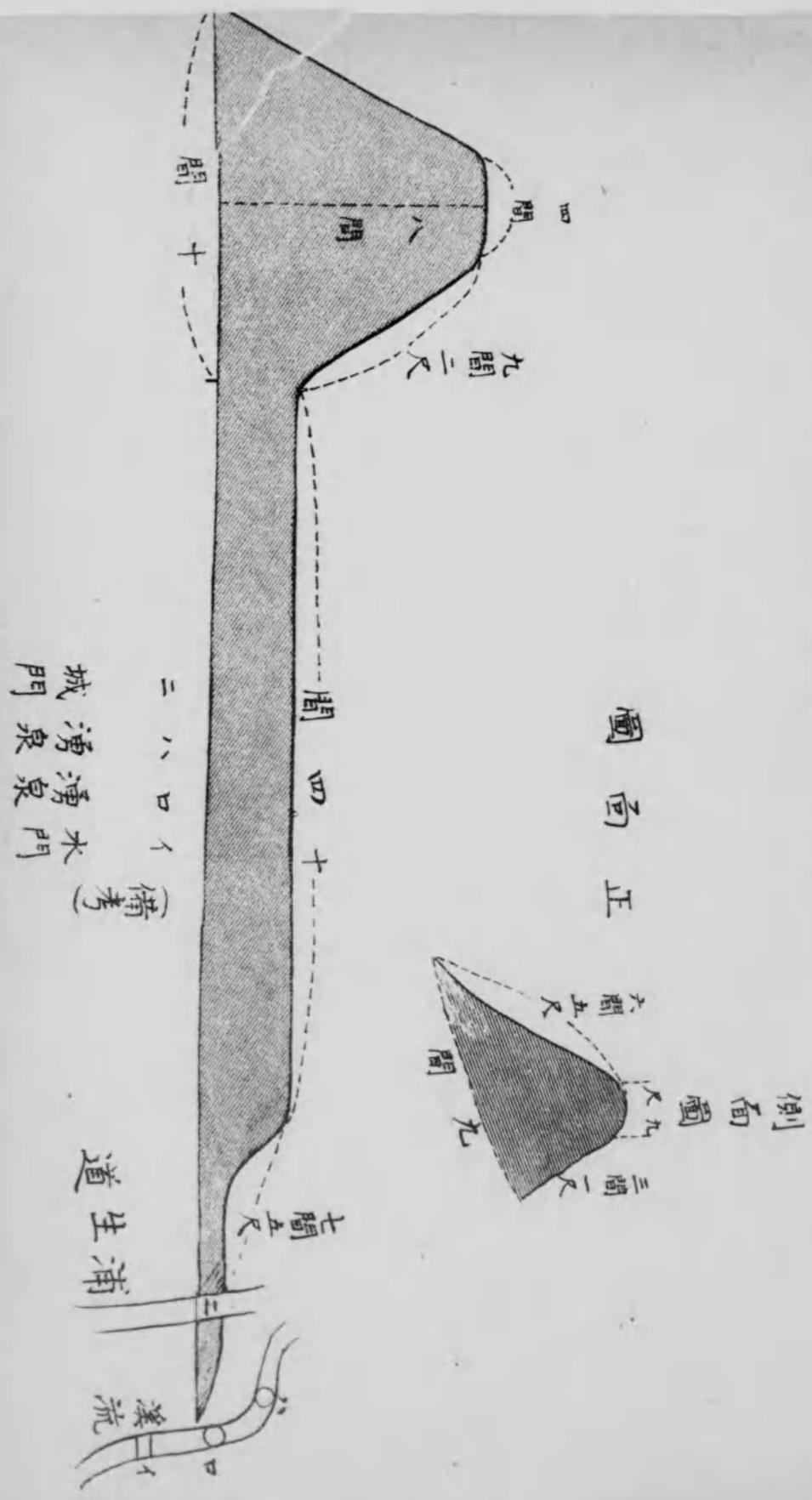
外側 六間五尺

基底の廣さ	九間
頂の廣さ	九尺
壁の長さ(略ぼ南北に連る)	二十四間
南端は溪谷に起り北端は外方に屈折し其端に方形なる櫓の跡と認むべきものあり	
櫓の高さ	外側 八間
基底の廣さ	南北 十間
頂の廣さ	東西 四間
	南北 五間五尺
	東西 十四間
	稜 十間

土人此櫓の附近(城壁の内部)を櫓の内と稱し此後方山頂を櫓ヶ岳と稱し居れり
 此城壁の傍なる溪の底は一大巖石より成れるが、此岩石に方四五尺計り掘り凹めたるもの二ヶ所あり水湧き溢れ出つ、如何なる大旱にも涸るゝことなしと、是蓋築城當時に設けたる水泉ならん(蓋し山頂の水泉のみにては持みとすべからざるを以て此溪を城内に包容せしものか)此下流に水門にても造りたらんと思はるゝ所あり。

南北兩峰及び之を連絡せる稜線の外側は高さ斷崖絶壁をなせる所は天成の城壁なれば、人工の固めを施すへき要なれども、北峰の東側並に西面の溪を横斷せる所(城壁線の最低部)は城の最弱點に當れるを以てこゝに高さ石築の城壁を築きて谷を横斷し(且つ城内へ出入する城門をも其處に設けし

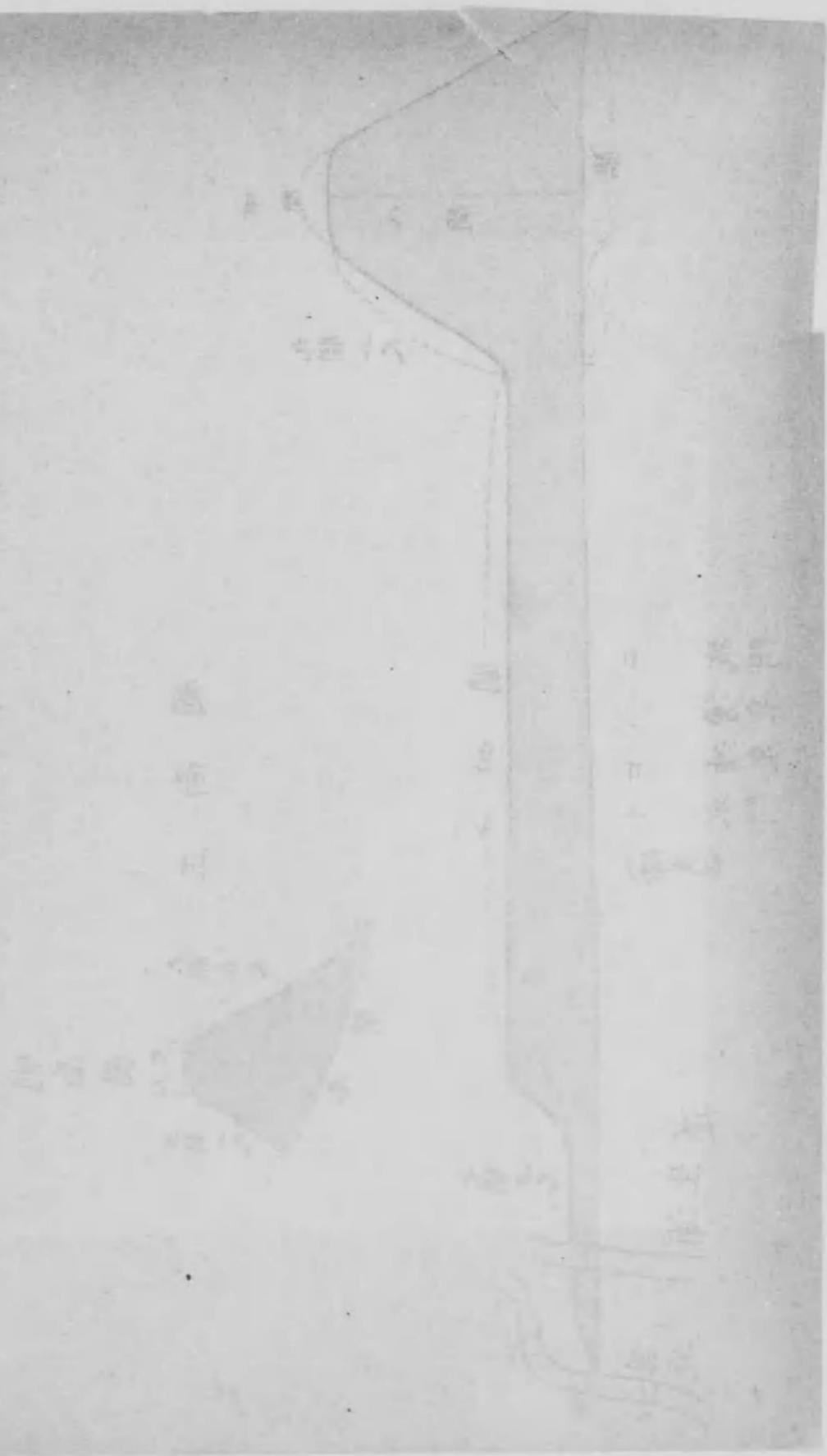
天智時代殘壁存部



溪 之 面 四 島 屋



新 谷 川 河 口 地 形 圖



屋島城石疊址



ならん) 兩端は土築の城壁となり左右の稜線を上りて南北兩端に達せしものなるべし。

今尙ほ浦生より此城壁に達する道路の存せるは當時の城門に到るの交通路ならん。

城の廣さ 長さ……東南端より東北端に至るまで約三十町

廣さ……最廣部約五丁

周圍……約二里にわたる

或は曰ふ之は城壁と別物にして奈良朝頃の海驛たる室の跡にして此掘り凹めたる所に米其他の物資時としては兵器等をも藏し、海濱なる浦生(漕生)に寄泊したる船舶に供給する所たりしものならん。而して海濱よりこゝに通せる甚だ古き道路は之が爲の交通路たりしものなり。而して天智時代の築城も海に對する防備ならば三百メートルの山頂に戍兵を置きては海との連絡甚だ不便にして殆んど其要をなさざるべし、寧ろ海岸に近く石壘にても設くべきならずや。彼の水軍に長したる平民が壽永の役此山巔を利用せず、東麓壇の浦の海濱に陣したるを見ても之を證するに足る云々、尙ほ後考をまつ。

二、文武天皇天寶二年(紀元一三六二年)大寶令發布の結果諸國に烽臺軍團を置きたる時亦此處(屋島城利用)に烽臺軍團を置きたるか今壇の浦と稱せるは此團の浦の轉化ならん。

三、孝謙天皇天平勝寶六年(紀元一四一四年)唐僧鑑真屋島寺を創む。(寺記)

【屋島寺】

二八

南面山千光院と號し眞言宗京都仁和寺の末寺にして四國八十四番の札所なり

草創 天平勝寶六年唐陽州龍興寺僧鑑眞(當時明を失す)入朝の途此山に上り一室を築き普賢の像及華嚴經を置き京に赴きしが後再び此山に來り一庵を結び其弟子惠海に一鉢を興へ普賢堂を北嶺に經營せしめ、十願王の像を置き且つ坊舎を建て僧徒をして居らしむ、

現況

本堂……寛永年中建築

嵯峨天皇弘仁元年(紀元一四七〇年)僧空海之を創立す

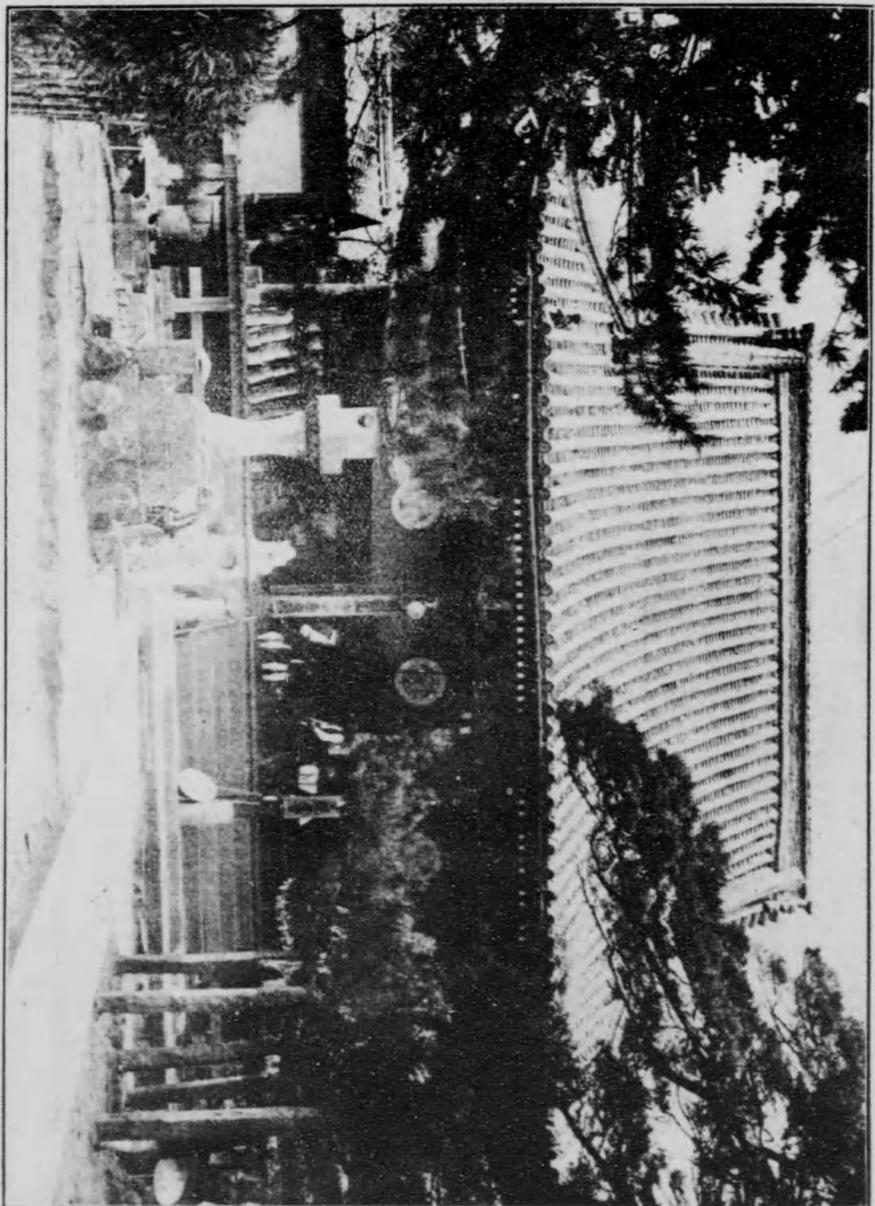
後陽成天皇慶長六年(紀元二二六一年 豐臣秀頼の時)に至り大に破壊せるを以て住僧龍巖(織田信長の臣矢野駿河守の

男學德兼備の明僧)徳川家康の教書を得て諸國に勸進して大に伽藍を修營し、元和四年(後水尾天皇將 軍秀忠紀元二 八年)落成す、されど來迎柱二本は依然舊物を存す

寛永中松平頼重寺領五十九石餘を増加す(往古より二十五石を領し慶長六年 生駒一正も舊により之を領せしむ)

堂前の額は京都大通寺南谷の書、堂内の廣大智惠觀の額は延亨二年(紀元二四〇五年)高松藩主松平頼恭の書なり。

仁王門……慶長年中の建築



屋島寺本堂

四天門……寛永年中阿波太守松平志摩守の建立

大師堂、釋迦堂、千體佛堂、護摩堂、庫裏、客殿

鐘樓日梵鐘は後堀河天皇貞應二年(紀元一八八三年)の鑄造にかゝり本縣に於て國分寺鐘に次ぐ古鐘なり銘辭左の如し。

奉鑄 讃岐國屋島千光院供鐘一口

右供鐘者勸進聖人當國住人沙門連阿彌陀佛爲濟度群生可奉鐘當院供鐘之願云以承久元年四月余上洛於六條町勸十方檀那以貞應二年癸未十月二十六日

勸進聖人連阿彌陀佛 鐘師散位土師宗文

奉再興讃岐國金藏寺槌鐘壹口右供鐘者爲濟度群生也本願法鐘院住持勢義諸壇施主等 敬白 于時

大永四年甲申十一月 日

(寺寶の重なるもの)

釋迦像(北峯より掘出せるもの現今釋迦堂に安置す延喜年間の作といふ)

不動尊、文珠普賢像、吼哩伽羅不動像、善女龍王像(弘法大師の筆と傳ふ)

觀音小像(背面に景清の二字を刻す) 神農像(明徴文達の作と傳ふ) 屋島山圖

屋島合戦縁起(建長元年の奥書あり) 源平合戦圖屏風(天保十二年八十餘年前阿波國某氏寄附筆者不詳)

古木臼 白旗 太刀

古鏡 弓 古書畫等多數

(仰之碑)

四天門の内にあり明治三十六年十月十一日東宮殿下登臨の記念碑

(談古嶺)

寺東の絶景にして足下に壇の浦の戦跡を見、海展望の勝言語に絶す、明治三十年村雲尼公御登山の時源平合戦の跡を偲ふ最好の地なりとて命名し給ふ。

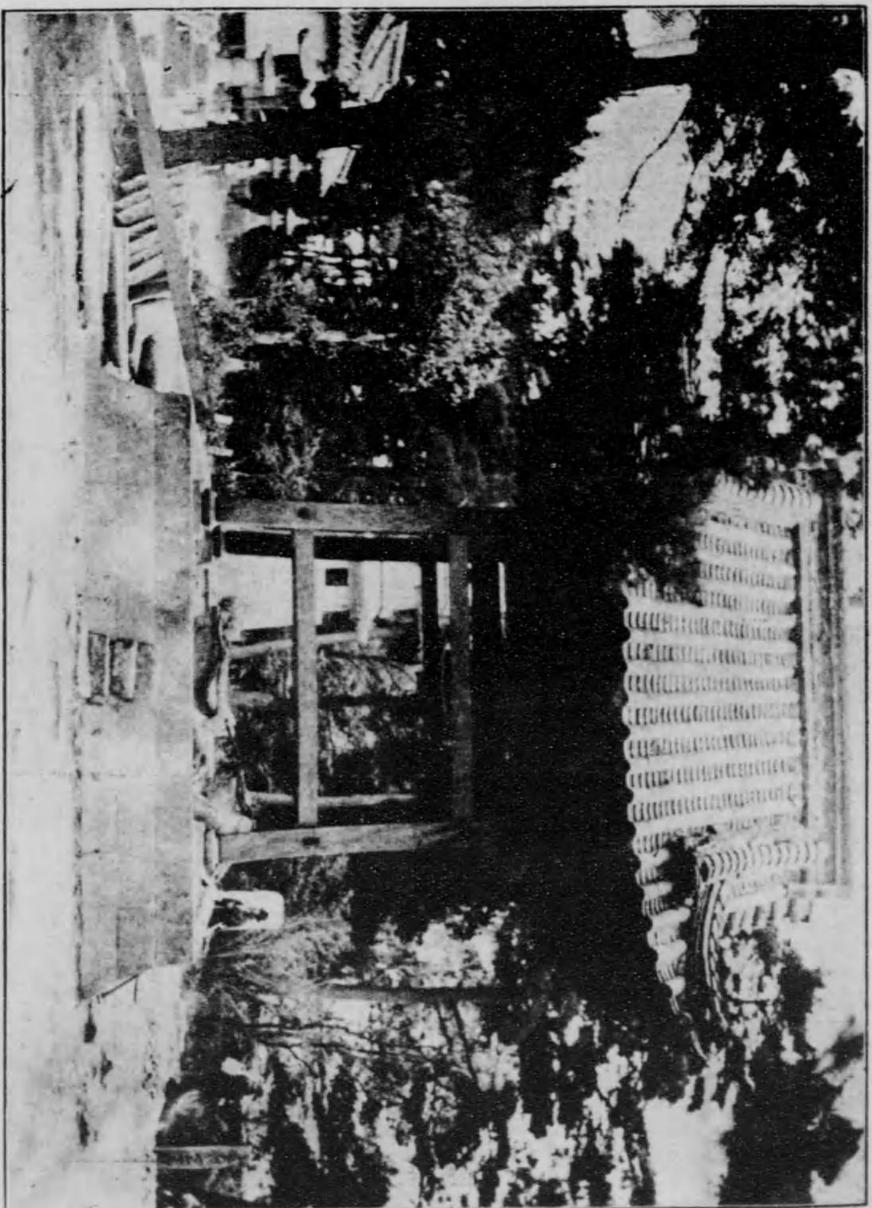
(獅子の靈巖)

寺の西にあり、巖の形獅子の面に似たりとて名けしものといふ、此附近は山中の絶景にして近くは高松、木田、香川景趣を一眸の下に觀、遠くは瀬戸内海の東半絶勝を双眸に鍾めたる眺望臺として所謂大松島の名を恣にせるも宜なりといふべし。

四、安徳天皇壽永二年(紀元一八四四年)平宗盛天皇を奉して筑紫より屋島に移り行宮を建て將士の陣營を造る(玉葉、南海通記、平家物語、源平盛衰記)

(イ)平氏の瀬戸内海經營と西奔

源平の戦鬪壽永の役は東西兩地に據る二大國の争覇戦と見るべく、其西軍は京畿及西海を占有して東軍にあたる、固是平氏一門が多く西方に任官し恩威を施し族黨を樹てたること特に此方面に厚大



屋島寺の鐘樓

なるに由る。

平正盛……伊勢、因幡、讃岐

平忠盛……播磨、伊勢、備前、但馬

平清盛……肥後、安藝、太宰大貳、肥前、肥後、播磨の大功田を領したり

平重盛……伊豫

平忠度……薩摩

平師盛……備中

平家貞……筑後、肥後

平貞能……筑後

されば瀬戸内は平家の基地にして、平家の海上經營の跡亦昭々として見るべし、福原遷都、穩渡開通、築島修理、嚴島行幸、高麗貿易、宋國使船等何れも其力を瀬戸内交通に致したること前代の比にあらず、當時制海權の完全に平家の掌中に在りけること毫髮の疑なし、こゝを以て平氏が東北の出師並に京畿の防備皆目的を達せず連戦連敗の極彼等一族幼主を奉して波の上に走れるも事の順序に於て當然の處置とす、夫れ平氏は已か利とする波上に居り久しく東北の野に活躍し、陸戦に長したる源氏に對す誠に面白き限りならずや。

大局の布置より見れば二者優劣固より判すへからず、而も勝利は終に海に馴れざる源氏に歸す。海權の保持に難くして轉變極まりなき斯の如し。此間豈貴重なる教訓の寓すること莫からんや。

(ロ)源平第一期戦日本會義仲の平家追討(壽永二年、三年)

(平氏都落) 平宗盛木曾の兵京都を壓するを見て西海行幸の計を定め第宅を焼き太宰府に奔り原田種直に倚り行宮を起す。然るに緒方惟能源氏に應し來り攻む。平貞能之を撃ち利あらず西海動搖したれば山鹿城に避け次に瀬戸内に入らんとす。

(平知盛彦島を固む)……瀬戸内海西口の固め

長門目代紀通資船百艘を献す、知盛は之と共に彦島を固め下關海峽を保持し周防、安藝を控へ以て豊後海部緒方黨を防ぐ。

(宗盛天皇を奉して屋島に據る)……備讃海峽の固め

備中水島戦日閏十月一日平教盛、通盛、教經父子既にして東し備後灘に攻め入り木曾の軍將足利義清を大に破り兒島(藤戸、田の浦、下津井)及屋島を中心として龍舟を此間に移す。

播磨室津戦日水島戦後木曾軍振はず、平氏は遂に備前、備中を略し十一月には教盛兵一萬を以て進み室津に至り源行家(頼朝の伯父)を要撃し播磨室津を復しければ木曾軍京師に退き瀬戸内大略定りたり。

(平氏福原に還る)……京を回復せん準備

壽永三年(元暦元年)正月平氏は行在を福原舊都に復し、一の谷生田に陸上防禦を施し船舶は和田泊に置き換言せば海を以て家となし城となすの方略を取れり。

教經は更らに福良(阿波)吹飲(紀淡)西の宮(大阪)の各處に敵舟を撃破し、讃阿淡紀の源氏黨を究感せしむ。

(頼朝、義仲の不和)

會々源氏は義仲と頼朝不和の結果、頼朝の二弟範頼、義經上洛して義仲を殺す。平氏の爲に謀れば大に乗すべきの機なりしもこは權略を要す、愚將宗盛の及ぶ所に非ず。

(一)の谷戦)

同二月七日範頼、義經一の谷を陥る、平氏の諸將士戦死するもの頗る多かりき。

(ハ)源平第二期戦日源範頼、義經の平家追討(壽永四年元暦二年)

(平氏一の谷の大敗後再び屋島に退く)

源氏の二將は宇治河の戦陣に一の谷の合戦に銳氣猛勢なる速戦急闘をなし來りしものなれば、今果當に追撃急發すへし、而も實際の運ひは然るを得ず海上權は依然平氏の手にあり。頼朝之を憂へ西海奉行中原親能を使節として上洛せしめ、平家追討のことは來る六月海上和平の時期に於て

合戦すべしと促したるも二將は尙ほ逡巡翌年春に至るまで徒に望海茫洋の歎に暮れ居れり。蓋し海上軍資の唯一具たる舟楫を缺きたるのみならず海部水手の微發に究したるなり。平氏また此間少隙の乘すへきあらば直ちに起ちて攻勢を張るべきに、遂に之を爲すことなし、荏苒機を失す眞に歎惜すべし。

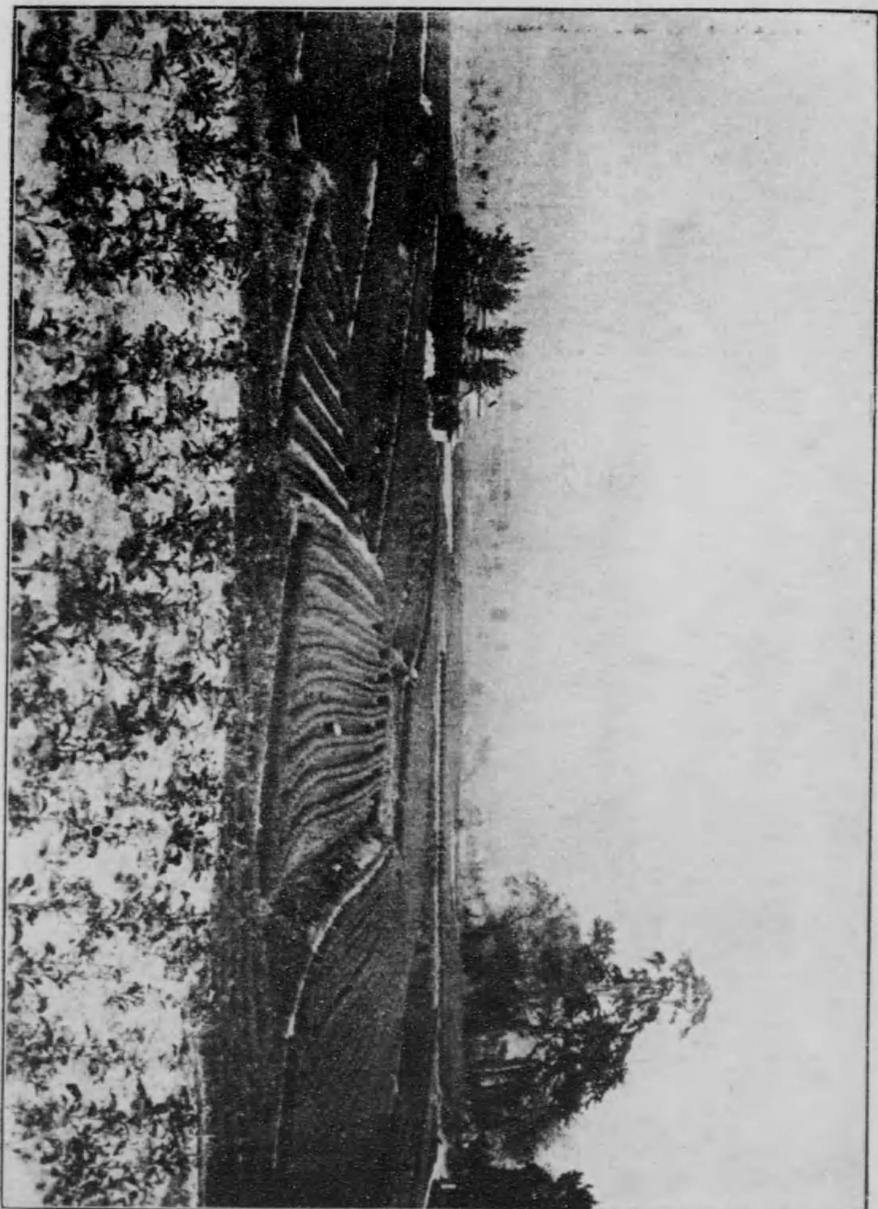
(兒島戰) 壽永三年十二月二十六日

此時まで平行盛兵五百を以て兒島を保ち屋島の前哨たり、範頼西下の時沿路平定する所ありしかど兒島に向つて一指だに着くる能はず、遂に之をすて、西に進みしが佐々木盛綱は奇襲を以て藤戸を踰り行盛を破り兒島を奪ひ、こゝに始めて備讃海峡の連絡を絶つ、頼朝大に之を賞し盛綱に感狀を與へ兒島の地を領せしめたり。

(屋島の戰)……元暦二年二月(主として東鑑による)

十八日^{壬申}延尉昨日自渡邊欲渡海之處暴風俄ニ起舟船多破損士卒船等一艘而解纜愛延尉云朝敵追討使^{トシツルハラモセ}暫時逗留可有其恐不可顧風波之難云々 仍丑尅先出舟五艘卯尅著阿波國勝浦^{ケ日也}則率百五十餘騎上陸召當國住人近藤六親家爲仕承發向屋島於路次桂浦攻櫻庭介良遠^{(散位成) (長弟)}之處良遠辭城遂電云々

十九日^{癸酉}昨日終夜越阿波國與讃岐之境中山 今日辰尅到于屋島内裏之向浦燒拂^拂牟禮高松民屋



跡地陣兵平

依之先帝令出内裏御前内府又相率一族等浮海上延尉相具田代冠者信綱金子十郎家忠同餘一
近則伊勢三郎能盛等馳向汀平家又抑船互發矢石此間佐藤三郎兵衛尉繼信同四郎兵衛尉忠信後
藤兵衛尉實基同養子新兵衛尉基清等燒失内裏並内府休幕以下舍屋黑煙聳天白日蔽光子時越中
二郎兵衛尉盛繼上總五郎兵衛尉忠光(平氏家人)等下自船而陣宮門前合戰之間延尉家人繼信被射取畢
延尉大悲歎喞一口衲衣葬千株松本以秘藏名馬(號大夫黑元院御厩)御馬也行幸供奉時自仙洞
給之每向戰場駕之賜件僧是撫戰士之計也莫不美談云々。

(南海通記) 義經兵士五十騎には從者五百人乘馬五十騎なり、甲冑弓矢資財糧食も捨てゝは行く
べからず、唯五艘とは書記の筆勢なり云々

(平家物語) 屋島内裏を焼拂ひしこと繼信等戦死は那須與市射扇の功名ごとも二十日の條に記
せり。

廿一日乙平家籠于讚岐國志度道場延尉引八十騎兵追到彼所平氏家人内左衛門尉歸伏于延尉
亦河野四郎道信粧三十艘之兵船參加矣義經主既渡阿波國熊野別當洪増爲合力源氏同渡之由今
日風聞洛中云々

廿二日丙梶原平三景時以下東士以百四十餘艘著屋島磯云々

平軍遂に西に逃れ去りければ義經は後續の水軍を率ゐて直ちに追撃の航路につきたり。

(玉) 葉)……平家西奔の経路

三月十六日 傳問平家在讃岐國鹽飽庄而九郎襲攻之間不及合戰引退著安藝嚴島了云々其時僅百艘許云々

三月十七日 傳問平氏或在備前小島或在伊豫五々島云々鎮西勢三百艘相加云々但實否難知近日異說非一

(一)源平兩軍の兵數

平軍 三千騎(玉葉によればの一谷戦後屋島に於ける屬兵は僅に三千騎とあり) 又千騎(平家物語 田内左衛門の三千)

一の谷戦に於て名將多く戦死し部下兵士も多く失ひたり。

源軍 三百餘騎(義經の従者一騎當千のもの一百餘騎 親家三十騎を以て屋島に郷導す 阿波讃岐の沿導並に遙かに源氏に應せしもの、兵頭次加はりたり)

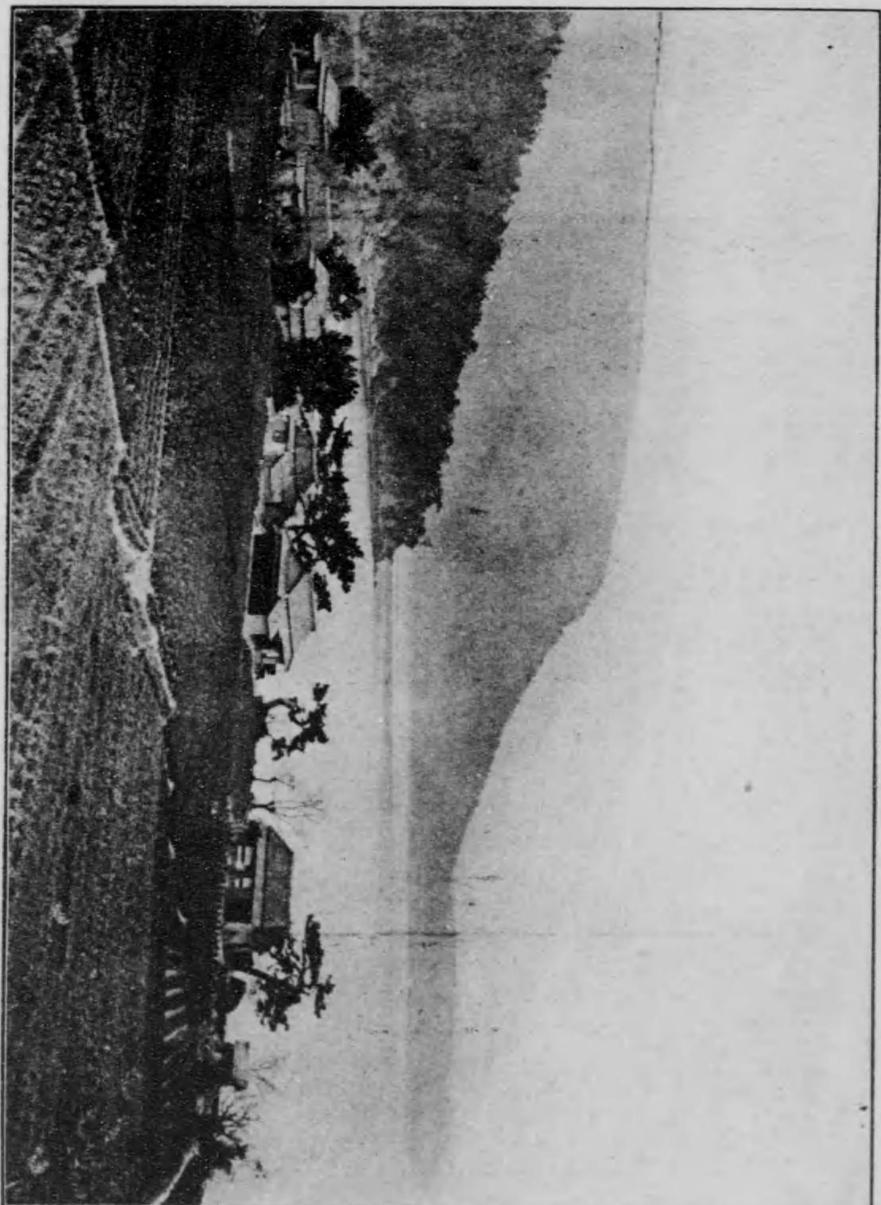
當時讃岐にて源氏に應せし諸城主の重なるもの(今の木田香川綾歌郡にわたる)

戸田城(木田郡 西楠田) 神内城(同上) 三谷城(木田郡 三谷村) 百合城(香川郡 佛生山町) 内場城(香川郡 安原) 新名城(綾歌郡 端岡)

佐料城(讃岐藤氏として最初より平氏を妨げしもの) 大野城(香川郡 大野村)

(ホ)源平戦古跡

屋島に於ける平氏の根據地……平氏は一の谷戦の陣立と同じく海を以て家となし城とするの方策をとりたり(即ち一の谷にては軍の主力を攝播の間なる一の谷に置き天皇をはじめ非戦闘員を和田の



一の谷 源平戦古跡

海上に置く)

(第一)義經の攻撃前……屋島の陣地

屋島内裏(現今の安徳天皇社附近)を中心として平氏公卿方の舍屋を設けたるは此附近にして天皇を始め奉り非戦闘員及警護の兵少數の軍船を海岸に繋ぎ萬一に備ふ、海上戦闘員は大部の軍船を率ゐて對岸なる庵治船隠(現今の庵治浦)に立籠り遠見山、鎌野等の見張りは遙かに東方播磨灘方面より源軍の來攻を監視す。

(第二)義經の襲ひ來りし後……庵治浦海上

庵治浦(船隠附近)の海上を根據とし壇の浦にありし天皇をはじめ奉り非戦闘員をこゝに避けしめ教經等は軍船を以て牟禮、屋島の海濱に挑戦したるならん。

船隠附近(庵治浦)は奥まりたる別天地の所にして灣内波靜かにして水軍の進退に最も便なり、後人現今の船隠(庵治浦の南端)を牟禮、高松にある源軍に對する船隠し場と考ふるは誤りにして元來平氏は源氏が海上より來攻するものと豫期し(源軍も亦其經畫なりしなり)東海に對する船隠し場と見る方妥當ならん。

【安徳天皇行宮跡、平氏舍屋跡】 屋島村大字屋島安徳社附近

平氏都落後約三ヶ月の後備讃海峽にかへし壇の浦に入り暫御船を御所とし、大臣以下公卿皆怪し

の臥戸に夜を重ね、海士の苦屋に日を送り、成良形の様な板屋内裏造出で主上國母なんど渡し奉る人々も葦の丸屋とも營んで住居給ふ」云々と長門本平家物語にあり、又参考本盛衰記に「條里を立て造並べたる在家一千五百餘家ありけるに火を放つ内裡も一時が間に焼亡す云々」とある程にして用材は阿波より運びたるものなれば當時倉卒の間に甚だ粗雑なるものを假りに造りたりしならん。

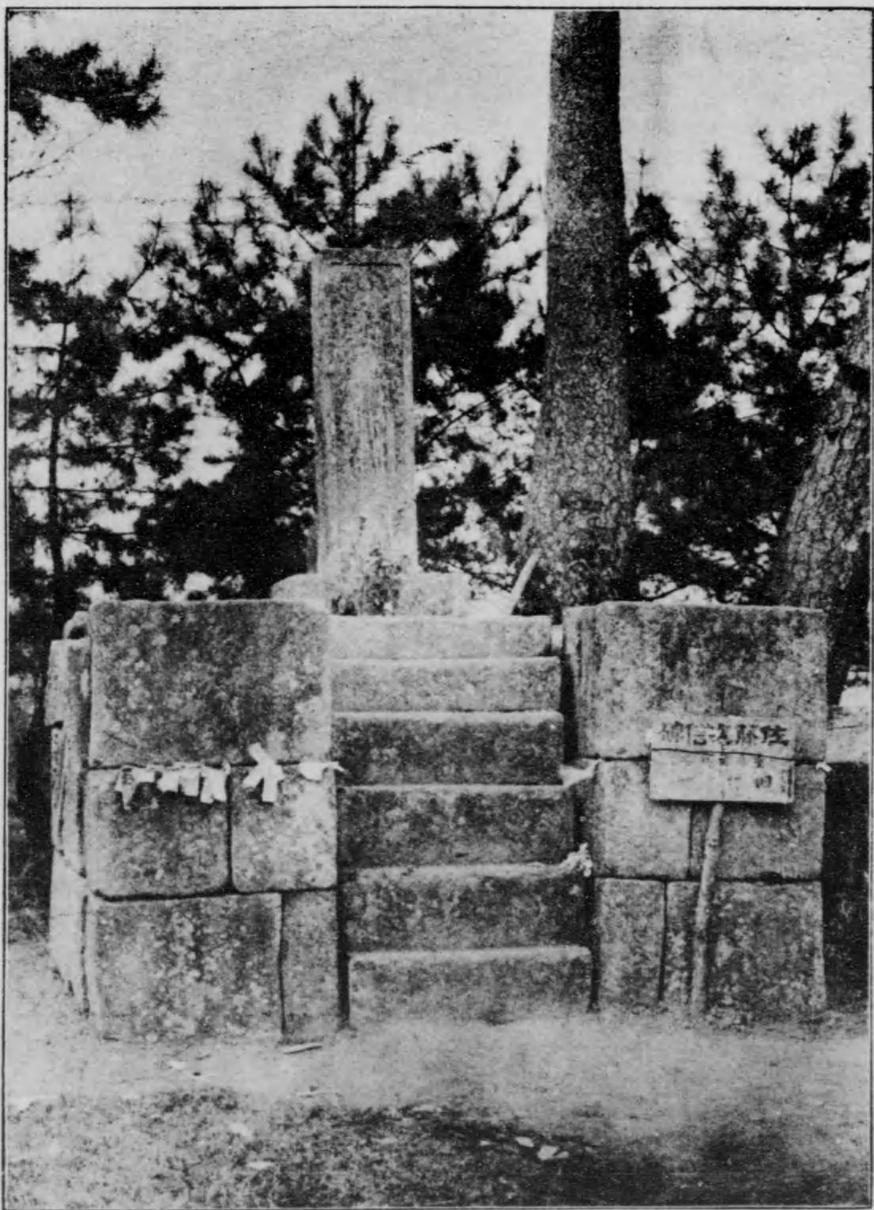
【安徳天皇社】

土人天皇御由緒の地に神靈を奉祀せしものならん、此附近石塔數十基ありたるを今こゝに堆積せり、蓋し平家將士の塔ならんか。

【佐藤次信墓】 右同所安徳社の上側

繼信（東鑑には此字を用ふ）は陸奥の人弟忠信と共に義經に隨ひ頼朝の軍に會し、宇治川、一の谷に轉戦し尋て又此屋島に來り善戦能登守に射らるや義經大に悲歎し千株の松本（今の王墓附近）に葬りたりしが明正天皇寛永十九年（紀元二三〇二）夏高松藩主松平頼重此地に遊ひ繼信忠死の事蹟を廣く世人に知らしめん爲新碑を建て藩儒岡部拙齋をして碑銘を撰せしめたるもの、翌年仲夏上流に成功したり。

碑の高さ凡六尺、巾一尺五寸餘、厚一尺、臺石の高一丈三尺四方にして下は切石にて壇をたゝみ



屋島 佐藤次信之墓

築けり、碑文次の如し。

維歲壬午之夏我君受封讚州^{ユル}的爲維城助^{ユル}確乎其忠貞真可觀焉一日講武之暇泛蘭漿^{ユル}飛彩鷁^{ユル}吳歌越唱^{ユル}遙屋島^{ユル}偶覽佐藤次信戰死趾茲乃命下吏刊貞石建新碑表義旌貞於乎君之用意也深矣至哉次信決死于元曆之昔而啣恩于寬永今矣其幸矣乎乃命余作碑銘遂書如左會渠系譜誕辰載曆日用事跡操行舊記所載前史所傳歷々焉胡章々焉贅余言銘曰

於皇次信兮挺于濱危之場酬恩致死分百世誰曰不剛遇盤當錯兮顯鏌之雄銜識定膽壯兮誠依教養有常尤可稱者兮維夫在將之良建碑刮石兮山高水長

寬永癸未仲夏

岡部玄又讚藩儒員號拙齋

碑文に藩公屋島に遊ひ偶繼信戰死の跡を覽茲に乃ち新碑を建つと記し、東鑑に「繼信宮門の前に戰へる間に射取らる」云々とあるは此地をさすに非るか、されど今一般に繼信戰死の地を牟禮にとり旌忠の爲碑を此につくりしものとするは考究の餘地ありとす。

當時史蹟顯彰に意を深くせらる、藩公が態々特に此平氏由緒の地に獨り此繼信の碑を建てしとは餘りに皮肉ならずや、單に旌忠の爲ならば寧ろ源氏由緒の地牟禮洲崎寺の附近より八栗詣ての沿道に置くこそ至當ならずや。

【菊王丸墓】 右同所安徳社の南三丁

初め平通盛の家人なりしが通盛のうたれし後能登守は其弟なればとて童としたるものなり。佐藤忠信に射られて死す。

【赤牛崎】 屋島村大字屋島字赤場崎

義經の將後藤兵衛實基高松より屋島に渡らんとて相引海の淺深を計らん爲多くの牛を海に追放ちしが黄牛アカウシ眞先に渡上りしより號くといふ。今この地に牛塚神社あるは其名残りならん。佐藤次信及實基等の支隊が二月十九日のことにして辰の刻午前八時頃は宛もよし干潮の時なれば牛の丈も立つ程の淺瀬となり居りし所を探り高松現今の古高松村鞍掛附近海岸より此赤牛崎附近に騎渡したりしか斯くて義經は本隊を率ひ高松里に火を放ち總門附近にあらはれ平軍を牽制して此支隊が屋島陣に迫ることを容易ならしめしならん。

【駒立石、祈石】 牟禮村大字牟禮字砂子

源氏方那須與市扇を射る時先つ祈石の上にて那須明神に祈り、更に馬を一段ばかり沖に乗り入れ一段は今日駒立石上に馬を駐めて矢を放ち功名を遂けたるより此名ありと傳ふ、駒立石は今殆んど埋没すれど數十年前までは高さ一丈、廣さも之に相當する程の大きなりしといふ。

【洲崎寺】 牟禮村大字牟禮字洲崎

眞言宗八栗寺末寺、仁明天皇承和九年紀元一五〇二年智證大師密法修行の際自から不動明王の



屋 島 赤 牛 崎

像を彫みて本堂に安置す。本堂は大師の父和氣宅成の創建なり。清和天皇當寺を勅願所と定め給ふ後壽永四年屋島戰にあたり此附近源平交戰の衝地たりしより遂に兵火に罹りしも本堂並に靈像のみは其災を免れたりしを後二條天皇乾元々年(紀元一九二六年 北條師時執權)紀州和歌浦邊浦に堂宇を移し、尋て天正の兵亂に名草郡山東莊黒岩村に移し、後淺野幸長入國の時再ひ今の和歌山市片岡町に移さる後徳川頼信入國已來大に修繕を加へ保護寺となせり。現今の松生院(舊芦邊寺)之なり。

一、古堂 七間四面檜材白木造なり。細工物天井の模様等は一大古風なり屋根瓦堅牢にして裏面に二個の高瘤あり。又其鬼瓦には寛徳二年十一月と記名せりといふ。丸柱には船蟲の喰跡點々たり、されど根元には毫も腐蝕なし是全く屋島洲崎の浦にありし故と。又乾元の昔海上に長く漂へる故なり。

一、寶物 佐藤繼信の守り本尊たる瑪瑙石觀世音並に次信遺骸を乗せ葬りし古厨子古扉二枚あり其他繼信の遺具悉く紛失して今其所在を知らず。(以上松生院記)

今牟禮村にある洲崎寺は元祿十二年舊寺域の傍に再興したるものなりといふ。

【總 門】 牟禮村大字牟禮總門

平家の陣舎を屋島に造るや其對岸牟禮高松の汀に柵をかまへ總門を建て海中の防禦に備へ糧穀を納め薪炭を積み陣中の資具を整へ又上陸の地點となしたるならん。

今其標木(高一丈餘の兩柱を立て一木を横架し略は門の如し)並に碑を存せり、或はいふ此東數町にある木戸の地に當時の總門ありしならん(此木戸は田井城、八栗城の城門たる意には非るか考究の餘地あり)

【射落島】 右同所

佐藤繼信平教經の爲に射落されし所なりと傳ふ。東鑑に越中次郎兵衛盛繼、上總五郎兵衛忠光(平氏家人)等船より下り宮門の前に陣し合戦の間に廷尉家人繼信射とらるといへる宮門を總門と見れば或はこの邊か、又盛衰記平語中に總門の前に陣すとあるも此附近とすれば繼信戦死の地か、之或は後人の戦記物語より附會したるものに非るか。壇の浦の次信碑と共に考究を要す。

【佐藤次信墓】 牟禮村大字牟禮

繼信能登守に射らるや義經其屍をこゝに葬りしといふ、高松藩主松平頼重墓石を新にし姓氏を勸せしめたるものなり。

東鑑に廷尉大に悲嘆し一口の衲衣を囑し千株松本に葬るといへるはこの地かもと上の玉墓池の邊にありしを後光明天皇正保二年(紀元二三〇五年家光將軍)築池の爲今の地に移す此時古刀一口を得たるが後志度寺に納む。

嗣信古刀記 寶曆子月七既望後藤世鈞識

佐藤嗣信之墓。在我州三木郡牟禮郷。歲月久遠石字毀滅。且其地辟鄙。人迹罕至。我先君英公。病。其人



佐藤嗣信之墓

而湮沒。命遷葬于同鄉大墓東偏。新其墓。榻勒其姓氏。主役者爲大西友信。承命之日。穿其墓。得古刀一口。長二尺有餘。獻之公所。……。廼命賜友信命工砥礪之。霜鏽冰及奇鋒異模。蓋非尋常之物。友信無子。傳於其妹。其妹嫁山口某某。亦傳之其女。嫁夏目某。以故遂爲夏目氏之有焉。夏目氏第四子曰。玄。家常服之……。

友信者。余大父兄。以故與夏目氏有通家之好。玄家嘗語。餘曰。我家藏嗣信之古刀……。願藏之名。藍高利。使其長免水火盜竊之患。居爲謀焉。余曰。善。一日。侍公語次。及此刀。公忝命覽之。曰。此神物。宜藏名山。按當時託其葬者。志度寺僧也。藏之志度寺。可矣。余退。以公言告玄家。玄家曰。忝得公命藏之。此器之靈赫々乎。後世何止免水火盜竊而已哉。遂藏志度寺。令余記其事。

【太夫黒墓】 右同所

碑面に太夫黒馬埋所と刻せるは前次信墓と同時に頼重藩主の建てたるもの。(次信墓、新石、駒立石等の字と共に其臣三野輪縁に書かせたるも)東鑑二以秘藏名馬賜伴僧是撫戰之計也……。(號太夫黒院御腕御馬也行幸供奉時自仙洞給之每向戰場駕之)と東鑑に記せる秘藏名馬のことならん。

或は曰ふ此墓鎌田光政の墓なりしを後人其姓名を失したるより太夫黒に附會したるものに非るか
こと。

【字龍が岡】 源氏陣地跡 牟禮村大字牟禮字菜切

宇龍ヶ岡(瓜生ヶ丘)より菜切地藏の丘陵附近の地は源氏の陣地跡にして源氏ヶ岡又棧ジキガ岡ともいふ、盛衰記に「武例高松といふ柴山に歸り給ひて云云」東鑑に「到于屋島内裏之向浦^{ムカフノウラ}燒拂車禮高松民屋」長門本平家物語に「牟禮高松の境なる野山に陣を取て下居給ひけり」何れも此邊をさしたるものならん。此處の地形壇の浦相引の波切岬^{ナギサ}をなし屋島壇の浦と陸上との連絡を絶つての要地たるは勿論近海上に浮へる平軍を一眸の下に瞰ひ得るの便をそなへたり。

又平氏西奔後梶原の率ゐ來りし熊野船^{源氏の重きをなす}の假泊せし緣故より此名を存したるに非るか此附近に辨慶の長刀泉、菜切石等の傳説趾存せり。

【六萬寺】牟禮村大字牟禮字岡

眞言宗靈芝寺末寺、聖武天皇天平二年(紀元一三九〇年)僧行基創立と傳ふ、壽永二年九月平氏安德天皇を奉し屋島にかへし皇宮を營む、宮未だ成らず先づ此寺に臨幸し海波の勞苦を醫し給ふ。

此時間十月三日平氏公卿詠歌あり寺の柱障子などに題せられしが今存するもの三首

嬉しくも遠山寺に尋ねきて後の浮世を洩らしつる哉

三位中將重衡

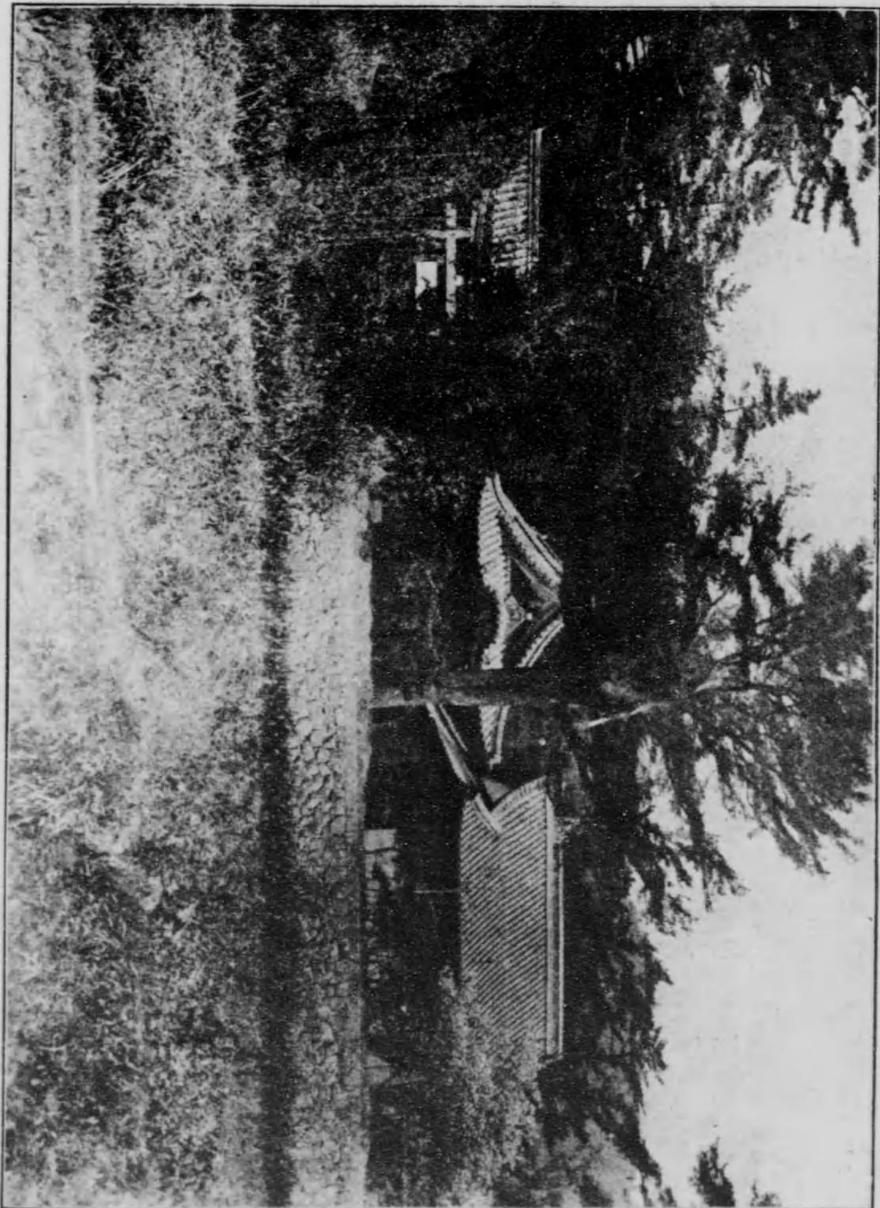
いさゝらば此山寺に墨染の衣の色を深くそめなむ

經壽房阿闍梨祐圓

世の中は昔かたりとなりぬれど紅葉の色は見し世なりけり

但馬守經政

其他佐藤繼信の兵器、辨慶、伊勢三郎の手書、義經願文等を藏せしが天正の兵火にかゝり堂宇寺



寺 萬 六

寶皆烏有に歸す。後延寶六年(靈元天皇紀元二三三八年家綱將軍)其舊趾の一部に堂宇を再建したり

五、後醍醐天皇建武二年(紀元一九九五年)十一月二十六日細川定禪(坂田庄にあり)遠く足利尊氏の軍に應し兵を八島、高松に出し當國守護舟木頼重を攻め殺し又小豆島なる星ヶ城主飽浦胤胤等を平け遂に四國に威令を振ふ、(此時細川氏は先づ屋島に入り、次に小豆島を陥れ備讃海峽を手中に納めたるなり)。

(南海通記、梅松論)

延元々々年(紀元一九九六年)二月足利尊氏の九州に走り尋て四月再舉東上にも大なる便益を與へたるものなり。

六、正親町天皇天正十三年(紀元二二四五年)四月羽柴秀吉の四國征伐に當り浮田秀家、黒田孝高、仙石秀久、小西行長等七人の兵將二萬三千人を率ゐて二十六日屋島浦に上陸し山上に陣し之より讃岐を徇ふ。(南海通記)此時浮田の軍は先づ浦生より北峰に旗を押し上げたるに、北峯は分内狭迫にして兵を留め難き故に南峰に移りしも山高うして戦をなすに用なし。其日下山して牟禮、高松にせまり喜岡の城(高松氏世々の居城なり香四伊賀守の旗下なれば加番として唐人彈正片山志摩守を兵將として百餘人指遣はす高松左馬助力百餘人ともに二百餘人鐵砲百挺を以て城を守る)を急撃し城兵を盡殺す。

黒田孝高郷人に當國のことを問ひ、浮田家の兵將五頭五千餘人を具して孝高見分の爲に發向す、其路次由良山の城、池田の城兵ともに敵旗を見戦はすして逃る、孝高逃るを逐ひ植田に入る、其他見分あつて早々引上路すから少々放火して牟禮高松に還る。(其時城中より敵引取るを見て細川源左衛門尉前田平右衛門尉二人鐵砲二百挺つゝ出して跡を慕ひ行けども敵は戦を好まずして引)元親は智將孝高に其計を見知られたるを本意なしといひたりとぞ。

屋島長崎砲臺



長崎砲臺



砲臺

至りき。

第五 今岡古墳

一、名稱 今岡古墳、地方人としては一定せる稱呼を有せず、其古墳たることも最近迄は一般に知らざる所なり、最近上笠居尋常高等小學校訓導數氏之を見て古墳にあらすやとのことにて余(福家)に實地檢證を求めしにより余出張して實地に檢證し古墳たることを確認し、それ以來古墳として知らるるに至れり

二、所在地 香川郡上笠居村字佐料四百四十九の十四山林四百四十九の二畑と字佐藤千百二の三山林との兩方に跨りて存す、佐料の分の此處を今岡と稱す、勝賀山を中心として東方に蜿々として派出せる山脈の最末端の丘陵上に在り。

上笠居尋常高等小學校の西北方約五丁の處にして汽車の窓よりも望見することを得べし。

三、形狀寸法等 前方後圓墳にして西南方に向つて作られたり。素は三段に作られたるものの如く其の痕跡を有すれども一帯を形成せる土壤は花崗岩の崩壊したる砂土なるを以て雨水の爲著しく流失し以て原形を失ふに至れり。

古墳の基底に於ける周圍は六百三十七尺(百六間餘)あり。

前方部は基底に於て横徑九十尺頂上に於て十七尺、其間の斜面の長さ三十九尺之を三段に造られたるもの如きも現今は判然せず、従つて各段の長さを一々明瞭に擧ぐることはざるを以て全體の寸法を述べん。

前方部の基底と頂上との間隔は正面に於ける斜面の長さは前述の如く三十九尺左稜角の長さ四十七尺右稜角の長さ四十五尺なり。

前方部中央に於て縦徑七十七尺横徑十六尺なり。其左右の稜角より基底に至る斜面の長さ左方三十九尺五寸右方三十一尺なり。

前方部と後圓部との隘れ目は横徑十二尺にして稜骨より基底に至る斜面の長さ左方四十三尺右方四十一尺なり。

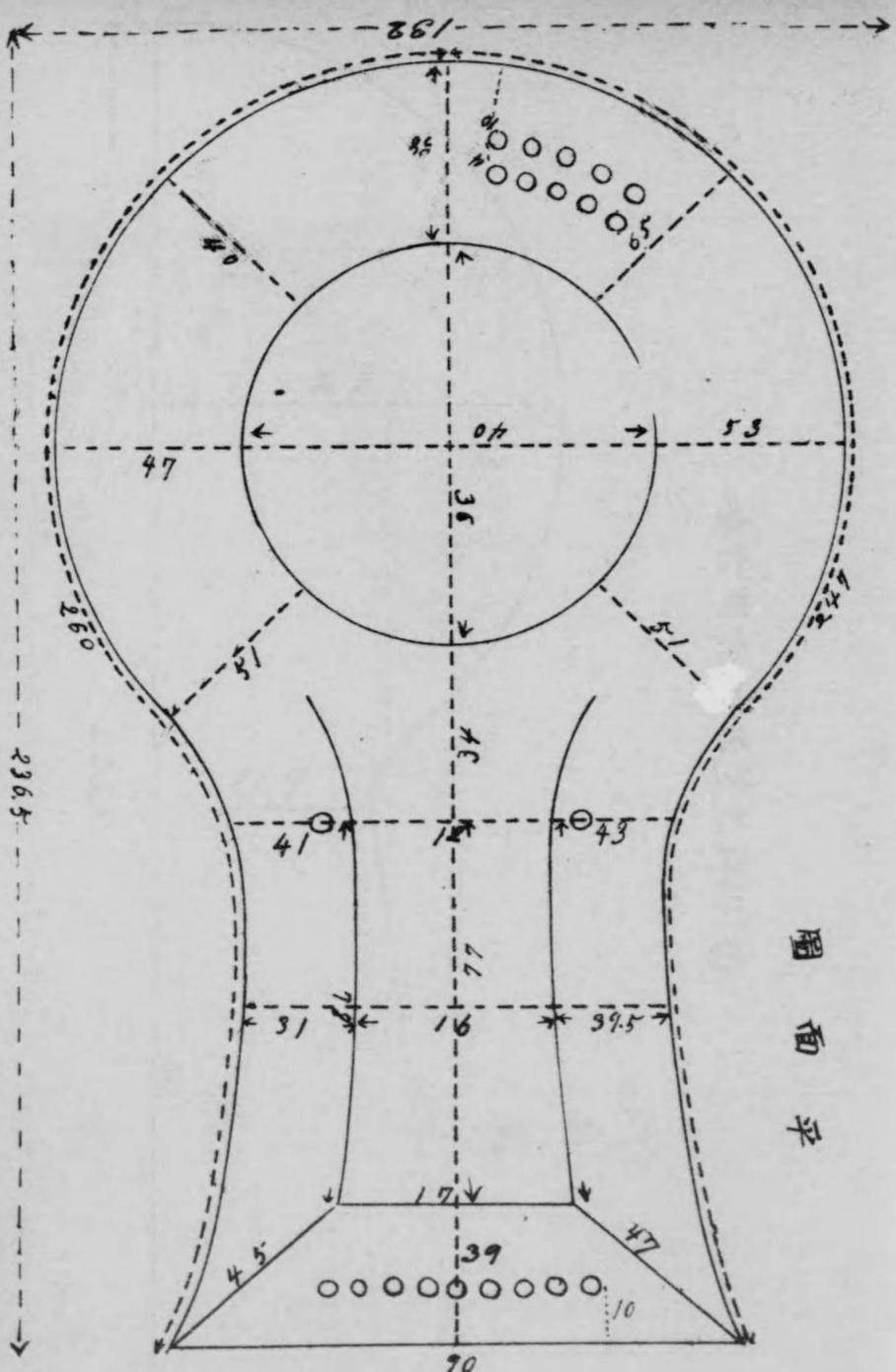
後部は土地の人々の爲に上部を平面に改られたり。平面部の直徑は縦徑三十六尺横徑四十尺にして圓周は百二十六尺なり。

後圓部の頂上平坦部圓周の稜角より基底部に至る斜面の長さは正後方部五十八尺にして左方は五十一尺乃至六十五尺右方は四十尺乃至五十一尺なり。

高さは前方部の最高十四尺中央凹部(隘れ目)十一尺七寸後圓部二十一尺なり。基底に於ける後圓部の横徑は百三十二尺にして全体の縦徑(前方部の前端より後圓部の後端迄の長さ)は

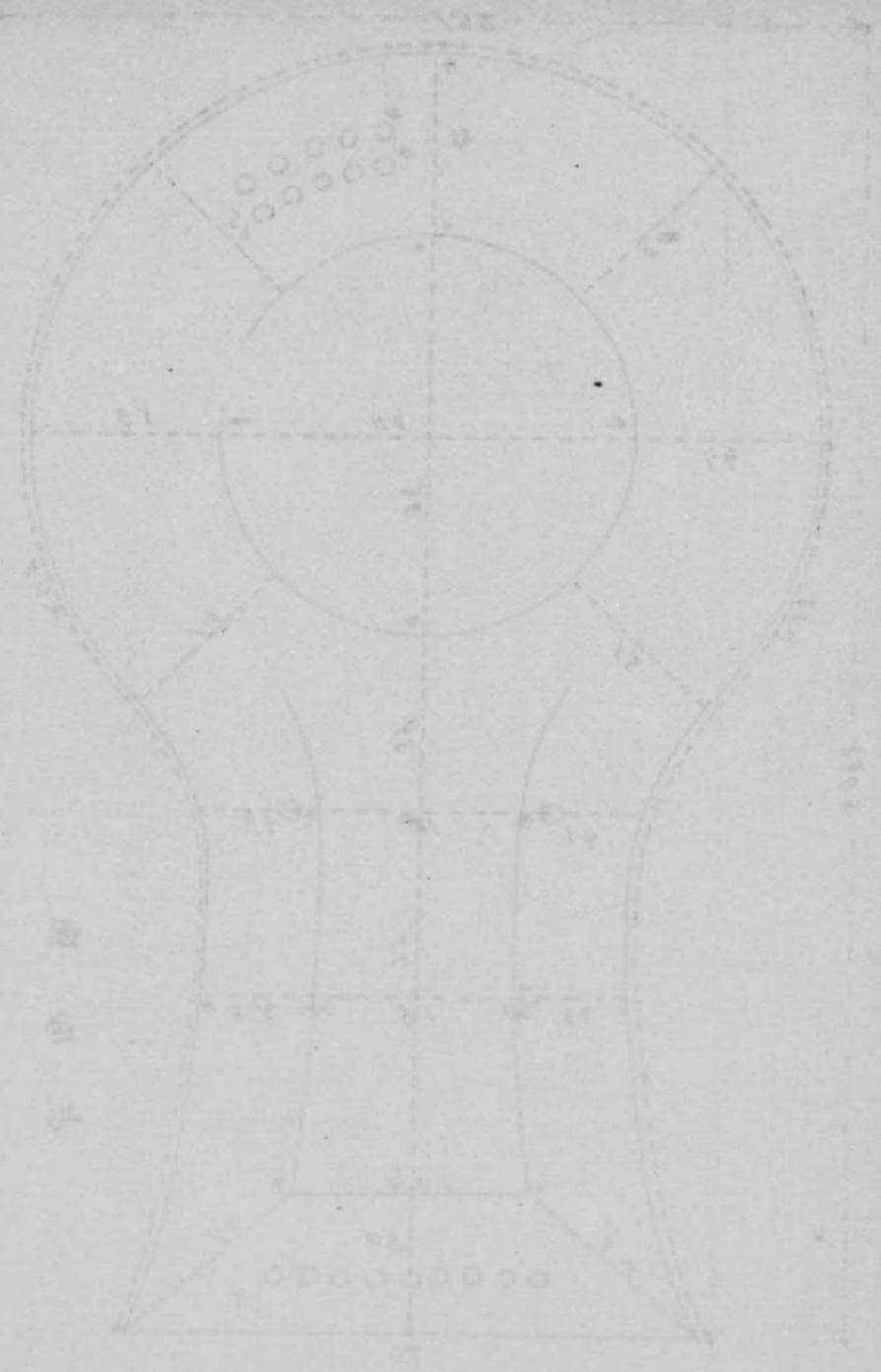


墳 古 圖 今



圖面平

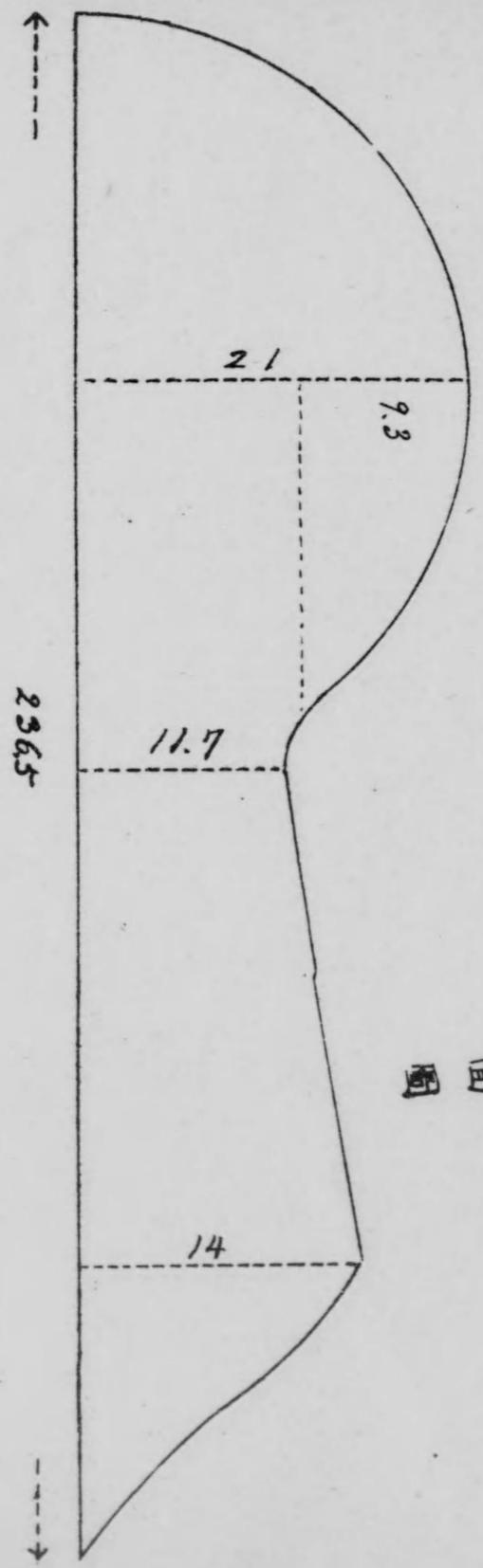
香川郡上笠居村今岡古墳
 ○土壇
 ×輪



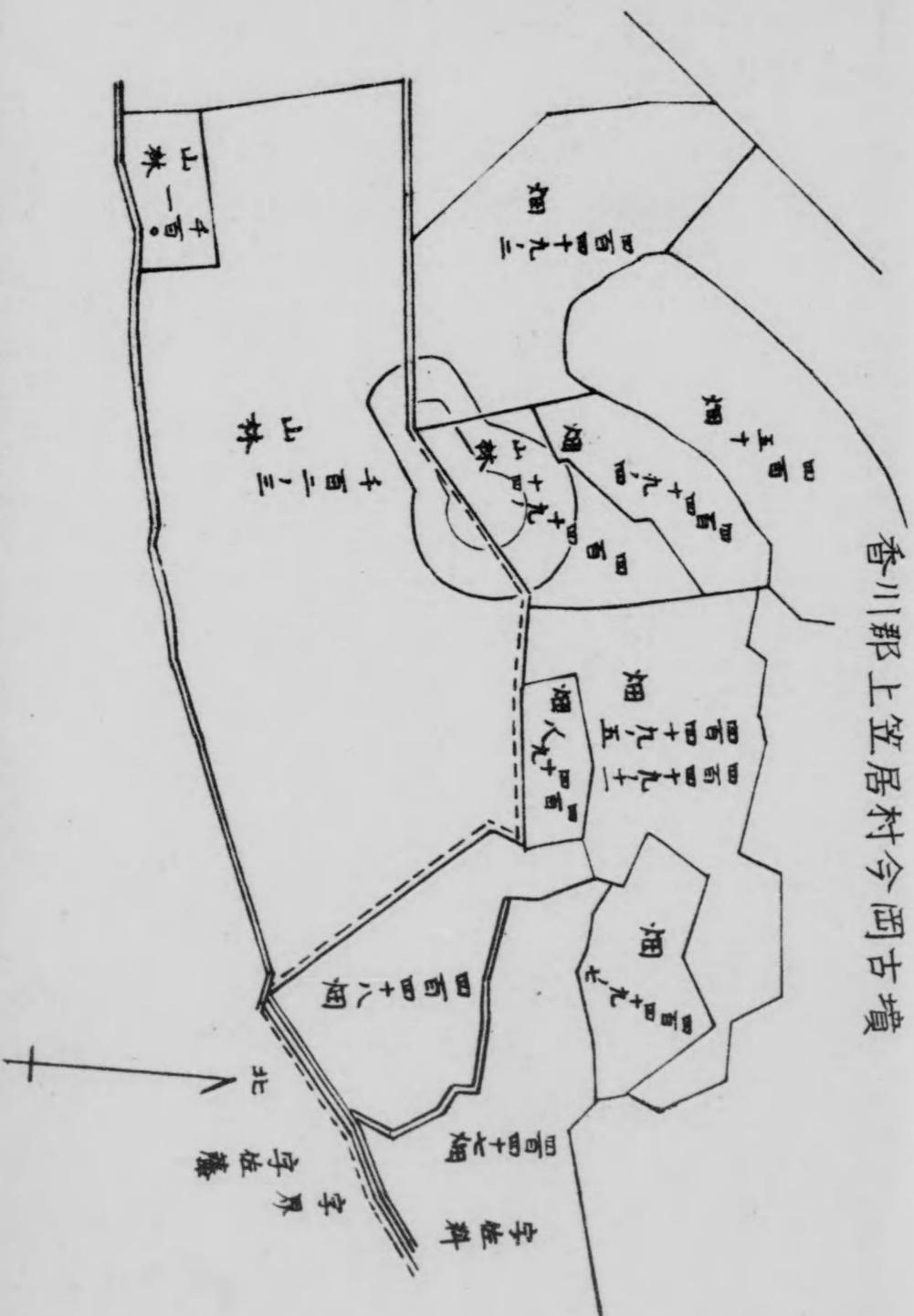
奈良県立博物館蔵
 奈良県立博物館蔵

墳古岡今村居笠上郡川香

断面圖



香川郡上笠居村今岡古墳



香川郡上笠居村今岡古墳





二百三十六尺五寸なり。

埴輪圓筒は二段に存し下段は基底より十尺の處に上段は其上四尺の處に在り、埴輪圓筒の徑の直徑は一尺一寸なり。埴輪圓筒間の距離は兩圓筒の中心間三尺にして兩輪間は一尺九寸なり。

特に注意すべきは家型埴輪の破片の出でしことにして、こは古墳の頂上に在りしもの破壊せられて斜面部より出でしものならんか。

葺石は處々に残り居れり。
濠は丘陵上のこととて痕跡をも存せず素より作らざりしものならん。

埴輪圓筒は多く發掘せられたるを見るも古墳内部は未だ發掘せられたる形跡なし。
陪塚と認むべきもの現今は存在せず。

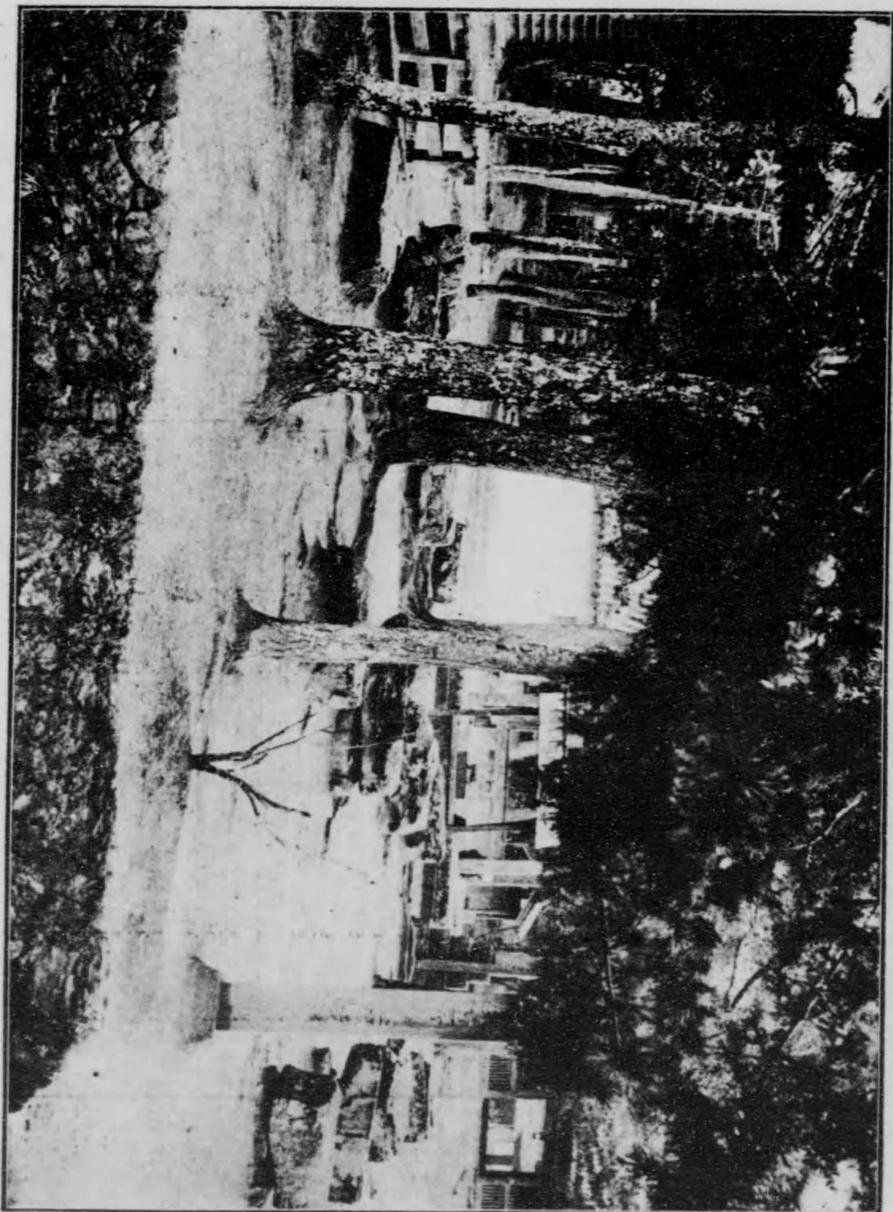
四、現状 現今は古墳の大部分は山林として保たれ居るも右方側面及背面は桃畑等の耕地と化し少し許り地形の破壊せられたるを見る。

五、由來徵證傳説 此等に見るべきものなし、秦氏又は綾氏祖先が此地方に住居せしことなれば此等の一族の墳墓ならんか。

第六 國分寺及國分尼寺

五〇

一、國分二寺建立の由來 本邦古代の政治は所謂祭政一致にして其後政教相分ると雖も、なほ深く祖宗神明を崇敬するの國俗を保ち佛教の來るや其思想と結合して漸く世代を重ね、聖武天皇に至りて全く其頂點に達し冥顯一にして始めて國家の平安、人民の福繁を得べしとなし、其結果は終に諸國に國分寺の創設を見、京には東大寺の建立を企つるに至る、蓋し國分寺の由來につきては其起原頗る古くして殊に天武、持統の兩朝に萌芽し「金光明經」を諸國に頒布し給ひて之を讀誦講說せしめられたるに起るものにして其後「仁王經」「般若經」をも下し給ひ、文武の朝には諸國に國師を任命し給ふに至りたり、然るに聖武天皇に至りて其業益々進み「金光明經」に代ふるに「最勝王經」を以てし且つ別に「法華經」を各國に備へしめ、國々をして丈六釋迦佛及び狹侍菩薩の像を造ることを命し、又諸國に七重塔各一基を建立せしむ。天平十三年三月に至りて國分二寺創設の勅を發し、重ねて丈六佛の造像及び七重塔の建立の意を宣らしめ「最勝王經」「法華經」各十部を寫し備へしめ、且つ天皇親ら「金字最王經」を寫し給ふに擬して塔毎に各一部を置かしめ、凡そ僧寺は必ず二十僧あり、封五十戸、水田十町を施し、之を金光明四天王護國の寺といひ、尼寺また必ず十尼あり、水田十町を施し之を法華滅罪之寺といひ、國中最も良好の地を選ひて之を造營することを命し給ひ、十六年七月には畿内七道に詔して毎國の正稅四萬束を取り僧尼兩寺に各



一ノ其 石 礎 堂 金 寺 分 國

二萬束を分ち入れ毎年出舉して其息利を以て永く造寺の用に供することゝせり。是より後屢々造寺造像を督し給ふこと多しと雖も、天皇の世を終へ給ふに至るまで其事全く成就すること能はざりき。

國分寺を統ふるものは東大寺にして天皇其建立を企て給ひ、尼寺を統ふるものは大和法華寺なり。此等の大業は固より行基、良辨等諸大徳の關する所多しと雖光明皇后の内助最も力ありしものなり。特に尼寺及び法華寺は専ら其企て給ふ所にして法華寺は皇太后宮子(光明皇后)の其宮を施捨し寺とし給ふ所なり、蓋しこれ總國分寺なり。

我が讚の國分二寺は此頃の建立にかゝりしが尼寺即ち法華寺は早く荒廢に歸し、僧寺のみ保存されたるに天正の兵火に際し其金堂を失ひたるを寛文十年(紀元二二三〇年)高松藩主松平頼重本堂並に寺坊等を修め尋て延享三年(紀元二四〇六年)文化十三年(紀元二四七六年)にも亦修覆を加へらる。

二、現 況

國分寺 綾歌郡端岡村大字國分

白牛山千朱院真言宗大覺寺末寺

境 内 三千六百九十八坪

【本 堂】 昔の講堂跡……特別保護建造物

桁行五間 梁行五間 單層屋根入母屋造本瓦葺

鎌倉時代の建築物

本 尊 日本彫十一面千手観音菩薩

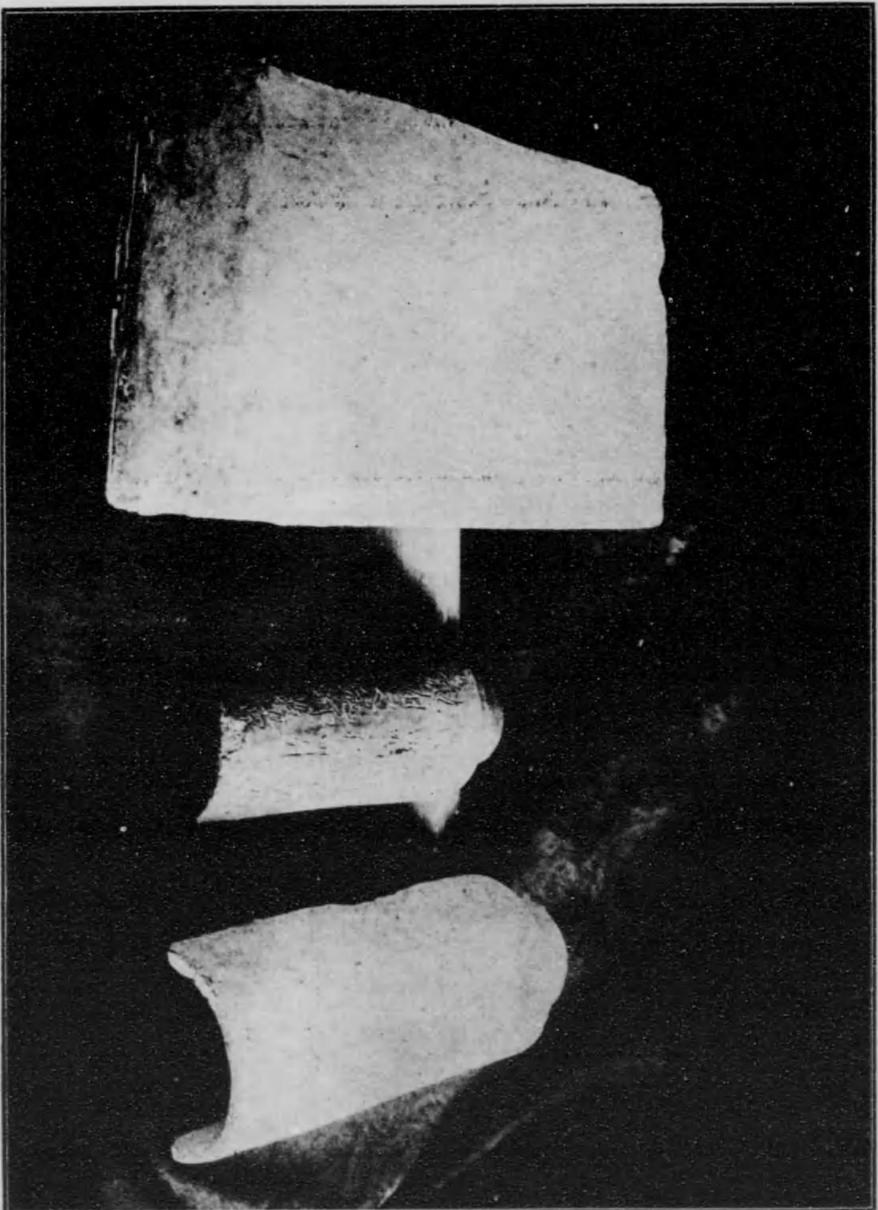
佛身一丈六尺蓮肉以下五尺にして國寶乙種に編入せらる。

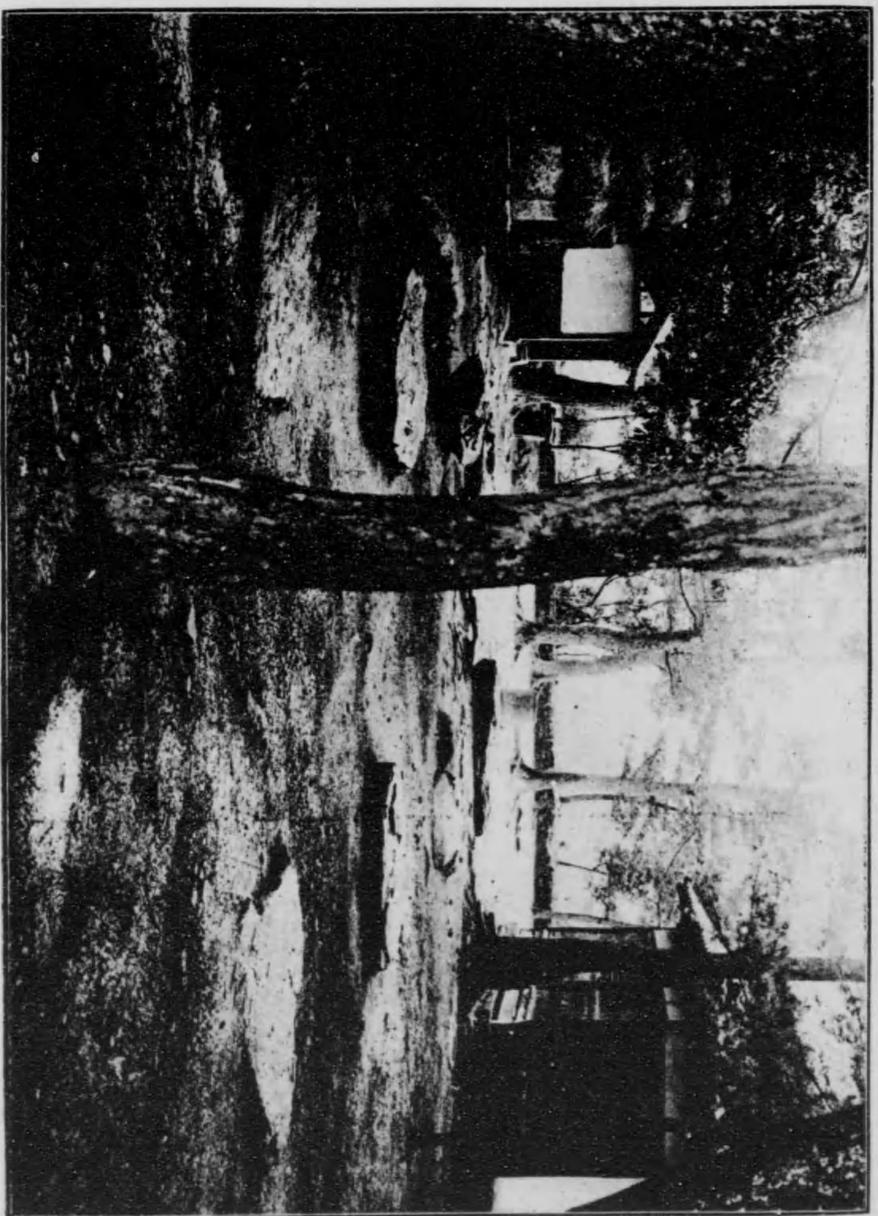
本尊は釋迦牟尼佛の金像ならざるべからざるに千手観音に變はれるは歷年の久しき災變に遭ひ其本尊を失ひしより他の像を(或は法華寺の衰頽より僧寺に其本尊を移したるに非るか) 移し代へたるに似たり。

或は曰弘仁中弘法大師當寺を再興するに當り自ら観音の像を刻し之を本尊となしたりと。

【金堂址】

七間四面の建築たりしことは礎石の證明する所なり。礎石の殘存せるもの三十二箇にして元四十箇存在せし理なれば八箇を紛失せり、礎石の現存状態は寫眞の示す所の如く其大き及び相互の間隔等は實測圖に就きて知らるべし。礎石の位置も元の位置より變りたるものあり。今大體の説明をすれば北方より數へて一列目にては西方より二番目のもの缺失し七箇嚴存せり。中東方の四箇は位置正しけれども西方の三箇は位置變れり。二列目にては最西方のもの一箇缺失し残り七箇中東方の四箇は位置正しけれども西方の三箇は變れり。三列目は西方の二箇を存して他の六箇は悉く缺失せり。現存せる二箇は其位置正し。四列目は八箇全部現存し其位置も正し。五列目は八箇現存し西方より二番目四番目のもの位置を變更せるものみにて他は皆正し。





一ノ共 石 礎 塔 東 寺 分 國

此金堂に存せし磚及瓦は現今多く出で各家に所藏せらる。磚は附近の民家にて臺石又は沓脫石等に用ふるを實見せり。

【塔 址】

現今殘存せる塔址は東塔の礎石のみなり。是は金堂の正面東方に在り。この位置は西塔とシンメトリ（左右相稱）にせんとしたるものならんも西塔は遂に建立せられざるが如し。最初の計畫にして財政上其他の都合により遂に完成するに至らざりし事は諸國の國分寺の例に徴して推測せらるる所なり。西塔の存在すべき場所は現今水田となり且礎石も磚も瓦片も出でざるは吾人の推測の確實なることを證明するものなり。

東塔は天平十二年の七重塔建立の詔以後に建立したるものと見ゆ、續日本書紀天平十二年三月甲戌の條に

甲戌令天下諸國每國法經華十部並建七重塔焉

東塔は三間三面の七重塔なり。三間三面なりしことは礎石の示す所なり。現存の礎石は十五箇にして内一箇は塔の中心柱の礎石なり。現今七重の石塔を其上に載す、残り十四箇が塔柱の礎石なり、塔柱の礎石は十六箇あるべきを二箇紛失せり。北方より數へて一列二列は四箇共嚴存し、三列目は最東方の一箇缺失四列目は西方より二番目のもの缺失せり。礎石の模様は寫眞によりて見らるべく礎石も礎

石間の相互間隔も實測圖に就いて知らるべし。
天正十年長曾我部元親讃岐に攻め入りし時其將親政此國分寺に入り本堂を陣營としたりし時兵火にか
ゝりしものなり。

【塔 地】

鐘(無銘)本縣下最古のものにして雄作なれば生駒一正入國の時高松城の時鐘としたり。
爲國分寺鐘之代於在所廻荒田一町永代令寄進候條堂之修理可仕候也

慶長十四年二月二日

讃岐守 一 正 華 押

然るに城中怪異あり疫癘流行したれば

つきかね返し申候間今度一正公の本服候様に祈ねん所仰候

三月十四日

生 將 蓋 華 押
佐 掃 部

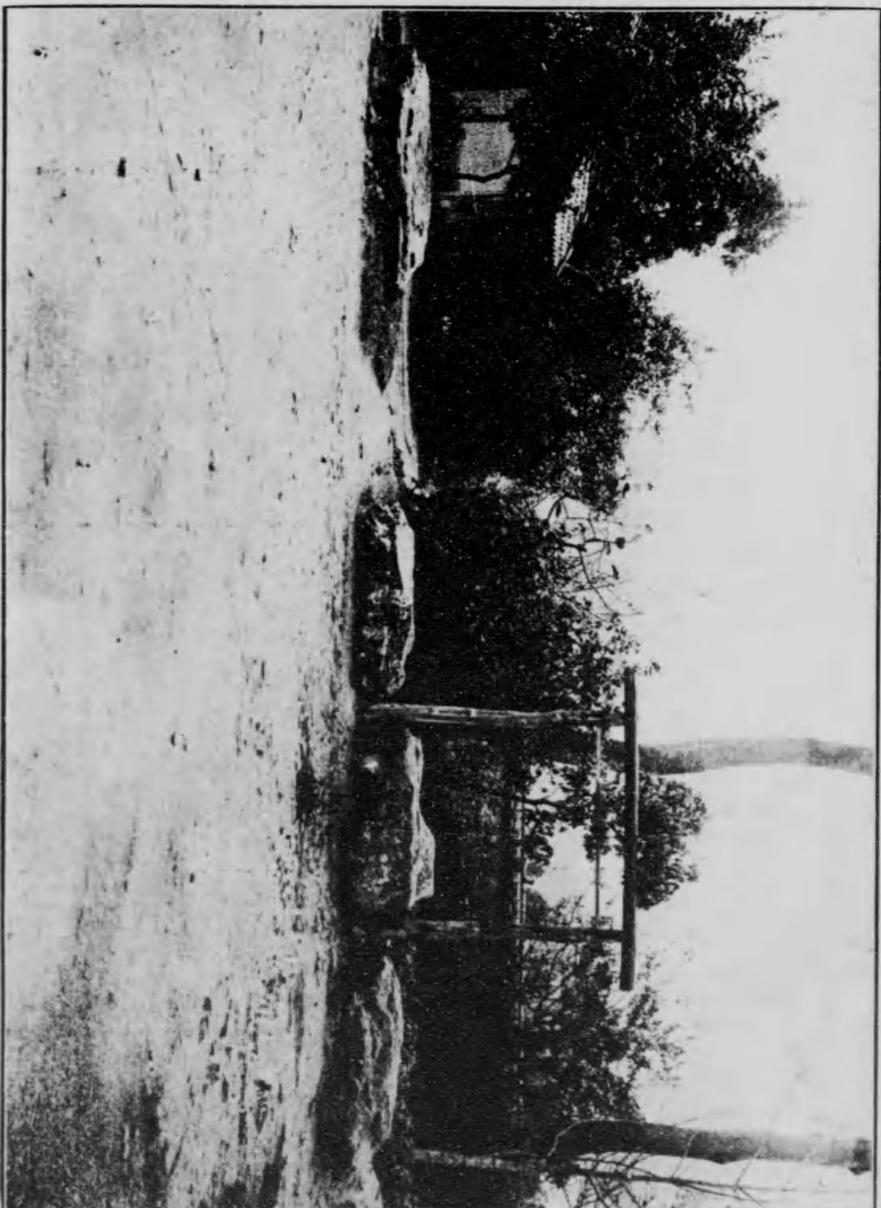
生將監は生駒將監、佐掃部は佐藤掃部といひ、いづれも生駒の重臣なり

【二王門】

二王尊は運慶の作と傳へ彫法優秀なり。

【祖師堂】 【地藏堂】 【庫裡】 【鐘樓】

【寺寶の重なるもの】



一ノ其 石 礎 堂 金 寺 尾 分 國

大般若波羅密多經

第四百七十三卷

傳 傳教大師筆

一卷

生駒家代々文書

一卷

尾池彦坂等文書

一卷

【國分尼寺址】 綾歌郡端岡村大字新居

金堂址のみ現存せり。七間四面の建築なりしことは礎石によりて知らる。現存の礎石は十九箇なれば元四十箇存せし理より推せば二十一箇缺失せり。東方一列の五箇現存せることにより四面は知られ北方二列目に五箇現存し、四列目の西方に三箇現存し此等相互の關係により七間は知らる。礎石の現存状態は寫真により其位置大さ相互間隔等は實測圖によりて見らるべし。今此國分尼寺址に小庵存し法華寺の名を以て呼ばるゝも寺格を有せず。

【國分寺瓦窯址】 綾歌郡府中村字前谷

窯址は現今約六箇を存し内一箇は比較的完全なれども他は破壊せられて湮滅に歸せり。尙是以外に存せしことは此地方の古老の語る所なり。窯址よりは天平時代の瓦を始めとして其れ以後の瓦片をも多く出だす。窯址の實地の狀況は寫真及實測圖によりて知らるべし。

第七 王墓山古墳

- 一、名稱 王墓山古墳。土人は王墓山と呼ぶ、古來より古墳としての名稱なり。
- 二、所在地 仲多度郡善通寺町大字善通寺字大池東一千七百八十五番地第一に在りて山林と成り居れり。善通寺町より大日越に向ふ道路の南方第十一師團衛戍病院より西方に向ふ道路の北方に在り。
- 三、形状寸法等 三段より成れる前方後圓墳にして西南方に向つて作られたり。
周圍一千三百五十尺(二百二十五間)なり

古來よりの形状は開墾等の爲著しく破壊せられて舊形を存する所は頂上の前方と後圓部の大部分と後圓部の左方側面の大部分なりとす。古墳全體の右側は北方に存せし濠を埋めて水田と爲すため著しく土砂を削り取られて險しき絶壁をなし段階を有せず。又前方部の基底部は水田を作り又人家を建つるため土砂を取り爲に三角形をなし全然舊態を失ふ、又前方部の左方は家屋建築のため方形に削り取られて現に此所に住宅存す。此部は水田と水平に迄及ぼされ丘陵としての形を失へり。

前方部は頂上の横徑十七尺にして前方の基底部に至る迄總長百八十五尺二段となり居れり(一段は破壊せられたり) 前方部の頂上と第二段との正面に於ける斜面の長さ五十四尺右稜角の長さ五十尺なり、第二段は幅三十

仲多度郡善通寺町王墓山古墳



縮尺二千五百分一



五尺にして前方基底部迄九十六尺あり。

前方部中央に於て縦徑四十二尺横徑十六尺なり、其右方稜角より基底に至る斜面の長さ百〇五尺なり。

前方部と後圓部との隘れ目は横徑十一尺にして右方稜角より基底に至る斜面の長さ百〇六尺而して後圓部頂上の平坦部の稜角迄十七尺あり。

後圓部は上部を平面に切り毀たれたり、其の直徑は縦徑二十五尺短徑十九尺なり。

後圓部の頂上平坦部の圓周の稜角より基底部に至る斜面の長さは後方部百七十二尺にして三段となり居れり。後圓部頂上平坦部の稜角より第二段に至る斜面の長さは三十八尺にして第二段は二十六尺の平坦部と五十四尺の斜面よりなり、第三段は十八尺の平坦部と三十六尺の斜面より成れり。

左方の長さは百二十五尺乃至百二十五尺にして三段となれり、正左方の分に就きて云へば頂上より第二段に至る斜面の長さ三十六尺、第二段は十八尺は平坦部と九尺の斜面を有し、第三段は三十三尺の平坦部と二十九尺の斜面を有せり。

高さは前方部の最高二十五尺中央凹部(隘れ目)二十三尺後圓部三十尺なり。

基底に於ける後圓部の横徑は百二十尺にして全体の縦徑(前方部の前端より後圓部の後端迄の長さ)は三百六十尺なり。

周圍より埴輪圓筒の破片及葦石の處々に存するを見る。

濠は後方より左側方の半以上迄現存せり、濠は溜池として擴張せられ其面積を大にせるも左側方にては帯状をなして昔ながらの倮を存し其幅員三十尺あり、水深三尺許りなり。其以外の濠の部は古墳の丘上の土壌を採りて埋め水田を作れり、水田の形状は環状をなして古墳を繞り居れり。

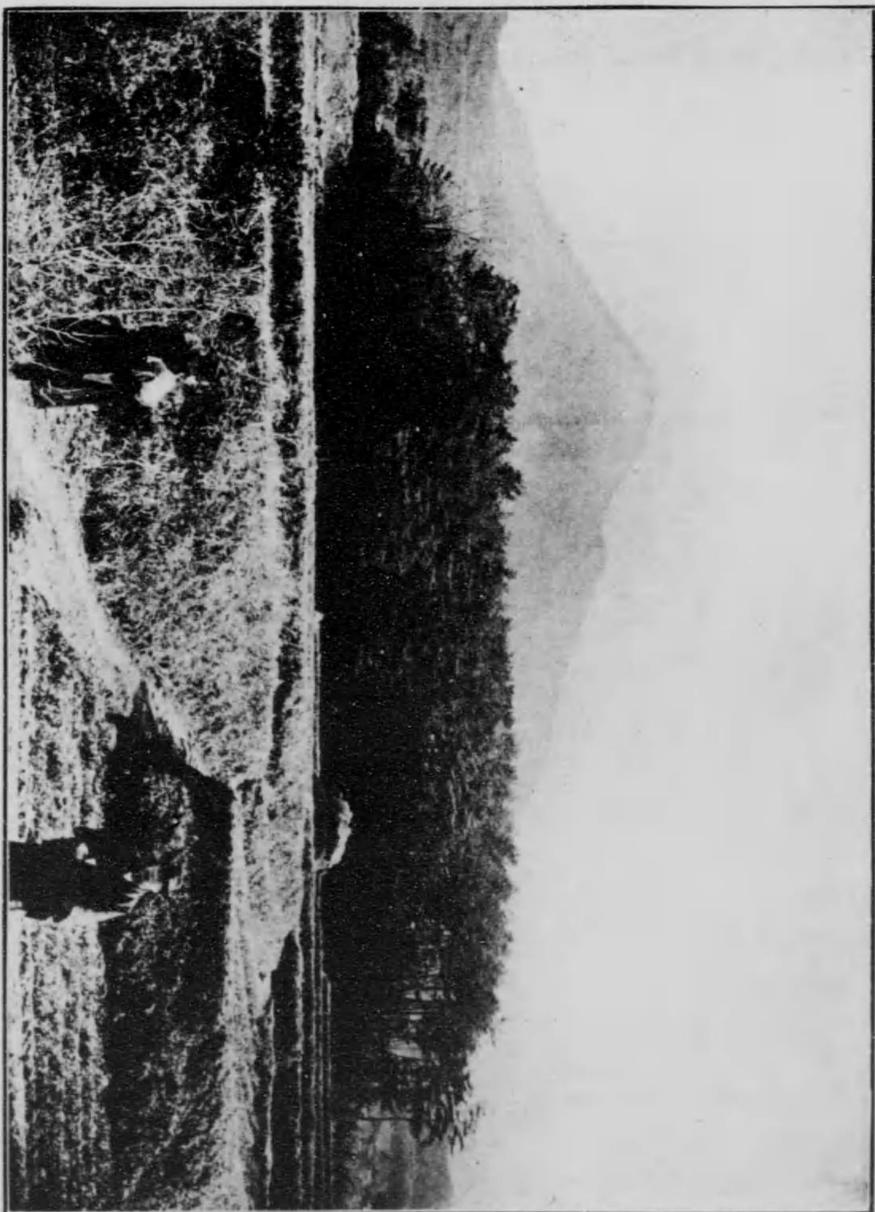
一時發掘を試みられたるもの如く後圓部の頂上は著しく其土壌を掘採せられて凹状を呈せり。されど後の崇りを恐れて中止せしもの、如く古老に之を尋ぬるも榑棺迄掘りしことを語らず。

陪塚と認むべきもの五箇あり、西方に二箇北方に三箇あり北西方に存する藤塚最も大なり。尙多く存せし様なるも破壊せられたるもの如し。

四、現状 後圓部の頂上は發掘を試みし爲凹部となり、背部は溜池の爲に破壊せられ右側方は濠を埋めて水田とするため多量の封土を奪はれ、前方及左側方の前部を家屋建築の爲破壊せられて著しく形状を變更に居れり。

五、由來徵證傳説 古墳中央隘れ目の左側斜面に小祠あり、大山神社と云ふ毎年陰曆十八日十九日に例祭を行ひ、獅子を使ふと此地に椀貸傳説あり曰く

冠婚葬祭等饗應の際膳椀を借らんとて此小祠に所要數を擧げて祈れば翌朝此所に整然と用意せらる。或人其一二を過ちて破損し不足の儘返せし以來又この事無しと、日本全国各地に存する椀貸傳説と同じ。又此小祠の下に金の雞を埋めありとの傳説あり。これも日本全国各地に在るものと同様なり。



堀 古 山 墓 王

此地方に住居せし名族は史を按ずるに大伴氏より出でし佐伯直後に佐伯宿禰を始とし因支首、吉田伴連等あり、此等の名族祖先の墳墓ならんか、其の中佐伯氏最も近からん、三代實錄卷五清和天皇の貞觀三年十一月辛巳の條に「讚岐國多度郡人故佐伯直鈴伎麻呂故正六位上佐伯直酒麿故正七位下佐伯直魚主鈴伎麻呂男從六位上佐伯直貞持大初位下佐伯直貞繼從七位上佐伯直葛野酒麻呂男書博士正六位上佐伯直豐雄從六位上佐伯直粟氏等十一人賜佐伯宿禰姓即隸左京職先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮太夫伴宿禰善男奏言書博士正六位下佐伯直豐雄歎云先祖大伴健日連公景行天皇御世隨倭武命平定東國功勳蓋世賜讚岐國以爲私宅健日連公之子健持大連公子室屋大連公之第一男御物宿禰之胤倭故連公允恭天皇御世始任讚岐國造倭故連公是豐雄之別祖也孝德天皇世國造之號永從停止同族玄蕃頭從五位下佐伯宿禰直持正六位上佐伯宿禰正雄等既貫京兆賜姓宿禰而田公之門猶未得預謹檢案內直持正雄等與只由實慧道雄兩大法師等贈僧正空海大法師所成長也而田公是大僧正父也今大僧都傳燈大法師位眞雅幸屬時來久持加護比彼兩師忽知高下豐雄又以彫蟲之小藝恭學館之末員願望往時悲歎良多准正雄等之例特蒙改姓改居善男等謹檢家記事不憑虛從之」とあり。大伴健日東國平定の功によりて讚岐を賜り私宅となす、其子武持初めて大伴宿禰の姓を受け大臣と號し後仲哀天皇の時大連と號し（伴氏系圖武持の子に室屋大連あり）其胤倭故連に至りて讚岐國造に任せらる、時に允恭天皇の御代なり、彼の有名なる贈大僧正空海勅諭弘法大師は佐伯直田公の子たり。

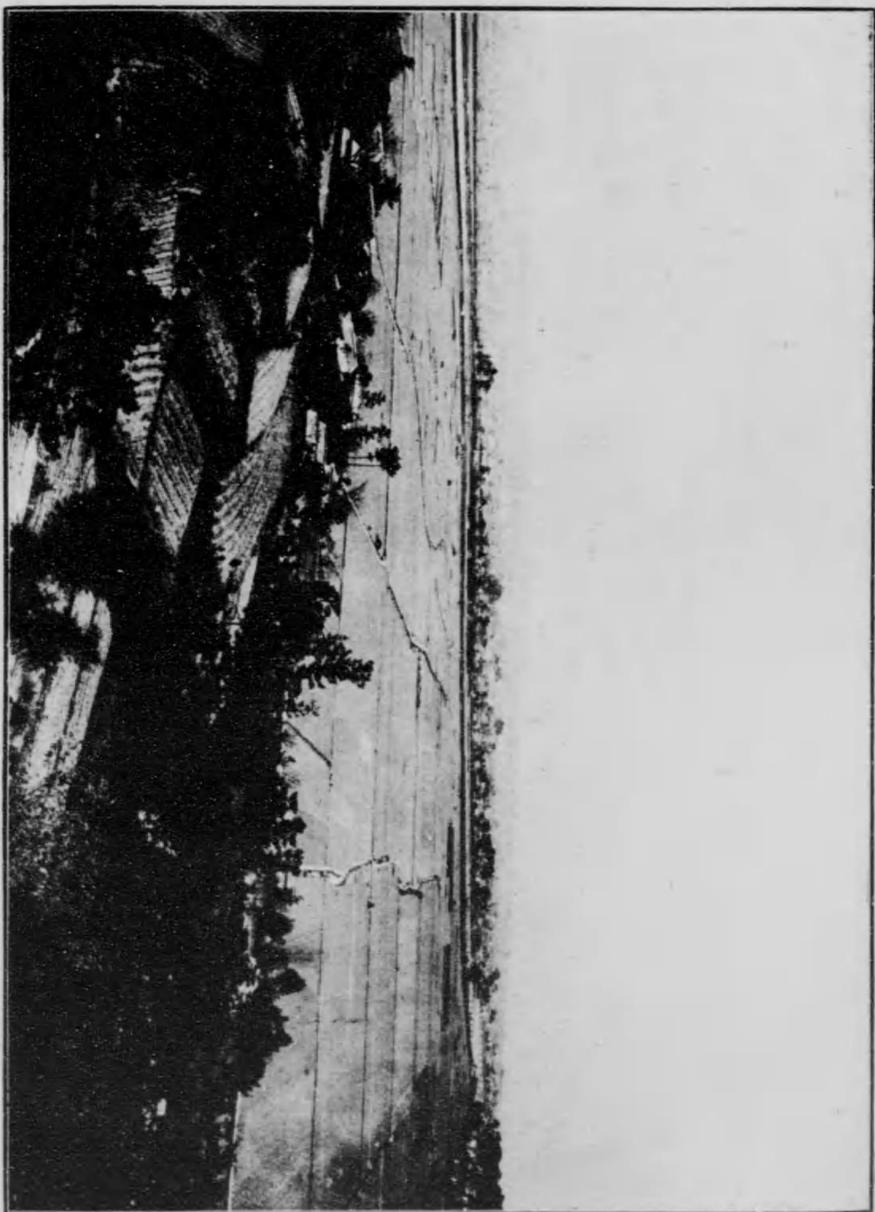
第八 條里の遺蹟

六〇

一、緒論 本縣下の各所に於て條里の遺蹟の存することを發見すること極めて多し。而して本縣在來の地方誌に於ては此事に關して記述せるものなきのみならず現今の地方史家を以て自任するものも此點に就きて述作する所あらず。故に世人の多くは此事を知らずして徒らに破壊し去るもの尠しとせず、是れ吾人の最も遺憾とする所なり。而して條里の研究は極めて價值あるものにして史家の最も注意を拂はざる可らざること屬す。史蹟の保存は各方面に及ぶべしと雖この條里の保存は特に緊要なることを感ずるものなり。

二、條里の制 條里は上古の田制にして田舎に於ける田地を京内の條坊即ち町割の如く區劃し京師にては何條何坊何の坪と稱するに對し田舎にては何條何里何の坪のと唱ふる一種の番地付なり。其起原は大化改新より起り奈良時代の頃に至りて略完成したるものにして。其の稱呼は王朝時代を通じ武家時代に及びり。今讃岐に關する古文書に就いて見るに續左丞抄所載建長八年八月の日吉社領、讃岐國柞田庄界四至打勝示事の條に

一、四至 東限紀伊郷界、苜田河以北者紀伊郷界、以南者姫江庄界、南限姫江庄界、西限大海、海面限伊吹島、北限坂本郷界、兩方共田地巴、其界東西行之曠正通之



一ノ里ノ遺蹟

一、勝示 一本、良角、五條七里一坪、紀伊郷並山本郷坂本郷當庄四之辻、打之、一本、巽角、井下村東南者姫江庄堺、其堺路之巽角。打之、路者當庄内也、一本、坤角、濱上打之、海面限伊吹島、南者姫江庄内埴穴堺、北者當庄蘭生村堺、一本乾角、海面、限三里、北者坂本郷、南者當庄鈎洲濱、打之但良勝示之本與古作賑之末、連々立火煙、追其通、斜其堺、打之一、田畠以下取帳目錄一通 指圖一帖

右依去三月十四日宣旨、引奉國使、堺四至打勝示畢、仍注進言上如件

建長八年八月

國使散位布師
官使史生中原

又貞治年間の古文書に

奉寄進 松尾寺金毘羅堂免田之事

合一段者 在坪六條八里廿五坪

但本無足末重名内

右件於金毘羅堂免田者、爲金輪聖王天長地久御願圓滿、殊者領家地頭莊官沙汰人諸人快樂故也仍承知狀如件

貞治元年壬寅三月十八日

新莊御方預所代官 賴 景

以上にて當時の番地の呼び方を窺ふを得べし

古昔は田地を計算するに頃又は代と云ひし事あり。日本書紀の仁德天皇紀に曰く「墾田四萬餘頃」と。萬葉集に曰く「五百代小田」とあり。文化改新に至りては次の如く示されたり。日本書紀皇德天皇紀に曰く「凡田長三十歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租稻二束二把町租稻二十二束」と。又曰く「凡田長三十歩爲段、十段爲町、段租稻一束半町租稻十五束」と。これによりて大化改新當時の田制の大様を窺ふを得べし。大寶令の載する所も孝德天皇紀の前條と同じ。萬葉集の代なるものの面積は大化改新の町の五分の一に當る即ち代の五百倍を以て一町となすなり。田制の變遷は歩法に従ふ。歩とは田地を計る最少の單位にして六尺四方(後世の一坪)を云ふ。此當時の一尺は現今の曲尺の九寸七分五厘なり。大化以前の古制は五歩を以て一代と爲し累積して五百代に至る。大化に至り古制を改め五百代を稱して一町と爲し五十代を一段と爲し且方六尺を改めて五尺と爲し歩數を増す。三百六十歩を以て段と爲し三千六百歩を以て町と爲す。白雉に至り新歩法を廢して古歩兵に復す。大寶に至り復び大化の制を用ふ。和銅に逮び新尺を制し舊五尺歩を以て新六尺と爲す。

これより條里の制の概要を述べん、條里の制は一種の極めて大規模の耕地整理なり。斑田收授等の上より其必要の痛切に起りしものなり。

歩(六尺四方)を單位とし長三十歩幅十二歩の田地を一段とす。故に一段は三百六十歩なり(此當時は畝

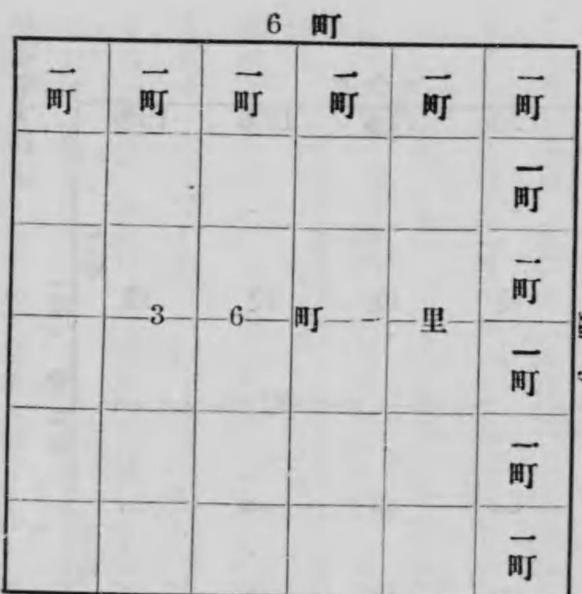
と云ふ名數なし。畝なる名稱は今より三百年前より起る。又一段は三百六十歩、一町は三千六百歩なるを豊臣秀吉の天正檢地の時一段を三百歩(三百坪)とし、一町を三千歩とせり)十段を一町となす。これを圖解すれば

60 步					
12步	12步	12步	12步	12步	
一 段	一 段	一 段	一 段	一 段	
			町		
一 段	一 段	一 段	一 段	一 段	一 段

即ち一段は長三十歩幅十二歩の面積にして一町は十段なれば六十歩(六十間四方)の面積は一町なり。此一町の土地を縦に五分し横に二分すれば長三十歩幅十二歩の土地十箇を得べし、即ち十段を得べきなり。長さの一町(里程計算上)は此面積一町の土地の一邊の長さなり。これに依り町なる名稱が面積上にも里程上にも用ひらるるに至りし次第を知り得べし。

地の段別により五段地三段地等の名稱を附して呼ぶ。縣下の各所に此種の古地名の存することは後に掲

ぐる所の如し。この區劃の境界は畔路と用水路等を設くるを以て何れの土地にても道路と水路との便利あり。この一町の土地の名稱を條里制にては坪と云ふ、即ち番地附の單位なり。卅六坪を以て一里となす而して當時の一里即六丁に對しては九尺宛の延長を見込みこれ畔路用水路のためなり。之を圖解すれ



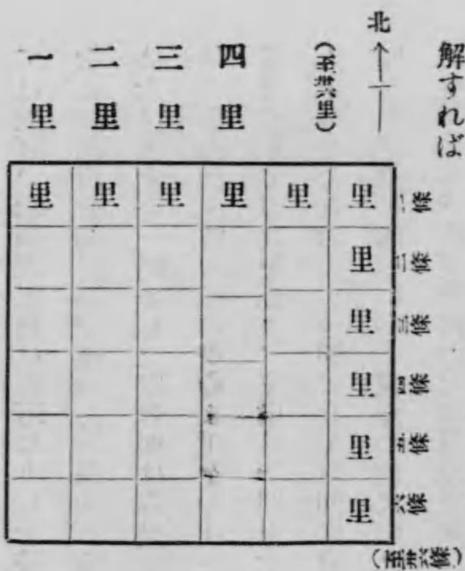
36	25	19	13	12	1
35	26	20	14	11	2
34	27	21	15	10	3
33	28	22	16	9	4
32	29	23	17	8	5
31	30	24	18	7	6

北↑——南

ば上圖の如く一町を六箇宛並ぶれば六町四方となる、この三十六町を面積上にて一里と稱す。古へは長さは六町を以て一里とす、即ち里程上の一里は面積上の一里の一邊の長さなり。

下圖は坪の數へ方の順序なり。一町を坪と稱し一里の面積に三十六坪ある次第なるを以て之れを呼ぶに一ノ坪二ノ坪三ノ坪……三十六ノ坪と呼ぶ、縣下の各所に此種の古地名の存することは後に掲ぐる所の如し。坪の數へ方の順序は諸國一定せざれども拾芥抄に「町始良終乾」とありて東北隅より唱へ始めて西北隅に終る圖に示せる所の如し。

更に里を四方に並べ續け之を縦横に通じて條と云ふ。一條二條三條……等の如し。條の數へ方は拾芥抄に「條起從北行於南」とあり。里は「里起西行於東」とあり。共に三十六まで數ふ。されど「可隨國例」とありて土地によりて必ずしも然らず縣下の各郡に條の地名の存することは後に掲ぐる所の如し。條を圖解すれば



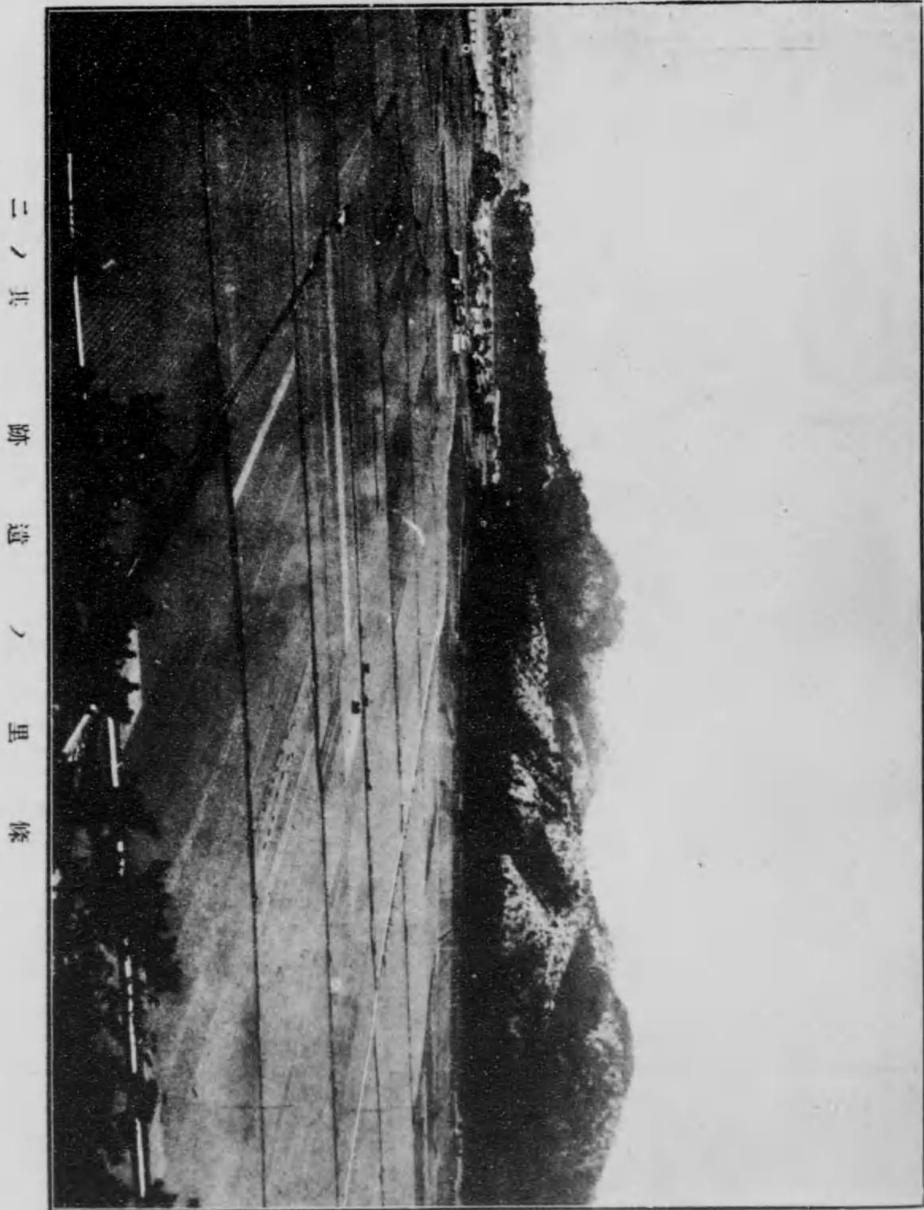
以上を條里制度と云ふ。これにより何國何郡何條何里何坪と云へば正確に其土地の位置を知ることが得べし。
三、京の條坊制と田舎の條里制との比較 此兩者を比較研究することは又一段の興味ある事なり。之より左に述べん
條坊は五町四方の地を四四十六に分くるに對し條里は六町四方の地を六六三十六に分つ、即ち前述の如く六町一里の一里四方の地を三十六に分つなり、里程の一里は大寶令に

ては五町、和銅改定後は六町なりしを後世三十六町にしたるはこれより起りしなり。
次に京間田舎間の事を述べん。條坊と條里との差別よりして京間田舎間の差別を生せしものなり。京間
は六尺五寸を一間とし、田舎間は六尺を一間とす。八疊間を二間四方とし四隅に四寸角の柱を建て一
柱の中心より隣の柱の中心までを一丈一尺六寸とすれば疊の長さは五尺八寸となる。秀吉は一間を六尺
五寸として京間を探り、家康は一間を六尺として田舎間を探れり。田舎間は條里の一町即ち三十六丈を
六十分したる六尺が一間にして京間は京の町の一町、即ち四十丈を六十分したる六尺六寸三分の二が一
間なり。前に述べし如く現今の曲尺の九寸七分五厘が昔の一尺にして昔の六尺六寸三分の二が現今の六
尺五寸なり。故に京間の尺は現今の曲尺より短く田舎間の尺は現今の曲尺なり。
今條坊と條里との差異を圖解せん。

(聚樂條里) 計一千五百八十四丈

條一	二百十六丈	條一	二百十六丈
條二	二百十六丈	條二	二百十六丈
條三	二百十六丈	條三	二百十六丈
條四	二百十六丈	條四	二百十六丈
條五	二百十六丈	條五	二百十六丈
條六	二百十六丈	條六	二百十六丈
條七	二百十六丈	條七	二百十六丈
條八	二百十六丈	條八	二百十六丈
條九	二百十六丈	條九	二百十六丈
條十	二百十六丈	條十	二百十六丈

(京内條坊) 計一千六百二十丈



二ノ其跡造ノ里條

條坊の千六百二十丈は同一線上の條里にし一千五百八十四丈なり。而して京は四十四町田舎は四十八町とす。

四、香川縣下に於ける條里の遺蹟 大化大寶頃より現今に至る間千數百年を閲する事とて其昔完全に作られたるものも今は僅かに斷片を存するに過ぎず。長き年月の間に自然的又は人爲的作用によりて如何に破壊せられたるかを知るを得べし。同じ破壊せられたる中に就きても大に破壊せられて昔日の面目を窺ふことを得ざるものと極めて輕微なる破壊に留り昔日の面影を髣髴せしむるものとあり。割合に能く保存せられたるものを擧ぐれば

- 三豊郡にて舊豊田郡の條里その中にて高室村又舊三野郡の條里
- 綾歌郡にて舊阿野郡の條里その中にて綾北の部分
- 仲多度郡にて舊那珂郡の條里及び舊多度郡の條里
- 香川郡にて鷺田村及び上笠居村
- 木田郡にて舊三木郡の條里

今縣下の地名上よりして條里に關するものと思はるゝものを掲げん

- 大川郡長尾町の東部法延寺附近に三段地、志度町に八段地二箇所五段地三段地
- 木田郡井戸村に二條、氷上村に三條、下高岡村に四條、林村と坂上村に六條、氷上村に五ノ坪、西

植田村字稗田に三段地、前田村東前田に五段地、同村龜田に五段地と三段地、これによりて察するに舊三木郡には一條より六條迄ありしことを知るを得べし。井戸の通りに一條二條あつて次に氷上の三條の通りに續き下高岡の四條その次に五條あつて山田郡に接する部分に六條ありしが如し。今日の六條の地名は舊山田郡の部に侵入し居れり。

○香川郡太田村に三條、一宮村に八段地、六段地、大野村に六段地、川岡村に八段地、淺野村に五段地、池西村に三段地

○綾歌郡林田村に六ノ坪、畑田村に三段地、山内村に一段地、陶村に三段地、川津村に六段地四段地
 ○仲多度郡郡家村に三條郡家村と龍川村と四條村に四條、四條村はこれを以て村名とせるもの、神野村に五條、板井村と龍川村に六條、四箇村に五ノ坪と八ノ坪、多度津町に一ノ坪と四ノ坪、豊原村に四ノ坪、郡家に八段地、南村にも八段地、神野村に五段地、由之觀之舊那珂郡は一條より六條迄にして東方に一條二條あつて郡家の三條の通に及び四條村と龍川村の四條とが一直線となりて之に次ぎ神野村の五條と龍川村の五條とが一直線となりて之に次ぎ板井村の六條と龍川村の六條が一直線になりて之に次ぎ、舊多度郡は一條より五條迄なり。

○三豊郡高室村に一ノ坪二ノ坪三ノ坪四ノ坪六ノ坪七ノ坪八ノ坪九ノ坪十五ノ坪上高野村に六ノ坪本山村に六ノ坪

笠田村に五段地二段地常磐村に五段地豊田村に五段地

五、三豊郡高室村の條里 高室村に存する條里の遺蹟は實に歴然たるものにして實に條里の標本たり。現存する所は里二箇の中にて雙方に跨りて一里分丈け判然たり。之を圖にて示せば次の如し。

24 常ノ森		26 脇田		21 横崎	
		23 起シ田	22 濱田		
14 七ノ坪	15 八ノ坪	16 九ノ坪	17 三ノ坪	18 二ノ坪	11 原町
6 六ノ坪		4 四ノ坪			10 大西
	13 梨ノ坪		12 横去		
	8 筋替		9 作木		

之を復元すれば次の如し

二十四ノ坪	十三ノ坪	十二坪	一ノ坪	三十六ノ坪	二十五ノ坪
二十三ノ坪	十四ノ坪	十一坪	二ノ坪	三十五ノ坪	二十六ノ坪
二十二ノ坪	十五ノ坪	十ノ坪	三ノ坪	三十四ノ坪	二十七ノ坪
二十一ノ坪	十六ノ坪	九ノ坪	四ノ坪	三十三ノ坪	二十八ノ坪
二十ノ坪	十七ノ坪	八ノ坪	五ノ坪	三十二ノ坪	二十九ノ坪
十九ノ坪	十八ノ坪	七ノ坪	六ノ坪	三十一ノ坪	三十ノ坪

圖に就いて説明せん。南部の二十五ノ坪より三十六坪迄の部はこれより南部に在りし里の三分の二の残れるものにして、これより南部に一ノ坪より二十四ノ坪迄ありしを今は地形の破壊せられて見る影もな

し。二十五ノ坪より三十六ノ坪迄を説明すれば10番地の大西は二十五ノ坪二十六ノ坪に9番地の柞木は二十七ノ坪二十八ノ坪に10番地の筋替は二十九ノ坪三十ノ坪に13番地の梨の坪は三十一ノ坪三十二ノ坪に12番地の横去は三十三ノ坪三十四ノ坪に11番地の原の町は三十五ノ坪三十六ノ坪に該當す。北部の一ノ坪より十九ノ坪迄は明瞭に存し、次の二十坪より三十六坪迄の三分の一は是より北部に在りしものなるも、今は地形の破壊せられて見る影もなし。一ノ坪より十九ノ坪迄を説明せん。19番地の暮賀の土地は一ノ坪と十二ノ坪とが境を徹せられて一つとなりたるものにて、今此部を一ノ坪と呼ぶは一ノ坪と十二ノ坪を合體したるものなり。故に面積は二倍ありて名は一となりたるなり、18番地の二ノ坪と稱する地は二ノ坪と十一ノ坪の合體して境界の失はれたるものなり。17番地の三ノ坪も南部は三ノ坪にて北部は十ノ坪なり、これは兩者の間に境界現に存す。16番地の四ノ坪は南部は四ノ坪にて北部は九ノ坪なりこれも兩者の間の境界現に存す。15番地の八ノ坪は八ノ坪と五ノ坪との合體にして兩者の境界壊たれて五ノ坪の名の失はれたるものなり。14番地の七ノ坪は六ノ坪が南部に七ノ坪が北部に在りて兩者の間に境界現に存す。21番地の横崎は十三ノ坪と十五ノ坪との合體なり。22番地の濱田の東部は十五ノ坪にして現に其名残り西部の十六ノ坪は其名失はれたり。23番地の起し田は十七ノ坪と十八ノ坪との合體なり。24番地の常の森は十九ノ坪と二十ノ坪との合體なり。26番地の脇田は二十一ノ坪二十二ノ坪二十三ノ坪二十四ノ坪の合體なり。

かく古昔の條里の跡歴然として指摘するを得べし。更に吾人は實地に就きて測量したるに符節を合するが如し。

六、結論 この條里は他府縣にも存し、奈良縣の條里及び岐阜縣美濃國の條里は殊に名高し。吾人は本縣にかゝる史蹟の存することを四方に紹介すると共に之が保存に努力せらるゝことを縣民に切望するものなり。

第二篇 天然紀念物之部

かく古昔の條里の跡歴然として指摘するを得べし。更に吾人は實地に就きて測量したるに符節を合するが如し。

六、結論 この條里は他府縣にも存し、奈良縣の條里及び波阜縣美濃國の條里は殊に名高し。吾人は本縣にかゝる史蹟の存することを四方に紹介すると共に之が保存に努力せらるゝことを縣民に切望するものなり。

第二篇 天然紀念物之部

第一 栗林公園根上り櫛

今を去る十三四年前此の櫛の位置に周り七尺餘の老松あり。幹は中空にして腐植質を満し地上九尺許りの所にて二分し、其股に櫛生育せり。明治四十二三年頃老松は遂に枯死せしを以て其幹を取り去りたるも櫛は己に根の先端を地中に突入し居りたる故枯死することなく、現今見るが如き根上り櫛となりたるものなり。老松の股には此の根上り櫛の外に蚊母樹、地錦等生育せしか之等植物の成長は老松の壽命に影響するならんとして焼きて枯死せしめんとしてあり。蚊母樹、地錦は全く枯死せしも此の根上り櫛は再び發芽して枯死を免れたり、此時已に櫛の根は地に達し居りたりしならんか。世人往々樹上に他種植物の生ずるを寄生と云ふ。寄生は母樹の養分をとり生育するものなる故に、母樹と運命を共にすべきなり。此の根上り櫛の場合に於ては母樹の幹内に生じたる腐植質に生育したるに過ぎざるなり。

此の櫛の根元の周圍を計るに約四尺五寸

根元より三本に分る其各の大きさを計るに

1、根元の周圍 一尺五寸

2、同 一 尺
 3、同 八 寸

樹の高さ 一丈六尺
 根の高さ 九尺六寸 總高さ二丈五尺六寸

根の上部四尺の間は扁平にして周囲三尺八寸下端より支根を分つ

支根の高さ六尺四寸細き支根は周囲一寸五分大支根は周囲八寸支根は大體に於て一平面に並列す母樹の幹内の空洞の扁平なりしを證せり

支根の廣かりの周囲七尺一寸

此の櫛と共に生せし蚊母樹地錦の根は母樹の空洞内の腐植

十三四年前の根上り櫛の状態

質に留まり、殊に蚊母樹は櫛に比して一層大なりしに拘らず櫛のみ根を地に達せるを見れば櫛の根の如何に伸長力の

大なるかを知るに足らんか。
 斯くの如く此の根上り櫛の如きは蓋し稀有に屬すべく、加之學術研究資料として價値また大なるものありと思考す、故に充分の保護を加へ保存すべき必要あり。



櫛 上 根 図 公 林 栗

第二 白鳥町ランプロハイア岩脈

白鳥町ランプロハイア岩脈は白鳥町の北海中に突出し、白鳥灣頭を扼せる鹿浦越にあり。松原を去る約十四町・同地は花崗岩にて成れる小丘にして國有なり。面積十六町七段七畝歩三ヶの崎あり、東崎、中崎龍ヶ鼻之れなり。中崎は數丈の斷崖をなし、岩脈此所に露出す。

ランプロハイアは黒色の堅岩にして、白色の花崗岩を貫通せる故に甚顯著なり。岩脈は南東北西に走り五十度乃至六十度の角度をなして西南に傾斜す。

中崎の西面の斷崖は岩脈最も著しく、厚さ二寸乃至七尺黒石二十餘條斜に並行をなし花崗岩を貫通す。遠く之れを望めば恰も黒白の幕を斜に引きたる如く頗る奇觀なり。

中崎の北面にあるものは其數多からざるも、岩脈の分岐せるもの再び相合し大なる花崗岩片を抱擁せるものあり。岩脈の岩石の裂罅を充たせるものなることを確實に立證せり。

此の岩脈を視察せんせば干潮時は海岸を徒歩此所に至るを得べきも、満潮の時には舟にて行かざる可らず。

鹿浦越の南端を龍ヶ鼻と云ふ、雲母安山岩の岩脈の突出して崎をなす。幅三十間高さ七間板狀節理をなし板石甚だ厚く、殆んど垂直をなせり。板面は西南より東北に向ふ。柘榴石の小結晶を含む岩脈の突端は波

蝕を受け恰も蜂窩の状をなす。南側の下部は母岩なる花崗岩に接觸し、其接觸部の花崗岩に雲母安山岩の碎片を含むを見る。

此の母岩なる花崗岩中に雲母安山岩の碎片を含有するに至りし原因につき大に研究の價值あるものと思考す。由來香川縣の花崗岩は其成生の時代の明瞭ならざるものあり、一小部分を研究して全體を推すは甚だ不合理を免れざるも此鹿浦越の花崗岩の成生の時代は

1、此の雲母安山岩を母岩の已に風化し去り岩脈の孤立と見れば花崗岩は雲母安山岩より先に成生せしものなることは論を要せざる所なり。

2、母岩たる花崗岩中に雲母安山岩の碎片を含むを見るは、此の地の花崗岩は此の雲母安山岩より後に生じたるものとなさざるべからず。

3、花崗岩の風化により成りたる砂の堆積して再び凝固して花崗岩状をなせるものとすれば雲母安山岩の碎片を含むは敢て疑問の餘地なし。

以上の如くなるが故に當地の花崗岩の成生時代につきましては他日を待ち精密に研究するの必要あり。

明治四十二年頃陸軍砲兵實彈射撃の標的となりしことあり。以後は此の如きことなき様保護を加へたきものなり。

保護の理由 ランプロハイア岩脈の斯く多數一箇所に露出せるは他に其類を聞かず、實に稀有のものなり。



脈 岩 越 浦 鹿 町 本 島 白

(小笠原島にあると聞くも、母岩と殆んど類似せる色を有し判然ならず) 龍ヶ鼻の雲母安山岩の岩脈及び其波蝕の状態及び母岩なる花崗岩中に雲母安山岩の碎片を含む等地質學上重要なものと認む。保護區域は不動浦より小磯に至る迄の海岸とし、保護方につきては別に何等の設備を要せず、海岸の岩石の採掘を禁ずるを以て足れりとす。

第三 絹島、丸龜(神)島

所在 志度驛に下車東方約三里津田、鶴羽を経て丹生村馬篠に達す。絹島は馬篠より舟航約五丁、丸龜島は絹島を去る東方約十丁、馬篠に住む山田治太郎外二名の所有なり。

絹島
面積 六反一畝歩
周囲 約三丁

南面は傾斜し東西に延長す、全面矢竹叢生し北面は十數丈の懸崖をなす。全島玄武岩にて成り柱狀節理能く發達し數千萬の柱石を正しく堆積せる如し。或は階段狀をなし或は四角の岩片にて構成せる石垣の如く海上に突立す。

柱石は大體南北に横臥し十度乃至二十度の傾斜をなす。島の北面及び東南面には八箇の海蝕洞あり。北面にあるもの最も大なり。洞の幅八尺上部兩壁漸く迫まり洞口より十五間は小舟を入るを得。奥急に縮迫し且つ暗黒にして舟を入るを得ず。第二の洞窟は洞口約三間奥行八間天井は弓形にして小舟を入るべし。柱石は概ね四角にして五角のもの甚だ少なし。横徑一尺内外を普通とす柱狀節理に加ふるに板狀節理能く發達せり。

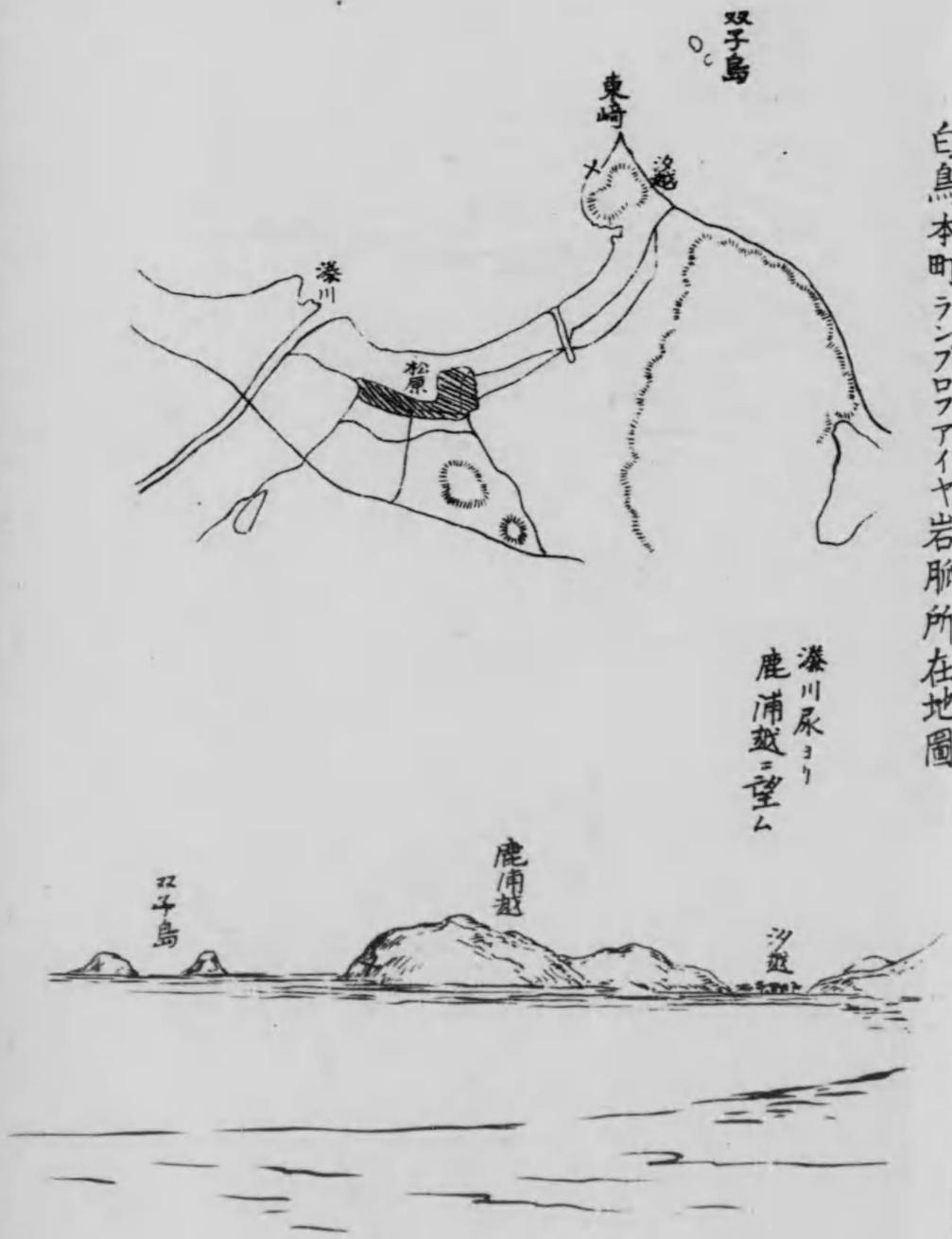
絹島の成因 柱石は岩體の冷却面に直角に生ずるものなるが故に母岩の隙間に岩漿噴出し、兩側の母岩に觸れて冷却せば柱石何れも横臥すべき理なり。右の理由により本島の柱石は横臥せる故に母岩崩壊し去り岩脈の孤立と判断を下すべきなり。本島北面の懸崖は母崖の接觸面ならん。

洞窟の成因 以上述べし如く本島の玄武岩は柱狀節理に加るに板狀節理能く發達せるを以て、怒濤浸撃のため其弱點なる横節理を緩めたる故に柱石は自己の重力により横節理に沿ひて離れ、海中に墜落し斯くして墜落せし岩片は怒濤と共に岩壁を浸撃し、海波の浸蝕作用一層増大し遂に現今の如き洞窟を見るに至りしなり。何れの洞窟にも圓石の堆積せるは之れを證するに足らん。

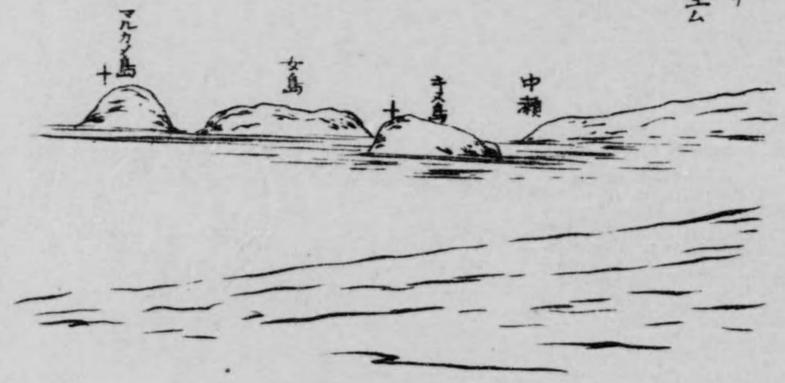
丸龜島

面積 一丁五反
周圍 約五六丁

白鳥本町ランブロファイヤ岩脈所在地圖



鶴羽海岸より
馬蓑沖へ望む



大川郡丹生村絹島丸亀(神)島所在地圖

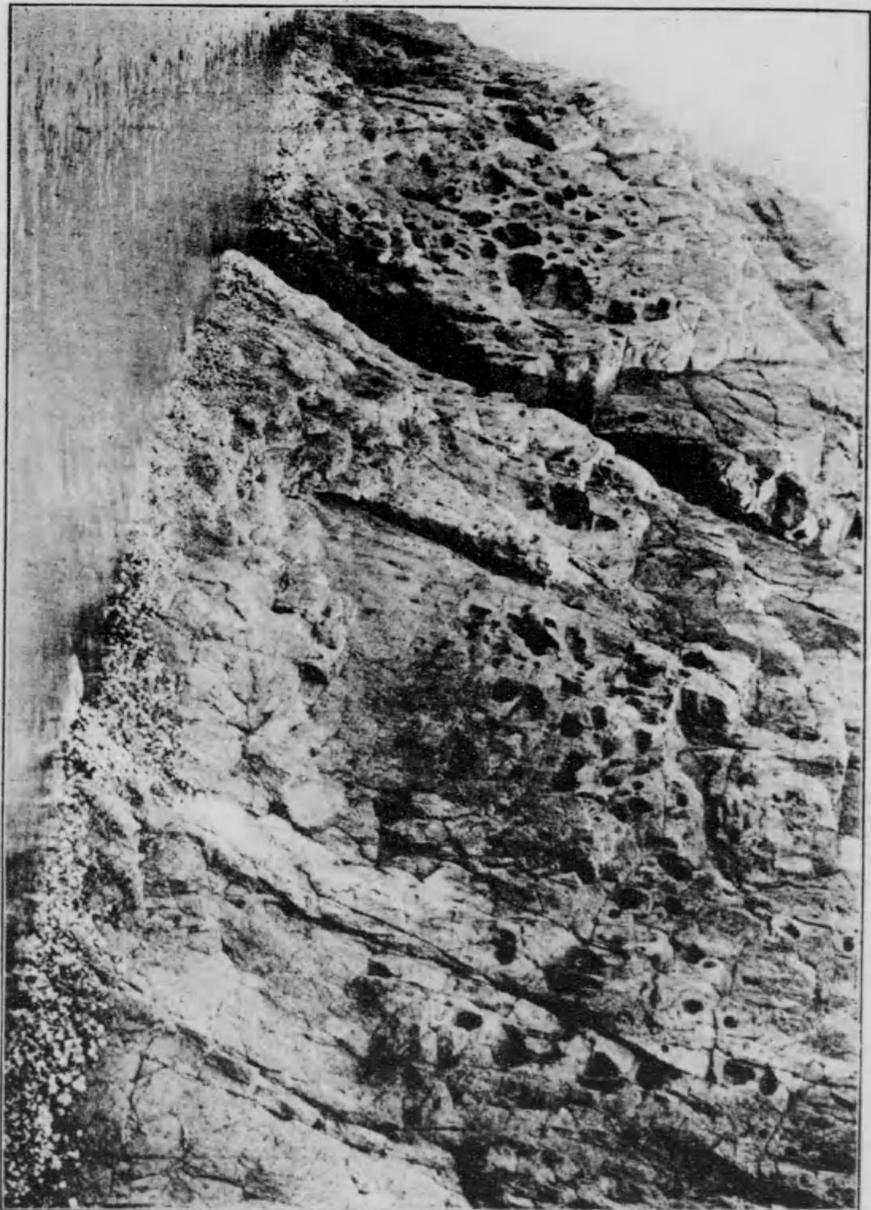


岩 武 支 島 朝



岩 武 玄 島 朝





丸石底面(神)波島(孔)

島形鐘の如く岩石の種類及び節理の状態及び柱石の方面等絹島のものに伯仲するも板状節理の發達一層著しく且つ柱石の方向稍々複雑せる所あり。北面は懸崖をなすも絹島に比して著しからず、一ヶの海蝕洞あり、奥行二十間洞口狭く舟を入るを得ず。南面の下部は花崗岩に接觸す。

斯の如く丸龜島は遠望恰も岩鐘の如きも、絹島に於けると同じく岩脈の孤立せるものと斷定すべきなり。母岩の花崗岩なるべきことは其接觸部及び南方の女島の全部花崗岩なるにより推知するに足る。斯くの如く此の二島は學術研究上貴重なるものにして天然紀念物とし保存すべき價値大なるものと認む

第四 二本杉附屬天然林

位置	木田郡奥鹿村大字奥山字津柳
面積	約六反歩
所有者	熊野神社(二本杉神社)

本山林は常緑木の密林にして大樹枝を交へ、樹下に灌木叢生し鬱然たる天然林なり、其樹木中主なるものは檜類にして其最大なるものは千兩檜と稱へ四近に名高し。其太さを測るに

根元の周圍 一丈八尺三寸

根元より五尺の高さにて 一丈五尺
神社の前なる階段の兩側に二本の大なる杉あり二本杉と云ふ。今より四百年前當神社の神官筒井氏の祖先の献栽せしものなりと。其太さを測るに

大なるもの

根元の周囲 三丈二尺

根元より五尺高さにて 二丈四尺一寸

小なるもの

根元の周囲 二丈一尺

根元より五尺の高さにて 一丈八尺二寸

本山林の樹木の種類は別に精細に調査の必要あるも、全體より見れば香川県に稀に見る所の櫛類の大樹を含む潤葉樹の天然林なる故に之れに保護を加へ、天然紀念物として保存するの必要あり。
保存の方法は大樹は枯枝と雖も伐採せしめざること、又た灌木草類とても採集を堅く禁し全く天然の儘になし置き他より植物を移植する事なからしむべし。

第五 寶生院の柏楨



杉 本 二

所在 小豆郡淵崎村字上庄寶生院境内にあり、高松港より海路約一時間にして土ノ庄棧橋に上陸、約半里にして寶生院に達す。

寶生院は皇跡山の山腹にあり。柏楨は其の東方にあり、之れを望めば恰も積雲の將に雨を排せんとするが如く蔚々として他樹を壓す、人之れを効の森と云ふ。石垣を作り傾斜地を平坦にし西方及び南方に花崗岩の玉垣及び土塀を繞らし猶ほ玉垣内の楨柏の根元に接近して鐵線を繞らせり。往時は該樹の保存費として畑七畝十七歩附與せられ居りたりと。

枝葉繁茂して約七十坪の地面を蔽ふ樹勢極めて旺盛なり、樹上南北兩面に嘗て伐採せし太き枝の斷面露出し爲めに樹の美觀を損せる感あり惜むべし。

幹は根元より裂開して三方に分る、心材は腐朽せり、樹の高さ及び幹の周圍を計るに左の如し。

樹の高さ

約六丈

幹の周圍根元にて

四丈八尺

1、地上三尺五寸の所にて

二丈五寸

裂開し三方に分れたる各幹の周圍

2、同

二丈四尺

3、地上二尺五寸の所にて

二丈

樹齡一千七百年と稱す

傳説 舊記に曰く昔應神帝行幸地にして柏樹を植へて効とす云々。香川縣史に曰く寶生院皇跡山吉祥寺と號すと、應神天皇行宮の跡なり、柏樹あり周圍四十七尺高さ六十尺、當時天皇の手栽せる所と云ふ、是れ山號のある所以なり。

柏樹碑の歌

かりみやのしるしのひときやちよへてときわのもりとあふかれにけり

御歌所寄人從五位勳五等 坂正臣氏

明治十五年院の本堂建立の際此の樹を伐採賣却し建築費の不足を補はんとの説出でしことあり。土ノ庄部落の或る特志家之れを惜み、用會を組織して其不足を補ひたりと。此の功績や實に没すべからざるものなり、今其氏名の不明なるを遺憾とす。

宮内省市川技師の調査に關る日本に於ける柏の名木表を掲ぐれば左の如し。

名	稱	歴	年	高	サ	周	圍	所	在	地
寶生院大横柏			一七二〇		一一、〇 <small>呎</small>		五、〇 <small>呎</small>	香川縣小豆郡淵崎村		
下柏ノ大横柏			一〇〇〇		六、三		三、四〇	愛媛縣松柏村		
牧岡神社ノ大横柏		傳 <small>神武天皇御手栽ト</small>			一五、〇		一、八〇	大阪府		



一ノ其 横 柏 院 生 寶

仙光寺ノ横柏	深草寺ノ横柏	西傳寺ノ横柏	田栖川ノ横柏	伊吹八幡ノ大横柏	蛇横柏	建長寺ノ横柏	城願寺ノ横柏	誓願寺ノ横柏	八幡ノ横柏	潮岬ノ横柏	高瀬ノ大横柏
二五〇	四〇〇	七四〇	八〇〇	七〇〇	一〇〇〇	六〇〇	七五〇	四六〇	五〇〇	一〇〇〇	五〇〇
八、〇	七、〇	八、三	六、〇	九、〇	一〇、〇	七、〇	一〇、〇	一〇、〇	一二、〇	七、〇	六、〇
八〇	九〇	一、一五	一、〇〇	一、三六	一、二〇	一、二〇	一、七〇	一、八〇	一、七五	二、九〇	一、五〇
和歌山縣	和歌山縣	静岡縣	和歌山縣	愛媛縣	神奈川縣六浦村	神奈川縣鎌倉	神奈川縣	和歌山縣	愛媛縣	和歌山縣	香川縣

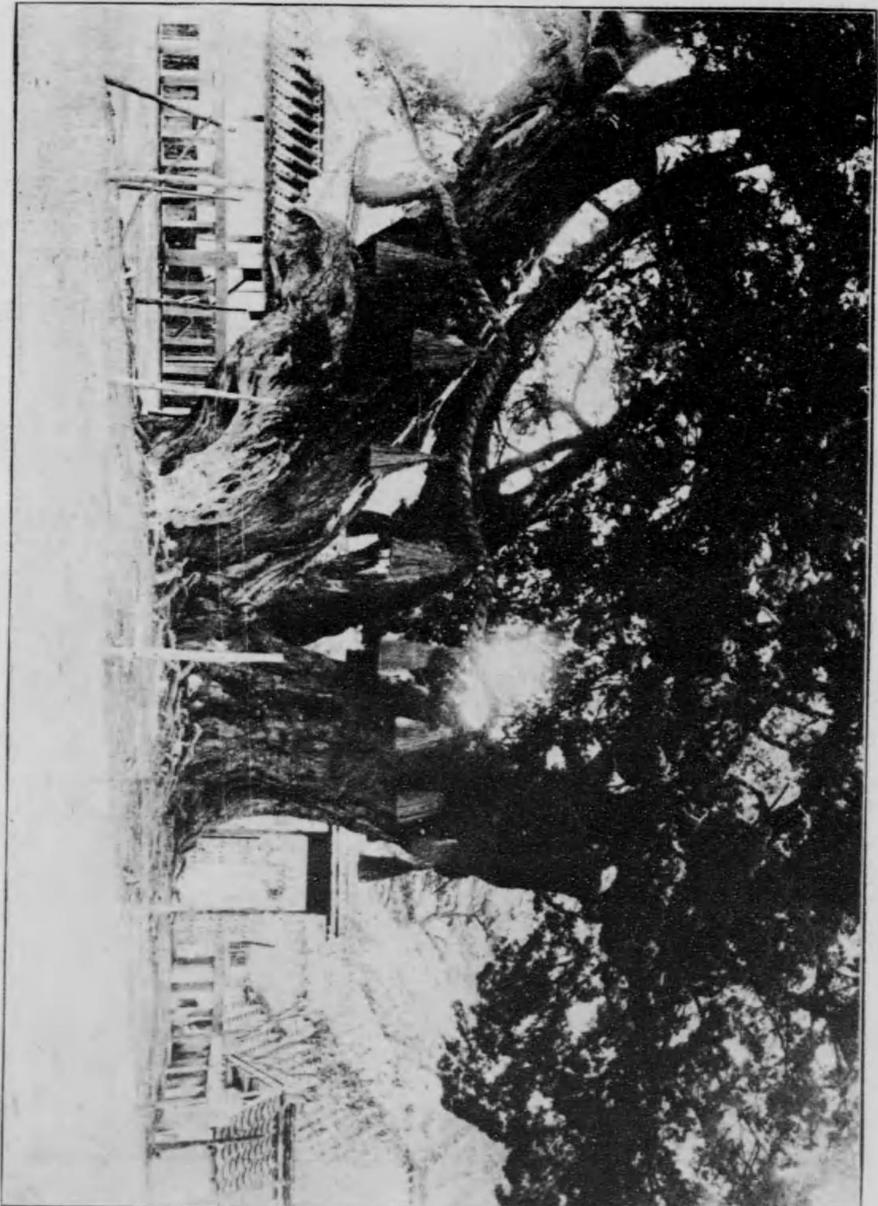
大徳寺ノ横柏	六〇〇	七、〇	八〇	京都府
栴殻邸ノ横柏	一〇〇〇	五、〇	一、二〇	京都東本願寺別邸
御假尾ノ横柏	四〇〇	八、〇	一、八〇	鹿兒島縣

附年代ハ保証シ難キモ高サ並ニ目通り大サハ最近ノ調査ニ基クモノナリ

香川縣に於けるハクの大樹

名	稱	根元周圍	目	通	所在地
地藏寺ノハク		一、四四 <small>丈尺</small>		一、二一 <small>丈尺</small>	大川郡志度町
高下ノハク		一、二〇		一、〇三	小豆郡豊岡唐櫃
福善寺ノハク		一、二三		一、〇三	高松市
廣嚴院ノハク		一、一〇		〇、九〇	三豊郡仁尾
上ノ坊ノハク		地上三尺ノ所ニテ一、四八	地上五尺ノ所ニテ一、三二		三豊郡上高瀬村

以上の如く寶生院のハクは由緒上の關係のみならず、本邦最も巨大なるハクとして又た學術研究資料と



寶生院の横柏



地蔵寺ノ柏楨

して保存すべきなり。

保護上の注意 大樹は往々人の根元に接近し小兒の遊戯所となるため、樹皮を剝離し枯死せしむることあり、故に根元に近き所に一層堅牢なる玉垣を繞らし又樹に接して家屋の建築を固く禁ずるを要す。
地藏寺の柏楨(ヒヤクシン、俗ハク)

大川郡志度町地藏寺境内にあり

根元	一丈四尺四寸
目通	一丈二尺一寸
高さ	十三間

地面より分枝せる所迄約六間

傳説 志度寺に安置せる十一面觀世音像を刻せし餘材を植へたるなり。後星霜一千二百年今日見るか如き成長をなしたるものなりと、故に同寺にては此の木を御衣木ミツキと稱せり。

志度町地藏寺舊記に

志度道場本尊觀世音御衣木の縁起は上古近江國高崎郡三尾前山に白蓮花谷と云ふ所あり。彼の谷に宛も楠に似たる靈木臥せり。然るに土人未だ何れより流れ來れりと云ふことを知らず。其靈木時々瑞光を放ち妙香四方に薰す。時々諸天來りて白蓮花を散して彼の靈木を供養すること生身の佛を供養する

ことに等し。諸人其谷を日蓮谷と云ひ傳ふ。人王廿七代繼体天皇十一年(丁丙)に當り彼靈木大雨のため自然に流れ出て同國志賀郡湖水(大津浦)の中に漂泊せり。已に七十年を経てるに諸人彼木を取らんとすれば種々の怪異ある故取るものなし。其後崇徳天皇の御宇又洪水に流れて山城國淀の川瀬に至る途に海中に漂流し、數十年を経て推古天皇三十三年(乙酉)に當り我讚岐國房前の沖なる高島の磯邊に流れ寄りて時々異光を放てり、此靈木終に志度道場觀世音尊像の御衣木となれり。

樹勢稍々衰へり別に保護の設なし。
柏楨は鉛筆の材として多く用ひらる故に該樹の大なるものは漸次減少の傾きあり、故に保護を加へ保存の方法を講ずるは必要なり。

第六 乳藥師の公孫樹

所在 三豊郡莊内村字大濱篠木谷藥師堂境内にあり。詫間驛より約一里半堂は大濱なる壽命院の別庵なり
公孫樹は別に保護の設けなし。

本樹は乳房(柱瘤)の著しきを以て名を知る。根元より數本の太き枝を生し恰も數株の集まり生せるが如く見ゆ何れも乳房の生せざるはなし。年代は明ならざれども最早老境に入り成育旺盛ならず。母株と



一ノ其 房乳ノ樹孫公師藥乳